

まんのう町地域防災計画

資料編

令和 3 年 7 月

まんのう町防災会議

目 次

1 条例、規則、要綱等	1
(1) まんのう町防災会議条例.....	1
(2) まんのう町災害対策本部条例.....	3
(3) まんのう町防災センター条例.....	4
2 災害に関する記録等	6
(1) 過去における県下の主な風水害等一覧.....	6
(2) 過去における県下の主な地震一覧.....	9
(3) 過去における主な林野火災一覧.....	11
3 防災上注意すべき区域等	13
(1) 河川重要水防区域.....	13
(2) 防災重点農業用ため池一覧.....	16
(3) 土砂災害警戒区域等.....	19
(4) 地すべり危険箇所一覧.....	36
(5) 高堰堤.....	36
(6) 山腹崩壊危険地区.....	36
(7) 崩壊土砂流出危険地区.....	37
(8) 浸水想定区域内のアンダーパス一覧.....	42
(9) 浸水想定区域内の災害時要配慮者利用施設一覧.....	42
(10) 土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者利用施設一覧.....	43
4 危険物等施設関係	44
(1) 危険物施設.....	44
(2) 高圧ガス関係事業所.....	44
(3) 火薬類関係営業者.....	44
(4) 毒物劇物営業者.....	44
5 気象関係	45
(1) 水位、雨量、風向、風速観測所.....	45
6 消防水防関係	46
(1) 消防本部現勢.....	46
(2) 消防団現勢.....	47
(3) 消防水利の現況.....	47
(4) 消防無線通信施設・火災通報施設の現況.....	47
(5) 町防災無線通信施設.....	48
(6) 町が管理する水防倉庫及び備蓄資材一覧.....	49
(7) まんのう町自衛消防団.....	49
7 医療救護関係	50
(1) 救護病院一覧表（仲多度郡・善通寺市医師会 会員医療機関）.....	50
(2) 薬局一覧表（薬剤師会善通寺仲多度支部 指定薬局）.....	50
8 保健・衛生関係	50
(1) 一般廃棄物処理施設.....	50
(2) 一般廃棄物収集車両.....	51
(3) 火葬場一覧（公営）.....	51
9 飲料水の確保関係	51
(1) 給水用車両、器具等保有状況.....	51
(2) 災害時飲用水ろ過施設.....	52
10 備蓄関係	52
(1) 防災用備蓄品一覧（R3. 3. 31 時点）.....	52

11 交通・輸送関係	53
(1) 緊急輸送路	53
(2) 自動車の保有状況.....	55
(3) 広報車・無線搭載車の状況.....	56
(4) 緊急用車両一覧表.....	56
(5) 緊急通行車両等事前届出一覧表.....	57
12 避難収容関係	59
(1) 指定避難所	59
(2) 緊急指定避難場所.....	60
(3) 予備的避難所	61
(4) 予備的避難場所	61
(5) 予備的避難場所（国・県の施設）	61
13 防災ヘリコプター関係	62
(1) 災害対策用ヘリポート（臨時）	62
(2) 特設公衆電話設置箇所一覧表.....	63
14 協定関係	64
(1) 協定及び覚書等一覧表.....	64
15 様式	66
(1) 様式第1号（被害状況報告書）	66
(2) 様式第2号（救助実施記録日計票）	69
(3) 様式第3号（被災者台帳）	70
(4) 様式第4号（被災証明書）	71
(5) 様式第5号（り災証明書）	72
(6) 様式第6号（避難所設置及び収容状況）	73
(7) 様式第7号（救助の種目別物資受払状況）	74
(8) 様式第8号（被災者救出状況記録簿）	75
(9) 様式第9号（死体処理台帳）	76
(10) 様式第10号（埋葬台帳）	77
(11) 様式第11号（障害物除去の状況）	78
(12) 様式第12号（生業資金貸付台帳）	79
(13) 様式第13号（災害救助法による生業資金借入申込書）	80
(14) 様式第14号（炊出し供与状況）	81
(15) 様式第15号（食糧現品給与簿）	82
(16) 様式第16号（炊出し用物品借用簿）	83
(17) 様式第17号（飲料水の供給簿）	84
(18) 様式第18号（物資購入（配分）計画表）	85
(19) 様式第19号（物資の供与状況）	86
(20) 様式第20号（救護班活動状況）	87
(21) 様式第21号（病院診療所医療実施状況）	88
(22) 様式第22号（助産台帳）	89
(23) 様式第23号（応急仮設住宅（入居）申込者名簿）	90
(24) 様式第24号（応急仮設住宅台帳）	91
(25) 様式第25号（住宅応急修理記録簿）	92
(26) 様式第26号（臨時雇上人夫勤務状況表）	93
(27) 様式第27号（派遣要請書）	94
(28) 様式第28号（撤収要請書）	95
(29) 様式第29号（輸送記録簿）	96
(30) 様式第30号（学用品購入（配分）計画表）	97
(31) 様式第31号（学用品の給与状況）	98
16 その他	99
(1) 災害救助法による救助の程度、方法及び期間	99
(2) 災害弔慰金	102
(3) 災害障害見舞金	103
(4) 災害援護資金	104

(5)	被災者生活再建支援金（生活再建支援・居住安定支援）	106
(6)	まんのう町の定める条例・条例施行規則	112
(7)	火災・災害等即報要領	113
(8)	災害報告取扱要領	130
(9)	まんのう町防災会議委員名簿（令和3年度）	136
(10)	参集途上における被害状況報告書	137

1 条例、規則、要綱等

(1) まんのう町防災会議条例

(平成 18 年 3 月 20 日条例第 20 号)

改正 平成 24 年 3 月 1 日条例第 2 号 平成 24 年 6 月 22 日条例第 16 号
平成 24 年 9 月 11 日条例第 24 号 平成 25 年 3 月 1 日条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、まんのう町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) まんのう町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 33 条の水防計画その他の水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (5) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定行政機関又は指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 香川県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 香川県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから、町長が任命する者
 - (8) 前各号に掲げる者のほか、町長が特に必要と認める者
- 6 委員の定数は 25 人以内とし、前項第 1 号については 1 人、第 2 号については 3 人、第 3 号については 1 人、第 4 号については 11 人、第 7 号については 4 人とする。
- 7 第 5 項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、香川県職員及び町職員並びに学識経験のある者のうちから、町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

附 則 (平成24年3月1日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年6月22日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年9月11日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月1日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

(2) まんのう町災害対策本部条例

(平成 18 年 3 月 20 日条例第 21 号)

改正 平成 24 年 9 月 11 日条例第 24 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、まんのう町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(班)

第 3 条 災害対策本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 班に班長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 班長は、班の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地対策本部に現地対策本部長及び現地災害対策部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地対策本部に事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 9 月 11 日条例第 24 号)

この条例は、公布の日から施行する。

(3) まんのう町防災センター条例

平成 18 年 3 月 20 日

条例第 22 号

(設置)

第 1 条 住民の防災に関する知識及び防災技術の普及向上並びに防災意識の高揚を図るため、防災センターを設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 防災センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 まんのう町防災センター
- (2) 位置 まんのう町吉野下 430 番地

第 3 条 まんのう町防災センター（以下「防災センター」という。）に、次の施設を設ける。

- (1) 研修会議室
- (2) 備蓄倉庫及び車庫
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が必要と認める施設

(事業)

第 4 条 防災センターは、設置の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する相談及び指導に関すること。
- (2) 防災に関する講演会、講習会等各種行事の開催に関すること。
- (3) 防災センター施設の利用に関すること。
- (4) 防災資材の備蓄及び保管
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が防災上必要と認める事業

2 防災センターは、前項に定める事業を行うに当たり、住民の積極的な参加及び利用を図るよう努めなければならない。

(利用)

第 5 条 研修会議室を利用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、前項の許可に際し、管理上必要な条件を付することができる。

(使用料)

第 6 条 研修会議室の使用料は、無料とする。

(原状の回復)

第 7 条 研修会議室の利用許可を受けた者は、その利用を終了したときは、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

(損害の賠償)

第 8 条 防災センターの建物及び附属施設をき損した者は、町長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第 9 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の満濃町防災センター設置条例（平成9年満濃町条例第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

2 災害に関する記録等

(1) 過去における県下の主な風水害等一覧

発生年	発生日	災害名	死者(人)	負傷者(人)	家屋(棟)		床上浸水(戸)	床下浸水(戸)	備考	
					全壊	半壊				
昭和20	10.8~10.13	台風(阿久根台風)	5	1	5	23	1,051	6,914	行方不明2人 県下一円諸所で河川氾濫	
24	7.28~7.31	台風(ハース台風)	3		1	2	10	243	鴨部川氾濫(志度・長尾) 家屋流出5戸	
26	7.12~7.13	大雨	2		6	8		21	487	家屋流出5戸、船沈没1隻 中部沿岸被害大
	10.14~10.15	台風(ハース台風)	1	2	58	83			278	西讃・小豆島被害大
27	7.1~7.3	大雨	4	4	6	8	451	3,264	県下一円、強雨断続諸所で水害	
29	6.28~6.30	大雨	4	2	1	8	38	1,606	仲多度郡被害大、家屋流出1戸 (観音寺・滝宮・琴平)	
	7.4~7.5	大雨	1		4	1		136	中部沿岸(丸亀)	
	9.13~9.14	台風第12号	1	8	30	65	477	5,428	県下一円、船沈没1隻	
34	8.7~8.9	台風第6号	1		1	2		125	県下一円(高松・観音寺)	
	9.26~9.27	台風第15号(伊勢湾台風)		4	8	5	52	1,254	県下一円(東讃被害大) 家屋流出2戸、船沈没5隻	
35	8.28~8.30	台風第16号	1	1	3	13	13	374	県下一円(高松・小豆島) 船沈没1隻	
36	9.14~9.16	台風第18号(第2室戸台風)		36	88	123	1,503	10,503	県下一円(大川郡被害大) 家屋流出3戸、船沈没5隻 災害救助法適用	
	10.26~10.27	集中豪雨	2	29	42	104	1,351	4,633	大川郡・小豆島被害大 行方不明2人 災害救助法適用	
39	9.24~9.25	台風第20号		8	56		2	58	台風の中心通過	
40	9.9~9.10	台風第23号	3	18	62		703	6,041	災害救助法適用	
	9.17	台風第24号	1	5	15		93	4,472	災害救助法適用	
43	7.28~7.30	台風第4号	1					589		
44	3.12	雪害	1							アーケード3ヶ所倒落
	8.22~8.23	台風第9号		3		3				
45	8.21	台風第10号		18	4	8		223		
46	8.30	台風第23号	1	7	3	4	39	884		
47	3.31~4.1	突風	1	1	1					

発生年	発生日	災害名	死者(人)	負傷者(人)	家屋(棟)		床上浸水(戸)	床下浸水(戸)	備考
					全壊	半壊			
	6.7~6.8	6月豪雨		1				53	
	9.16~9.17	台風第20号	2	11	12	29	1,344	8,439	
49	4.21	突風	1						香川町
	7.6~7.8	台風第8号による集中豪雨	29	24	47	216	3,243	6,107	小豆郡・大川郡特に内海町で被害甚大 災害対策本部設置 災害救助法適用
	8.31	台風第16号		2				64	
50	8.17	台風第5号		1				7	
	8.22~8.23	台風第6号		1	1	10	168	2,308	
51	9.8~9.14	台風第17号	50	127	274	317	4,477	15,224	小豆島・東讃地方被害甚大 災害対策本部設置 災害救助法適用
53	9.15~9.16	台風第18号					2	86	
54	6.29~6.30	大雨						110	
	9.30~10.1	台風第16号		10	2	1	214	3,541	
	10.19~10.20	台風第20号	1				2	791	
55	9.11	台風第13号						199	
	10.14	台風第19号						46	
56	6.26~6.29	梅雨前線						20	多度津町
57	9.25	台風第19号			2	2	23	603	
58	9.28	台風第10号	1	2	8	7	342	6,832	行方不明1人
59	1.31	雪害		3					
60	6.21~7.7	梅雨前線						62	
62	10.16~10.17	台風第19号	3	10	18	25	3,720	16,502	県下一円 高松市・三木町に災害救助法適用
63	6.2~6.3	台風第2号						7	
	7.13~7.14	梅雨前線						146	
平成元年	8.26~8.27	台風第17号						36	一部損壊家屋2戸
	9.14	大雨・雷・高潮					4	245	多度津町桜川水門
	9.19	台風第22号		2				4	負傷者はJR列車の脱線による
2	9.11~9.20	秋雨前線 台風第19号	2	2	2	2	158	2,253	災害対策本部設置
	10.1~10.8	豪雨 台風第21号						2	丸亀市

発生年	発生日	災害名	死者(人)	負傷者(人)	家屋(棟)		床上浸水(戸)	床下浸水(戸)	備考
					全壊	半壊			
	11.4	低気圧の通過に伴う災害					8	166	床上浸水 多度津町8 床下浸水 丸亀市8、多度津町158
3	7.4~7.5	梅雨前線			1				土庄町鹿島 民家
	9.26~9.28	豪雨 台風第19号		7			12	554	軽傷7名 善通寺市、一部損壊 92 非住家被害 88、り災者数 39
4	8.8~8.9	豪雨 台風第10号					2	220	一部損壊 綾歌町1
5	6.28~6.29	梅雨前線					4	253	一部損壊 飯山町1
	7.27~7.28	台風第5号						3	一部損壊 白鳥町1
	7.29~7.30	台風第6号						1	三野町
	8.1~8.2	豪雨						4	一部損壊 山本町1
	9.3~9.4	台風第13号						12	一部損壊 丸亀市1、白鳥町1 内海町1、琴平町2 災害対策本部設置。
6	上記に該当する災害なし								
7	1.17	阪神・淡路大震災		7					重傷1名(大川町)、軽傷6名(高松市2、坂出市、大内町、寒川町、牟礼町) 一部損壊 津田町1、牟礼町1
	6.30~7.7	豪雨			1			17	全壊1(満濃町)
	7.20~7.22	豪雨						3	
8	8.14~8.15	台風第12号		2		1	3	321	軽傷2名(高松市1、宇多津町1) 半壊1(高瀬町) 一部損壊(豊中町)
9	7.12~7.13	梅雨前線						74	高松市56、丸亀市8、坂出市1 志度町2、多度津町7
	7.26~7.27	台風第9号		3	1	1		5	軽傷3名(内海町、香南町、満濃町) 全壊1(香川町) 半壊1(高松市) 一部損壊6、非住家被害3
	9.16~9.17	台風第19号		1			6	307	重傷1名(高松市) 床上浸水 (志度町3、土庄、牟礼、詫間町)
10	9.22	台風第7号					257	1,273	床上浸水高松市256、多度津町1 床下浸水高松市1,039 坂出市107 丸亀市4、三木町18 長尾町2、多度津町86 琴平町3、香南町2 綾歌町4、香川町6 満濃町2 非住家床下浸水2 (綾歌町1、香南町1) 自主避難高松市3箇所 13人
	10.17	台風第10号						4	床下浸水 多度津町4 一部損壊 内海町1 非住家一部損壊 内海町2 避難勧告 高松市1箇所 30人 引田町2箇所 11人 自主避難 大内町2箇所 6人

発生年	発生日	災害名	死者(人)	負傷者(人)	家屋(棟)		床上浸水(戸)	床下浸水(戸)	備考
					全壊	半壊			
11	9.14~9.15	台風第16号					3	96	床上浸水 高松市3 床下浸水 高松市95、内海町1
	9.24	台風第18号		4					重傷2名(観音寺市) 軽傷2名(白鳥町、豊中町)
16	8.17~8.18	台風第15号					0	0	まんのう町(旧満濃町) 17時50分消防団屯所待機(66人)、吉野地区北原、用水路溢れる。神野地区の池漏水発生。四条地区用水溢れる。
	8.30~8.30	台風第16号					0	0	まんのう町(旧満濃町) 役場職員待機100名 岸上地区と神野地区ビニールシート飛散。吉野地区信号機故障。 長炭と羽間地区の道路に倒木。
	9.7	台風第18号					0	0	まんのう町(旧満濃町) 吉野地区、倒木により電線が切断される。四条地区、電線切断の恐れあり。長炭地区、倒木により瓦が割れる。 建物 屋根の一部損壊3施設
	9.29	台風第21号					0	2	まんのう町(旧満濃町) 役場職員待機60名 江畑地区、土砂崩れで通行止め 神野地区、高屋原地区、四条地区、長炭地区で用水路氾濫
	10.20	台風第23号			1	0	30	215	まんのう町(旧満濃町) 一部損壊5軒、土砂流入15軒 役場職員で土嚢作り。 自主避難呼びかけ(オフトーク) 長炭地区大谷川自治会が大雨で孤立 避難勧告 179世帯613人 避難者149人 満濃池満水により金倉増水の可能性よりオフトークで自主非難を呼びかけ。 避難者に食料・毛布などを支給。 四条・高篠・羽間地区で断水
	7.30	台風第10号							まんのう町(旧琴南町) 内水氾濫1
	8.30	台風第16号							まんのう町(旧琴南町) 自主避難9人
9.7	台風第18号							まんのう町(旧琴南町) 自主避難9人	
10.19	台風第23号						7	まんのう町(旧琴南町) 自主避難9人 床下浸水7世帯17人	
8.23	大雨						4	まんのう町(旧仲南町) 帆山下水が溢れる。 買田がけ崩れ。 買田川氾濫寸前。 塩入自治会 県道土砂崩れにより孤立	
10.20	台風第23号						2	まんのう町(旧仲南町) 建物損壊1施設 土砂崩れにより琴平バスの倉庫崩壊	

発生年	発生日	災害名	死者(人)	負傷者(人)	家屋(棟)		床上浸水(戸)	床下浸水(戸)	備考
					全壊	半壊			
17	7.2	台風第10号					5	95	まんのう町(旧満濃町) オフワークで自主避難呼びかける。 避難者:防災センター1人、高篠小学校2人
	9.5~9.7	台風第14号							まんのう町(旧満濃町) 自主避難:長炭地区1世帯1人、高篠地区1世帯3人
	7.2	台風第10号						2	まんのう町(旧琴南町) 床下浸水2世帯4人
	7.2	台風第10号						3	まんのう町(旧仲南町) 旧仲南町郵便局の隣で氾濫している。 帆山自主避難1人 丸亀三好線野口から県境通行止め 生間河川氾濫 佐文道路路肩崩壊
18	8.23	大雨						22	床下浸水 高松市22
19	7.14~7.15	台風4号						1	非住家一部損壊 さぬき市1 床下浸水 坂出市1
20	8.29	大雨						56	床下浸水 高松市1、坂出市3、宇多津町52
21	8.9~8.10	台風9号						51	床下浸水 高松市5、東かがわ市46
22	6.28	大雨						9	床下浸水 坂出市1、宇多津町8
	8.7	大雨					3	68	床上浸水 普通寺市3 床下浸水 普通寺市68
	9.23	竜巻		1		1			軽傷 綾川町1 半壊 綾川町1 一部損壊 綾川町9 非住家被害 綾川町1
	12.3	強風		4					軽傷 観音寺市1 多度津町3 非住家被害 三豊市2
	12.9	強風		1					重傷 三木町1
	12.28	強風		2					軽傷 丸亀市1、坂出市1
23	5.29	大雨		1			1	61	軽傷 坂出市1 床上浸水 高松市1 床下浸水 高松市1、坂出市1、観音寺市59
	7.19~7.20	台風6号		12				2	軽傷 高松市7、丸亀市1、坂出市3、三豊市1 一部損壊 丸亀市2、小豆島町1 床下浸水 坂出市2 非住家被害 高松市1、丸亀市3
	8.2	大雨						21	床下浸水 観音寺市21 非住家被害 観音寺市2
	9.2~9.3	台風12号						4	床下浸水 まんのう町4 大谷川地区
	9.16	大雨					13	164	床上浸水 さぬき市5、東かがわ市6、小豆島町2 床下浸水 さぬき市43、東かがわ市94、小豆島町27 非住家被害 さぬき市1
9.19~9.21	台風15号					4		床上浸水 まんのう町4 新目地区、山口上池決壊による	

発生年	発生日	災害名	死者(人)	負傷者(人)	家屋(棟)		床上浸水(戸)	床下浸水(戸)	備考
					全壊	半壊			
24	4.3	暴風	1	17					死者 三豊市1 重傷 高松市3、観音寺市1、小豆島町1 軽傷 高松市5、丸亀市1、観音寺市2 さぬき市3、宇多津町1 非住家被害 高松市4、丸亀市4、普通寺市3 三豊市7、三木町1、綾川町1 多度津町2
	9.11	大雨							床下浸水 三豊市3 非住家被害 三豊市1
25	6.20	大雨						1	床下浸水 三豊市1 一部損壊 綾川町1
	9.3~9.4	台風17号						12	床下浸水 高松市1、三豊市3、多度津町8 非住家被害 普通寺市1
	9.15~9.16	台風18号						1	床下浸水 高松市1
	10.24~10.25	台風27号						1	床下浸水 普通寺市1
26	8.9	台風11号		5	1	2	1	1	負傷者 高松市5 全壊 高松市1 半壊 東かがわ市2 床上浸水 土庄町1 床下浸水 東かがわ市3、土庄町1、小豆島町9
	10.6	台風18号						2	床下浸水 高松市2
	10.13	台風19号						16	床下浸水 小豆島町16

(2) 過去における県下の主な地震一覧

発生年月日	地震名	震度	規模	震央	被害状況
1707年 (宝永4年) 10月28日 14時	宝永地震	—	8.4	北緯 33.2° 東経 135.9° 深さ - 紀伊半島沖	我が国最大級の地震の一つ。全体で死者5,000人余、潰家約59,000軒、家屋の倒壊範囲は東海道・近畿・中国・四国・九州と中部地方の一部に及ぶ。 香川県では、死者28人、倒壊家屋929軒、丸亀城破損。また、五剣山の1峰崩落。余震は、12月まで続く。5～6尺(2m弱)の津波で相当の被害があった。
1711年 (正徳1年) 12月20日 15時		—	6.7	北緯 34.3° 東経 134.0° 深さ - 讃岐中部 (香川県中部)	被害は、高松領のみ。死者1,000人余、倒壊家屋1,073軒、道路、堤割れる。また、津波が1日10回押し寄せ、余震は30日続く。
1854年 (安政1年) 12月24日 16時	安政南海地震	—	8.4	北緯 33.0° 東経 135.0° 深さ - 紀伊半島沖	被害は、近畿・中国・四国・九州と中部地方の一部に及ぶ。 房総より九州東岸にまで大津波が襲来。全体で死者3,000人、家屋全壊10,000戸、半壊40,000戸、焼失6,000戸、流失15,000戸。 香川県では、死者5人、負傷者19人、倒壊家屋2,961軒、土蔵被害157箇所、塩浜石垣崩れ3,769間、塩浜堤大破7,226間、川堤崩れ6,456間、せき崩れ491箇所、池大破264箇所、橋被害126箇所であった。この地震による津波の高さは、香西(高松市西部)で1尺(30cm余)であったが、満潮と重なり、志度浦と津田浦(共に県東部沿岸)で被害があった。
1927年 (昭和2年) 3月7日 18時27分	北丹後地震	多度津4	7.3	北緯 35° 38' 東経 134° 56' 深さ 18km 京都府北西部	被害は、丹後半島の頸部が最も激しく、近畿・中国・四国の一部にも及ぶ。全体で死者2,925人、負傷者7,806人、家屋全壊12,584戸、半壊10,886戸、焼失9,151戸。 香川県では、小被害があった。
1946年 (昭和21年) 12月21日 4時19分	南海道地震	高松 5 多度津 5	8.0	北緯 32° 56' 東経 135° 51' 深さ 24km 紀伊半島沖	極めて大規模な地震で、被害は中部以西西日本各地に及び、津波は房総半島から九州に至る沿岸を襲った。全体で死者1,362人、行方不明102人、負傷者2,632人、家屋全壊11,506戸、半壊21,972戸、焼失2,602戸、流失2,109戸、浸水33,093戸等甚大な被害があった。 香川県では、死者52人、負傷者273人、家屋全壊608戸、半壊2,409戸、道路損壊238箇所、橋梁破損78箇所。また、堤防決壊・亀裂154箇所による塩田の浸水被害、地盤沈下による無形の被害も多い。

発生年月日	地震名	震度	規模	震央	被害状況
1995年 (平成7年) 1月17日 5時46分	兵庫県南部地震	高松 4 多度津 4 坂出 4	7.3	北緯 34° 36' 東経 135° 02' 深さ 16km 淡路島付近	この地震による被害は極めて甚大で、16府県に及んだ。全体で死者6,433人、行方不明3人、負傷者43,792人、家屋全壊104,906棟、半壊144,274棟等の被害があった。 香川県では、負傷者7人、屋根瓦の破損等建物被害3戸、県道がけ崩れ1箇所、水道管破裂2箇所等の被害があった。
2000年 (平成12年) 10月6日 13時30分	平成12年(2000年)鳥取県西部地震	土庄 5強 観音寺 5弱 高松 4 多度津 4 大内 4 坂出 4	7.3	北緯 35° 16' 東経 133° 21' 深さ 9km 鳥取県西部	この地震による被害は鳥取、島根両県を中心に、1府9県に及んだ。死者はいなかったものの、全体で、負傷者182人、家屋全壊435棟、半壊3,101棟、道路被害667箇所、がけ崩れ367箇所等の被害があった。 香川県では、負傷者2人、建物一部破損5棟の被害があった。
2001年 (平成13年) 3月24日 15時27分	平成13年(2001年)芸予地震	高松 4 多度津 4 大内 3 土庄 4 坂出 3 観音寺 4	6.7	北緯 34° 08' 東経 132° 42' 深さ 46km 安芸灘	この地震による被害は広島、愛媛両県を中心に、9県に及んだ。 全体で、死者2名、負傷者288人、家屋全壊70棟、半壊774棟、文教施設被害1,222箇所等の被害があった。 香川県では、人的被害はなく、建物一部破損10棟の被害があった。
2013年 (平成25年) 4月13日 5時33分	平成25年(2013年)淡路島付近を震源とする地震	東かがわ 5弱 小豆島 5弱 高松 4 さぬき 4 綾川 4	6.3	北緯 34° 26.1' 東経 134° 49.7' 深さ 15km	この地震による被害は兵庫県淡路市を中心に、1府4県に及んだ。 全体で、負傷者35人(うち重傷者11人)、家屋全壊8棟、半壊101棟、一部損壊8,305棟等の被害があった。 香川県では、人的被害、物的被害のいずれもなかった。
2014年 (平成26年) 3月14日 2時6分	平成26年(2014年)伊予灘を震源とする地震	高松 4 丸亀 4 観音寺 4 さぬき 4 三豊 4 土庄 4 小豆島 4 直島 4 多度津 4	6.2	北緯 33° 41.5' 東経 131° 53.4' 深さ 78km	この地震による被害は広島、大分両県を中心に6県に及んだ。 全体で、負傷者21人(うち重傷者2人)、家屋一部損壊57棟の被害があった。 香川県では、人的被害、物的被害のいずれもなかった。
2016年 (平成28年) 10月21日 14時7分	平成28年(2016年)鳥取県中部を震源とする地震	高松 4 観音寺 4 さぬき 4 東かがわ 4 三豊 4 土庄 4 小豆島 4 綾川 4	6.6	北緯 35° 22.8' 東経 133° 51.3' 深さ 11km 鳥取県中部	この地震による被害は鳥取県を中心に、1府3県に及んだ。 全体で、負傷者30人(うち重傷者5人)、家屋全壊12棟、半壊95棟、一部損壊12,525棟等に被害があった。 香川県では、人的被害、物的被害のいずれもなかった。

(注) 1 高松地方気象台の調査による。(参考文献:「新編日本被害地震総覧」東京大学出版会)

- 2 高松、多度津の震度は気象官署の値で、坂出、観音寺、土庄、大内の震度は震度観測点の値である。
(現在の観測地点名称は、高松は高松市伏石町、多度津町は多度津町家中、坂出は坂出市王越町、観音寺は観音寺市坂本町、土庄町は土庄町甲、大内は東かがわ市三本松である。)
- 3 1711年の地震は、「新編日本被害地震総覧」によると「珍事録」に記載されているのみで疑わしい。
- 4 兵庫県南部地震、鳥取県西部地震、芸予地震、淡路島付近を震源とする地震、伊予灘を震源とする地震及び鳥取県中部を震源とする地震の被害状況は、総務省消防庁による。

(3) 過去における主な林野火災一覧

年	出火月日 時分	出火場所	延焼面積 (ha)	備考
平成2	8月10日(金)22:00	旧仲南町	16.00	陸上自衛隊(空中消火)5機(内1機偵察機)へリ
平成8	3月8日(金)13:10	旧仲南町大字七箇字三田4109番地29	0.07	
平成8	3月12日(火)	旧仲南町大字十郷字大口518番地	0.36	
平成8	4月23日(火)9:10	旧仲南町大字佐文1308番地4	0.02	
平成9	1月15日(水)14:28	旧琴南町勝浦2075番地	0.15	
平成9	1月15日(水)16:35	旧満濃町大字炭所東1465番地1	0.02	
平成9	2月23日(日)8:52	旧満濃町大字長尾2687番地	0.03	
平成9	10月8日(水)16:27	旧満濃町大字長尾2831番地12	0.15	
平成10	9月3日(木)14:00	旧仲南町大字十郷字後山60番地2	0.04	
平成10	12月30日(水)12:10	旧満濃町大字真野1646番地1	0.02	
平成11	5月2日(日)15:59	旧琴南町大字川東2903番地	0.05	
平成11	5月8日(土)14:28	旧琴南町大字造田1140番地14	0.01	
平成11	5月8日(土)15:28	旧琴南町大字造田1290番地4	0.05	
平成11	10月25日(月)15:25	旧満濃町大字吉野1799番地1	0.01	
平成12	4月25日(火)11:50	旧琴南町大字川東2336番地45	0.03	
平成12	5月3日(水)11:45	旧満濃町大字炭所東288番地1	0.02	
平成12	8月15日(火)7:50	旧満濃町大字公文918番地	0.01	
平成12	8月16日(水)9:15	旧仲南町大字十郷字大口797番地1	0.02	
平成13	—	—	—	
平成14	3月11日(月)13:55	旧仲南町大字十郷字帆山713番地1	0.02	
平成14	9月24日(火)14:50	旧琴南町大字造田310番地5	0.01	
平成14	10月15日(火)11:50	旧琴南町大字川東328番地122	0.30	
平成14	10月30日(水)14:20	旧満濃町大字炭所東939番地2	0.065	
平成14	10月30日(水)14:30	旧琴南町大字造田1078番地15	0.033	
平成14	11月30日(土)16:45	旧満濃町大字炭所東1514番地	0.0003	
平成15	5月2日(金)13:30	旧満濃町大字長尾1269番地1	0.003	
平成15	12月23日(火)11:10	旧仲南町大字十郷字帆山313番地1	0.05	
平成16	2月10日(火)13:50	旧満濃町大字炭所東3216番地1	0.03	
平成16	2月15日(日)15:00	旧琴南町大字造田855番地23	0.40	
平成17	3月10日(木)15:25	旧琴南町大字造田855番地23	0.015	
平成18	8月25日(金)17:05	まんのう町塩入718番地109	1.00	防災ヘリ2機による消火
平成19	3月14日(水)10:00	まんのう町帆山732番地2	0.00026	
平成19	4月15日(日)10:00	まんのう町造田1181番地19	0.006	
平成19	4月29日(日)10:15	まんのう町勝浦1714番地	0.02	
平成19	11月19日(月)10:30	まんのう町七箇4091番地44	0.00075	
平成20	3月12日(水)14:13	まんのう町炭所東308番地5	0.09	
平成20	5月7日(水)9:30	まんのう町川東511番地167	0.05	
平成20	8月2日(土)18:00	まんのう町七箇3969番地1	0.02	
平成20	8月20日(水)17:20	まんのう町大口878番地3	0.025	
平成21	4月4日(土)8:30	まんのう町七箇4520番地3	0.4	防災ヘリ1機により消火
平成21	4月9日(木)13:50	まんのう町炭所東2603番地3	0.22	
平成21	4月12日(日)17:10	まんのう町川東3080番地29	0.02	
平成21	6月19日(金)18:10	まんのう町川東2483番地1	0.006	
平成21	9月26日(土)16:00	まんのう町中通1023番地1	0.1	
平成22	1月30日(土)12:05	まんのう町造田1254番地44	0.03	
平成22	7月25日(日)15:00	まんのう町炭所東2571番地1	0.006	
平成24	2月20日(月)15:05	まんのう町新目1679番地3	0.0065	
平成24	3月29日(木)12:25	まんのう町公文谷山内799番地9	0.0053	
平成26	3月11日(火)13:50	まんのう町炭所西17番地	0.3	防災ヘリ1機により消火
平成27	10月25日(日)3:40	まんのう町炭所西969番地5	0.0022	
平成28	3月27日(日)12:14	まんのう町岸上1730番地27	0.0054	
平成28	5月3日(火)16:40	まんのう町羽間2944番地1	0.0009	

年	出火月日 時分	出火場所	延焼面積 (ha)	備考
平成 28	5月4日(水)13:00	まんのう町七箇 4072 番地 1	0.0087	
平成 29	5月8日(月)20:30	まんのう町吉野 2299 番地 1	0.048	
平成 30	3月31日(土)9:55	まんのう町追上 91 番地	0.071	
平成 30	4月5日(木)17:00	まんのう町炭所西 1628 番地	0.023	
令和元	12月10日(火)18:35	まんのう町買田 306 番地 81	0.0017	
令和2	2月11日(火)14:30	まんのう町川東 1947 番地 1	0.02	
令和2	9月28日(月)13:00	まんのう町佐文 1354 番地 1	0.0112	
令和3	2月11日(木)10:35	まんのう町後山 237 番地 1	0.015	

3 防災上注意すべき区域等

(1) 河川重要水防区域

1 級水系直轄区間

① 左岸

河川名	番号	市町名 水防管理 団 体	重要箇所名	重要状況	評 定	延 長 (m)	担 当 出張所	水防担当 工 法	県担当 土 木 事務所	備 考
土器川	8	まんのう町 〔まんのう町〕 水防団	本村箇所	堤防断面	B	148	土器川 出張所	木 流 し	中 土 事 務 所 讚 木 所	12/0+50 ~12/2+20
〃	9	〃	〃	河床低下	要	1,184	〃	情報提供	〃	急激な河床低下箇所 12/0+50 ~13/0+100
〃	10	〃	吉野箇所	堤防断面	A	75	〃	木 流 し	〃	14/0+170 ~14/2+150
〃	11	〃	〃	河床低下	要	1,076	〃	情報提供	〃	急激な河床低下箇所 14/4 ~15/4+29
〃	12	〃	〃	堤防断面	B	691	〃	木 流 し	〃	14/8+50 ~15/4+100
〃	13	〃	〃	堤防断面	A	129	〃	木 流 し	〃	15/4+100~15/6
〃	14	〃	〃	堤防高	B	184	〃	積土のう	〃	16/2+100 ~16/4+100
〃	15	〃	〃	堤防高	B	436	〃	積土のう	〃	16/6+60 ~17/0+100
〃	16	〃	〃	堤防高	A	832	〃	積土のう	〃	17/8+100 ~18/6+100
〃	17	〃	〃	堤防高	B	174	〃	積土のう	〃	18/6+100 ~18/8+50

② 右岸

河川名	番号	市町名 水防管理 団 体	重要箇所名	重要状況	評 定	延 長 (m)	担 当 出張所	水防担当 工 法	県担当 土 木 事務所	備 考
土器川	26	まんのう町 〔まんのう町〕 水防団	羽間箇所	堤防断面	B	679	土器川 出張所	木 流 し	中 土 事 務 所 讚 木 所	11/2+100 ~11/8+170
〃	(9)	〃	〃	河床低下 (要)		(979)	〃	情報提供	〃	急激な河床低下箇所 12/0+30 ~13/0+90
〃	(27)	〃	長尾箇所	堤防高 (B)		(733)	〃	積土のう	〃	13/0+90 ~13/8+40
〃	27	〃	〃	堤防断面	A	733	〃	木 流 し	〃	13/0+90 ~13/8+40
〃	28	〃	〃	水 衝 ・ 掘 洗	B	130	〃	ブ ロ ッ ク 投 入	〃	低水部 13/6+150 ~13/8+80
〃	29	〃	〃	堤防断面	B	455	〃	木 流 し	〃	14/0+100 ~14/4+170
〃	(11)	〃	〃	河床低下 (要)		(1,057)	〃	情報提供	〃	急激な河床低下箇所 14/4 ~15/4+29
〃	30	〃	〃	堤防断面	A	150	〃	木 流 し	〃	15/0+130 ~15/2+80

河川名	番号	市町名 水防管理 団 体	重要箇所名	重要状況	評定	延 長 (m)	担 当 出張所	水防担当 工 法	県担当土 木 事務所	備 考
"	31	まんのう町 〔まんのう町 水防団〕	長尾箇所	堤防断面	B	529	土器川 出張所	木 流 し	中 讚 土 木 事 務 所	15/2+80 ~15/6+180
"	32	"	"	堤防高	B	206	"	積土のう	"	16/2+100 ~16/4+100
"	(33)	"	"	堤防高	(A)	(213)	"	積土のう	"	16/6+60 ~16/8+100
"	33	"	"	堤防断面	A	402	"	木 流 し	"	16/4+100 ~16/8+100
"	34	"	"	堤防高	B	224	"	積土のう	"	16/8+100 ~17/0+100
"	35	"	炭所東箇所	堤防高	B	406	"	積土のう	"	17/2+110 ~17/6+110
"	36	"	"	堤防高	A	195	"	積土のう	"	17/6+110 ~17/8+100
"	37	"	"	堤防高	B	400	"	積土のう	"	17/8+100 ~18/2+100
"	38	"	"	堤防高	A	379	"	積土のう	"	18/2+100 ~18/6+100

③ 横断工作物

河川名	番号	市町名 水防管理 団 体	重要箇所名	重要状況	評定	延長 (m)	担 当 出張所	水防担当 工 法	県担当土 木 事務所	備 考
土器川	43	まんのう町 〔まんのう町 水防団〕	炭所西箇所	工作物	B	—	土器川 出張所	現状把握	中 讚 土 木 事 務 所	長炭橋 (左) 17/2+9
"	44	"	"	工作物	A	—	"	"	"	常包橋 (左) 18/4+105

1級水系指定区間及び2級水系県管理区間

番号	水系名	河川名	関係土木 事務所	担当水防 管理団体	危険度区分					計	備考
					A	B	C	D	E		
2	土器川	土器川	中讃土木事務所	まんのう町			7,200	1,460	4,847	13,507	
"	"	谷川	"	"			1,745		260	2,005	
"	"	大柞川	"	"			400	100	1,817	2,317	
"	"	大谷川	"	"			2,700		598	3,298	
"	"	大井手川	"	"			1,000	400	400	1,800	
"	"	備中地川	"	まんのう町 綾川町			1,300	310	1,688	3,298	
"	"	前の川	"	まんのう町				670	3,680	4,350	
"	"	明神川	"	"			1,800	3,600	3,600	9,000	
42	金倉川	金倉川	"	丸亀市 善通寺市 琴平町 まんのう町	380	810	2,740	920	15,650	20,500	
"	"	買田川	"	琴平町 まんのう町			2,338		980	3,318	
"	"	宮田川	"	まんのう町			200	50	1,040	1,290	
"	"	椿谷川	"	"			1,080			1,080	
"	"	坊谷川	"	"			2,050			2,050	
"	"	照井川	"	"			1,340		1,277	2,617	
"	"	本谷川	"	"			700		910	1,610	
51	財田川	財田川	西讃土木事務所 中讃土木事務所	観音寺市 三豊市 まんのう町			3,200	10,430	18,888	32,518	
"	"	帰来川	"	三豊市 まんのう町				1,450	2,948	4,398	
"	"	昼丹波川	"	まんのう町				1,060	4,940	6,000	
"	"	大口川	"	"			1,570		1,930	3,500	

(2) 防災重点農業用ため池一覧

(令和3年2月26日現在)

No.	ため池の名称	所在地	No.	ため池の名称	所在地
1	北岡池	佐文	45	池の谷池	造田字上井 2258
2	備中地池	造田犬ノ墓 821-33	46	平山奥池	炭所東 2275
3	亀越池	炭所東	47	奥佐古上池	炭所東 108
4	満濃池	神野 170	48	澱佛池	炭所東 2920
5	新池	福良見 3961	49	茂一池	炭所西 532
6	木榎池	七箇春日 4303-2 他	50	西ノ岡下池	炭所西 2418
7	内池	小池 2197	51	大坪谷池	長尾 2649
8	山谷上池	新目 821-92	52	山神池	長尾 2095
9	大柞池	炭所西 997	53	千龍池	吉野 3556
10	蛭池	吉野 3574	54	寺池	岸上 1130
11	羽間池	羽間 2386	55	築池	岸上 1334
12	源次池	炭所西字橋谷2844 番6 地先	56	鳶巢谷池	炭所東 872-5、872-7
13	奥佐古下池	炭所東 114	57	馬谷池	福良見 3716
14	奥池	炭所東 523	58	葛神池	福良見 3498
15	鴨田池	炭所東	59	宮西池	福良見 3454
16	砂古谷池	炭所東 1595	60	直垂池	帆山 741
17	新池	炭所西 2088	61	天皇池	帆山 640
18	御花池	炭所西	62	下池	七箇小池 2201
19	上所池	炭所西 3354	63	中池	七箇小池 2193
20	八反地池	吉野 4095	64	新池	七箇小池 4322
21	深谷池	炭所東 3253	65	株藪池	七箇春日 2008
22	開拓池	造田	66	梓池	七箇春日 4276
23	枝折池	帆山 466	67	弥久谷池	七箇春日 4310
24	奥谷上池	買田 858 地先	68	道池	七箇本目 4402
25	盲神池	炭所東 51	69	畑池	七箇本目 4418
26	奥佐古池	炭所東 1814	70	下所池	帆山 676-4 地先
27	中ノ僧下池	炭所西 1743	71	辻土池	十郷大口 1009
28	上所池	炭所西	72	山口下池	新目 989
29	北山新池	長尾 2169	73	前山池	新目 823-170
30	北山中池	長尾 2158	74	馬背池	生間 414
31	大谷池	吉野 3357	75	糸池	宮田 870
32	菅池	岸上 1527	76	泉谷池	佐文 44 地先
33	古池	羽間 2224	77	山神下池	佐文 184 地先
34	新田池	帆山 651	78	井倉池	佐文 1056 地先
35	大空池	七箇本目 4486	79	夏目池	十郷 252-1
36	尻谷池	七箇本目 4454	80	東谷池	買田 696 地先
37	豊後池	七箇 4433	81	蘭東下池	長尾 1689
38	ワラビ池	山脇 553	82	山口上池	新目 986
39	中谷池	佐文 89 地先	83	高台池	造田字味噌樋谷 1143
40	山神上池	佐文 181-1 地先	84	地獄谷池	川東字地獄谷 304
41	奥谷下池	買田 853-2 地先	85	西山池	川東字本村下 191
42	奥ノ谷上池	造田字奥の谷 92	86	沢田池	川東字明神 1503
43	奥ノ谷下池	造田字奥の谷 130	87	菰敷池乙	造田字菰敷 81
44	西川池	造田字西川 2936	88	長者浪差池	炭所東 3003-6

No.	ため池の名称	所在地	No.	ため池の名称	所在地
89	柳佐古池	炭所東 3145	134	大原下池	長尾 1477
90	大沢池	炭所東 1146	135	深田新池	吉野 3523
91	峠南下池	炭所東 1170	136	長谷池	岸上 1590
92	峠南上池	炭所東 1873	137	長谷池	岸上 1438
93	山池	炭所東 2241	138	新池	真野 1654
94	遠森1号池	炭所東 33	139	道上池	真野 1677
95	定乗下池	炭所東 223-5	140	金山小池	羽間 2373
96	定乗上池	炭所東 224	141	経ヶ谷池	吉野
97	雀屋敷池	炭所東 281	142	宮川池	炭所西 960-23
98	本田久保池	炭所東 298	143	茶園場池	炭所西 2828-7
99	向荒池	炭所東 308-2	144	宮川下池	炭所西字蛇谷 960-2 地先
100	伊地池	炭所東 357	145	宇井渕堰	炭所西 3455-2、3456-1
101	からと池	炭所東 636-4	146	宇井渕上堰	炭所西 3465-2
102	やなぎ池	炭所東 646	147	亀越上池	炭所東 2733-2、2734-3
103	大牟礼第3池	炭所東 2154	148	芋谷池	炭所東 665-8、760-2
104	大牟礼第4池	炭所東 2155	149	大谷下池	帆山 475
105	馬河池	炭所東 2180	150	大谷上池	帆山 490
106	宮前池	炭所東 3412	151	氏社池	七箇春日 1325
107	檜林池	炭所東 1139	152	新池(北山上池)	塩入 790-358
108	中尾池	炭所東	153	池谷池	本目 4394
109	上エ山池	炭所東 2160	154	柳祖池	七箇本目 4417-8
110	藤尾谷池	炭所東 2131	155	新堂谷下池	後山 242
111	平田池	炭所東 2133	156	谷ノ池	後山 194
112	山ノ神池	炭所東 1644	157	宮谷池	後山 426
113	池ノ浦池	炭所西 1035	158	茶屋池	後山 402
114	三宅上池	炭所西	159	ツガノ谷池	後山 386
115	三宅中池	炭所西字志福寺 1105	160	砂池	後山 355
116	三宅下池	炭所西	161	堂谷ダム	大口 663
117	瓢箪池	炭所西 538	162	池谷池	大口 327
118	中池	炭所西 606	163	入道中池	大口 401
119	奥上池	炭所西 2481	164	行谷池	大口 111
120	奥下池	炭所西 2481	165	行谷下池	大口 106
121	的場上池	炭所西 2588-3	166	ヒョウ谷池	山脇 527
122	的場下池	炭所西 2487	167	天皇池	追上 81
123	項田池	炭所西	168	奥谷池	追上 446-5
124	渕谷池	炭所西	169	ゴンド上池	追上 307
125	宮本上池	炭所西 2464	170	本漠西池	生間 5
126	宮本中池	炭所西 2465	171	佛ヶ原池	生間 118
127	めくら池	炭所西字中須3296番1地先	172	カイマハリ池	生間 201
128	垣ガ内池	長尾 2324	173	ホウジ池	宮田 724-4
129	笹ノ尾池	長尾 2286	174	池奥池	宮田 991-1 地先
130	大東浦池	長尾 2148	175	池奥上池	宮田 986 地先
131	赤谷池	長尾 1783	176	長池	宮田 115-7
132	蘭東上池	長尾 1687	177	宮田北西上池	宮田 643-4 地先
133	宮谷池	長尾 1633	178	尾郷池	佐文 587-2 他

No.	ため池の名称	所在地
179	カゴ池	佐文 2-2 地先
180	上池	佐文 1142-4 地先
181	石ノ塔池	佐文 166 地先
182	新池	佐文 430 地先
183	カラト池	佐文 285-1 地先
184	善九郎池	佐文 1109 地先
185	西谷西下池	佐文 949-1
186	獵師谷西下池	佐文 819-1
187	寺池	買田 80-2 地先
188	リキサン池	買田 685-1 地先
189	峠止池	買田 685-7 地先
190	西谷西上池	佐文 949-1 地先
191	山ノ神池	造田宇味噌樋谷 1145
192	地下清池	中通字地下清 111
193	西木戸下池	中通字西木戸 253
194	林池	川東字本村下 205 - 3
195	山の神下池	岸上 1499
196	馬河北池	炭所東 2185
197	カラト上池	炭所東 648-1
198	ヒョウ谷上池	山脇 740-18
199	西雁股上池	生間 211 - 26
200	新池	山脇 740-50
201	山崎池	新目 641-2
202	長尾池	岸上 1474
203	新池	久保 878

(3) 土砂災害警戒区域等

番号	箇所番号	区域名	所在地			自然現象の種類
			郡・市	町・村	字	
561	30-1-I	山下川	仲多度郡	まんのう町	造田城山	土石流
562	30-1-II	城ヶ谷川	仲多度郡	まんのう町	造田城山	土石流
563	30-2-I	奥谷西川	仲多度郡	まんのう町	造田梶洲東	土石流
564	30-2-II	東城ヶ谷川	仲多度郡	まんのう町	造田備中地	土石流
565	30-3-I	ゼンボ谷川	仲多度郡	まんのう町	川東川東下	土石流
566	30-3-II	桃ノ尾川	仲多度郡	まんのう町	造田備中地	土石流
567	30-4-I	川東下川	仲多度郡	まんのう町	川東川東下	土石流
568	30-4-II	南桃ノ尾川	仲多度郡	まんのう町	造田備中地	土石流
569	30-5-I	北川東川	仲多度郡	まんのう町	川東川東下	土石流
570	30-5-II	首切川	仲多度郡	まんのう町	造田備中地	土石流
571	30-5-II-2	首切川	仲多度郡	まんのう町	造田備中地	土石流
572	30-6-I	東川東川	仲多度郡	まんのう町	川東川東下	土石流
573	30-6-II	雨島川	仲多度郡	まんのう町	造田備中地	土石流
574	30-7-I	岡の谷川	仲多度郡	まんのう町	川東川東下	土石流
575	30-7-II	南大空川	仲多度郡	まんのう町	造田備中地	土石流
576	30-8-I	本村谷川	仲多度郡	まんのう町	川東川東上	土石流
577	30-8-II	森本谷川	仲多度郡	まんのう町	造田備中地	土石流
578	30-9-I	北谷川	仲多度郡	まんのう町	川東淵野	土石流
579	30-9-II	千ヶ谷川	仲多度郡	まんのう町	造田梶洲東	土石流
580	30-10-I	尾井手川	仲多度郡	まんのう町	川東明神	土石流
581	30-10-II	西山川	仲多度郡	まんのう町	川東川東下	土石流
582	30-10-II-2	西山川	仲多度郡	まんのう町	川東川東下	土石流
583	30-11-I	野首谷川	仲多度郡	まんのう町	川東林	土石流
584	30-11-II	本村下川	仲多度郡	まんのう町	川東川東上	土石流
585	30-12-I	美霞洞川	仲多度郡	まんのう町	川東三角	土石流
586	30-12-II	森奥川	仲多度郡	まんのう町	川東淵野	土石流
587	30-13-I	三角川	仲多度郡	まんのう町	川東三角	土石流
588	30-13-II	五重谷川	仲多度郡	まんのう町	川東淵野	土石流
589	30-14-I	荒井谷川	仲多度郡	まんのう町	勝浦長谷	土石流
590	30-14-II	南平川谷川	仲多度郡	まんのう町	川東淵野	土石流
591	30-15-I	名項川	仲多度郡	まんのう町	勝浦谷所	土石流
592	30-15-I-2	名項川	仲多度郡	まんのう町	勝浦谷所	土石流
593	30-15-II	西丸川	仲多度郡	まんのう町	川東前の川	土石流
594	30-16-I	皆野川	仲多度郡	まんのう町	中通皆野	土石流
595	30-16-II	山の神谷川	仲多度郡	まんのう町	川東前の川	土石流
596	30-17-I	石ヶ谷川	仲多度郡	まんのう町	中通野口下	土石流
597	30-17-II	ホセ谷川	仲多度郡	まんのう町	川東前の川	土石流
598	30-18-I	楠ヶ谷川	仲多度郡	まんのう町	中通野口上	土石流
599	30-18-II	宝生谷川	仲多度郡	まんのう町	川東前の川	土石流
600	30-19-I	小比吉谷川	仲多度郡	まんのう町	中通野口上	土石流
601	30-19-II	森本奥川	仲多度郡	まんのう町	川東前の川	土石流
602	30-20-I	大比吉谷川	仲多度郡	まんのう町	中通野口上	土石流
603	30-20-II	馬の瀬谷川	仲多度郡	まんのう町	川東前の川	土石流
604	30-21-I	橋谷川	仲多度郡	まんのう町	中通野口上	土石流
605	30-21-II	佐喜谷川	仲多度郡	まんのう町	川東中熊上	土石流
606	30-22-I	天神の谷川	仲多度郡	まんのう町	中通野口下	土石流
607	30-22-II	葛籠野川	仲多度郡	まんのう町	川東林	土石流
608	30-23-I	南本名川	仲多度郡	まんのう町	中通野口下	土石流
609	30-23-II	奥林谷川	仲多度郡	まんのう町	川東林	土石流
610	30-24-I	寺谷川	仲多度郡	まんのう町	中通中通本村	土石流
611	30-24-II	大窪谷川	仲多度郡	まんのう町	川東三角	土石流
612	30-25-I	ゲシガ谷川	仲多度郡	まんのう町	中通中通本村	土石流
613	30-25-II	下谷川	仲多度郡	まんのう町	川東川奥中	土石流

番号	箇所番号	区域名	所在地			自然現象の種類
			郡・市	町・村	字	
614	30-26-I	裏の谷川	仲多度郡	まんのう町	中通中通本村	土石流
615	30-26-II	上谷川	仲多度郡	まんのう町	川東川奥上	土石流
616	30-27-I	坪井谷川	仲多度郡	まんのう町	中通新生	土石流
617	30-27-II	榎木川	仲多度郡	まんのう町	勝浦影三角	土石流
618	30-28-I	松の木川	仲多度郡	まんのう町	造田盛下	土石流
619	30-28-II	櫛川	仲多度郡	まんのう町	勝浦谷所	土石流
620	30-29-II	下福家川	仲多度郡	まんのう町	勝浦勝浦本村	土石流
621	30-30-II	名頃谷川	仲多度郡	まんのう町	中通名頃下	土石流
622	30-31-II	池の谷川	仲多度郡	まんのう町	中通野口下	土石流
623	30-32-II	平川口川	仲多度郡	まんのう町	中通中通本村	土石流
624	30-33-II	桜川	仲多度郡	まんのう町	中通新生	土石流
625	30-34-II	西木戸川	仲多度郡	まんのう町	中通新生	土石流
626	30-35-II	下木戸川	仲多度郡	まんのう町	中通新生	土石流
627	30-36-II	柳谷川	仲多度郡	まんのう町	造田転石	土石流
628	30-37-II	桧の谷川	仲多度郡	まんのう町	造田梅の木	土石流
629	30-38-II	竹の谷川	仲多度郡	まんのう町	造田梅の木	土石流
630	30-39-II	池の谷川	仲多度郡	まんのう町	造田盛上	土石流
631	30-40-II	龍神谷川	仲多度郡	まんのう町	造田盛上	土石流
632	30-41-II	岡の下川	仲多度郡	まんのう町	造田下所	土石流
633	31-1-I	安造田川	仲多度郡	まんのう町	羽間羽間下	土石流
634	31-1-I-2	安造田川	仲多度郡	まんのう町	羽間羽間下	土石流
635	31-1-II	八雲川	仲多度郡	まんのう町	羽間羽間下	土石流
636	31-1-II-2	八雲川	仲多度郡	まんのう町	羽間羽間下	土石流
637	31-1-III	高屋原西川	仲多度郡	まんのう町	吉野桶樋下	土石流
638	31-2-I	中津川	仲多度郡	まんのう町	長尾寺の前	土石流
639	31-2-I-2	中津川	仲多度郡	まんのう町	長尾寺の前	土石流
640	31-2-II	岩谷川	仲多度郡	まんのう町	長尾寺の前	土石流
641	31-3-I	大原川	仲多度郡	まんのう町	長尾大原	土石流
642	31-3-II	町代川	仲多度郡	まんのう町	長尾浦山	土石流
643	31-3-III	高屋原東川	仲多度郡	まんのう町	吉野高屋原東	土石流
644	31-4-I	王地川	仲多度郡	まんのう町	長尾上王地	土石流
645	31-4-II	石ヶ谷川	仲多度郡	まんのう町	炭所東金剛院	土石流
646	31-4-II-2	石ヶ谷川	仲多度郡	まんのう町	炭所東金剛院	土石流
647	31-5-I	無頭西川	仲多度郡	まんのう町	長尾下無頭	土石流
648	31-5-II	南谷川	仲多度郡	まんのう町	炭所東金剛院	土石流
649	31-6-I	無頭川	仲多度郡	まんのう町	長尾下無頭	土石流
650	31-6-I-2	無頭川	仲多度郡	まんのう町	長尾下無頭	土石流
651	31-6-II	柏佐古川	仲多度郡	まんのう町	炭所東金剛院	土石流
652	31-6-II-2	柏佐古川	仲多度郡	まんのう町	炭所東金剛院	土石流
653	31-7-I	町代下川	仲多度郡	まんのう町	長尾北山	土石流
654	31-7-II	奥佐古川	仲多度郡	まんのう町	炭所東金剛院	土石流
655	31-7-II-2	奥佐古川	仲多度郡	まんのう町	炭所東金剛院	土石流
656	31-7-II-3	奥佐古川	仲多度郡	まんのう町	炭所東金剛院	土石流
657	31-7-II-4	奥佐古川	仲多度郡	まんのう町	炭所東金剛院	土石流
658	31-8-I	浦山川	仲多度郡	まんのう町	長尾北山	土石流
659	31-8-II	金芝川	仲多度郡	まんのう町	炭所東金剛院	土石流
660	31-9-I	大浦川	仲多度郡	まんのう町	長尾北山	土石流
661	31-9-I-2	大浦川	仲多度郡	まんのう町	長尾北山	土石流
662	31-9-II	藤尾川	仲多度郡	まんのう町	炭所東金剛院	土石流
663	31-10-I	南山川	仲多度郡	まんのう町	長尾北山	土石流
664	31-10-II	別当川	仲多度郡	まんのう町	炭所東金剛院	土石流
665	31-11-I	檜林川	仲多度郡	まんのう町	長尾檜林	土石流
666	31-11-II	蛇谷川	仲多度郡	まんのう町	炭所西片岡東	土石流
667	31-12-I	檜林東川	仲多度郡	まんのう町	長尾檜林	土石流
668	31-12-I-2	檜林東川	仲多度郡	まんのう町	長尾檜林	土石流

番号	箇所番号	区域名	所在地			自然現象の種類
			郡・市	町・村	字	
669	31-12-Ⅰ-3	檜林東川	仲多度郡	まんのう町	長尾檜林	土石流
670	31-12-Ⅱ	末谷川	仲多度郡	まんのう町	炭所東平山	土石流
671	31-12-Ⅲ	長田原川	仲多度郡	まんのう町	炭所西江畑	土石流
672	31-13-Ⅰ	大柞西川	仲多度郡	まんのう町	炭所西片岡東	土石流
673	31-13-Ⅱ	不動谷川	仲多度郡	まんのう町	炭所東種子	土石流
674	31-13-Ⅲ	前坂西川	仲多度郡	まんのう町	炭所西江畑	土石流
675	31-14-Ⅰ	志福寺川	仲多度郡	まんのう町	炭所西片岡東	土石流
676	31-14-Ⅱ	遠森川	仲多度郡	まんのう町	炭所東種子	土石流
677	31-14-Ⅲ	前坂中川	仲多度郡	まんのう町	炭所西江畑	土石流
678	31-15-Ⅰ	大柞上川	仲多度郡	まんのう町	炭所西片岡東	土石流
679	31-15-Ⅱ	地田川	仲多度郡	まんのう町	炭所東広袖	土石流
680	31-15-Ⅲ	前坂東川	仲多度郡	まんのう町	炭所西江畑	土石流
681	31-16-Ⅰ	西谷川	仲多度郡	まんのう町	炭所東平山	土石流
682	31-16-Ⅱ	山畑川	仲多度郡	まんのう町	炭所東広袖	土石流
683	31-16-Ⅲ	五毛高丸川	仲多度郡	まんのう町	吉野五毛	土石流
684	31-17-Ⅰ	上江山川	仲多度郡	まんのう町	炭所東平山	土石流
685	31-17-Ⅱ	山ノ神川	仲多度郡	まんのう町	炭所東広袖	土石流
686	31-17-Ⅲ	桶樋西川	仲多度郡	まんのう町	吉野	土石流
687	31-18-Ⅰ	森木川	仲多度郡	まんのう町	炭所東下種子	土石流
688	31-18-Ⅱ	新開川	仲多度郡	まんのう町	炭所東広袖	土石流
689	31-18-Ⅲ	前山下川	仲多度郡	まんのう町	真野上真野	土石流
690	31-19-Ⅰ	吉澤川	仲多度郡	まんのう町	炭所東種子	土石流
691	31-19-Ⅰ-2	吉澤川	仲多度郡	まんのう町	炭所東種子	土石流
692	31-19-Ⅱ	荒井川	仲多度郡	まんのう町	炭所東広袖	土石流
693	31-19-Ⅲ	堀切上川	仲多度郡	まんのう町	真野上真野	土石流
694	31-20-Ⅰ	種子川	仲多度郡	まんのう町	炭所東下種子	土石流
695	31-20-Ⅱ	原川	仲多度郡	まんのう町	炭所東広袖	土石流
696	31-21-Ⅰ	雀屋敷川	仲多度郡	まんのう町	炭所東下種子	土石流
697	31-21-Ⅱ	佐古田川	仲多度郡	まんのう町	炭所東大谷川	土石流
698	31-22-Ⅰ	種子東川	仲多度郡	まんのう町	炭所東下種子	土石流
699	31-22-Ⅰ-2	種子東川	仲多度郡	まんのう町	炭所東下種子	土石流
700	31-22-Ⅱ	的場川	仲多度郡	まんのう町	炭所東大谷川	土石流
701	31-23-Ⅰ	小山谷川	仲多度郡	まんのう町	炭所西常包	土石流
702	31-23-Ⅱ	亀越川	仲多度郡	まんのう町	炭所東大井手	土石流
703	31-24-Ⅰ	常包川	仲多度郡	まんのう町	炭所西常包	土石流
704	31-25-Ⅰ	上常包川	仲多度郡	まんのう町	炭所西常包	土石流
705	31-25-Ⅱ	東谷川	仲多度郡	まんのう町	炭所東大谷川	土石流
706	31-26-Ⅰ	公文川	仲多度郡	まんのう町	公文公文下	土石流
707	31-26-Ⅱ	円万寺川	仲多度郡	まんのう町	炭所東大谷川	土石流
708	31-27-Ⅰ	奥池川	仲多度郡	まんのう町	炭所西塩田	土石流
709	31-27-Ⅱ	長通川	仲多度郡	まんのう町	炭所東大谷川	土石流
710	31-28-Ⅰ	西ノ岡川	仲多度郡	まんのう町	炭所西塩田	土石流
711	31-28-Ⅱ	八幡岡川	仲多度郡	まんのう町	炭所西片岡南	土石流
712	31-28-Ⅱ-2	八幡岡川	仲多度郡	まんのう町	炭所西片岡南	土石流
713	31-28-Ⅱ-2	八幡岡川	仲多度郡	まんのう町	炭所西片岡南	土石流
714	31-29-Ⅰ	三島川	仲多度郡	まんのう町	炭所西平野	土石流
715	31-29-Ⅰ-2	三島川	仲多度郡	まんのう町	炭所西平野	土石流
716	31-29-Ⅱ	南常包川	仲多度郡	まんのう町	炭所西常包	土石流
717	31-30-Ⅰ	権現藪川	仲多度郡	まんのう町	炭所西平野	土石流
718	31-30-Ⅰ-2	権現藪川	仲多度郡	まんのう町	炭所西平野	土石流
719	31-30-Ⅱ	平野川	仲多度郡	まんのう町	炭所西平野	土石流
720	31-31-Ⅱ	桜谷川	仲多度郡	まんのう町	炭所西平野	土石流
721	31-32-Ⅰ	光元川	仲多度郡	まんのう町	吉野光元	土石流
722	31-32-Ⅰ-2	光元川	仲多度郡	まんのう町	吉野光元	土石流
723	31-32-Ⅱ	浦之谷川	仲多度郡	まんのう町	炭所東大谷川	土石流

番号	箇所番号	区域名	所在地			自然現象の種類
			郡・市	町・村	字	
724	31-33-I	大谷西川	仲多度郡	まんのう町	吉野光元	土石流
725	31-33-II	塩田川	仲多度郡	まんのう町	炭所西塩田	土石流
726	31-34-I	神野川	仲多度郡	まんのう町	真野池下	土石流
727	31-34-I-2	神野川	仲多度郡	まんのう町	真野池下	土石流
728	31-34-II	東立目川	仲多度郡	まんのう町	炭所西塩田	土石流
729	31-35-I	真野川	仲多度郡	まんのう町	真野西真野	土石流
730	31-35-I-2	真野川	仲多度郡	まんのう町	真野西真野	土石流
731	31-35-II	西立目川	仲多度郡	まんのう町	炭所西塩田	土石流
732	31-35-II-2	西立目川	仲多度郡	まんのう町	炭所西塩田	土石流
733	31-36-II	中谷川	仲多度郡	まんのう町	炭所西江畑	土石流
734	31-37-II	江畑川	仲多度郡	まんのう町	炭所西江畑	土石流
735	31-37-II-2	江畑川	仲多度郡	まんのう町	炭所西江畑	土石流
736	31-37-II-3	江畑川	仲多度郡	まんのう町	炭所西江畑	土石流
737	31-37-II-4	江畑川	仲多度郡	まんのう町	炭所西江畑	土石流
738	31-38-II	金倉川	仲多度郡	まんのう町	炭所西江畑	土石流
739	31-39-II	論ヶ原川	仲多度郡	まんのう町	吉野五毛	土石流
740	31-39-II-2	論ヶ原川	仲多度郡	まんのう町	吉野五毛	土石流
741	31-40-II	小屋谷川	仲多度郡	まんのう町	吉野五毛	土石流
742	31-41-II	三反地川	仲多度郡	まんのう町	吉野五毛	土石流
743	31-42-II	長谷川	仲多度郡	まんのう町	吉野五毛	土石流
744	31-42-II-2	長谷川	仲多度郡	まんのう町	吉野五毛	土石流
745	31-43-II	蛭谷川	仲多度郡	まんのう町	炭所西平野	土石流
746	31-44-II	間藤川	仲多度郡	まんのう町	炭所西平野	土石流
747	31-44-II-2	間藤川	仲多度郡	まんのう町	炭所西平野	土石流
748	31-44-II-3	間藤川	仲多度郡	まんのう町	炭所西平野	土石流
749	31-45-II	下三島川	仲多度郡	まんのう町	炭所西常包	土石流
750	31-46-II	龍頭川	仲多度郡	まんのう町	炭所西常包	土石流
751	31-47-II	上大向川	仲多度郡	まんのう町	炭所西大向上	土石流
752	31-50-II	須佐川	仲多度郡	まんのう町	吉野木之崎上	土石流
753	31-51-II	亀井川	仲多度郡	まんのう町	吉野桶樋下	土石流
754	31-52-II	鉦谷川	仲多度郡	まんのう町	吉野桶樋下	土石流
755	31-54-II	桶樋川	仲多度郡	まんのう町	吉野桶樋上	土石流
756	31-55-II	神田良川	仲多度郡	まんのう町	真野池下	土石流
757	31-56-II	山下川	仲多度郡	まんのう町	真野西真野	土石流
758	31-57-II	前山川	仲多度郡	まんのう町	真野西真野	土石流
759	31-58-II	岸上堀切川	仲多度郡	まんのう町	真野上真野	土石流
760	31-59-II	堀切川	仲多度郡	まんのう町	真野上真野	土石流
761	31-60-II	真野川	仲多度郡	まんのう町	真野上真野	土石流
762	31-61-II	下堀切川	仲多度郡	まんのう町	真野上真野	土石流
763	31-61-II-2	下堀切川	仲多度郡	まんのう町	真野上真野	土石流
764	31-62-II	菅川	仲多度郡	まんのう町	岸上椿谷	土石流
765	31-62-II-2	菅川	仲多度郡	まんのう町	岸上椿谷	土石流
766	31-62-II-3	菅川	仲多度郡	まんのう町	岸上椿谷	土石流
767	31-63-II	境川	仲多度郡	まんのう町	岸上椿谷	土石流
768	31-63-II-2	境川	仲多度郡	まんのう町	岸上椿谷	土石流
769	31-64-II	池ノ奥川	仲多度郡	まんのう町	岸上椿谷	土石流
770	31-65-II	宇戸川	仲多度郡	まんのう町	岸上椿谷	土石流
771	31-65-II-2	宇戸川	仲多度郡	まんのう町	岸上椿谷	土石流
772	31-66-II	長尾川	仲多度郡	まんのう町	岸上椿谷	土石流
773	31-67-II	椿谷川	仲多度郡	まんのう町	岸上椿谷	土石流
774	31-67-II-2	椿谷川	仲多度郡	まんのう町	岸上椿谷	土石流
775	31-67-II-3	椿谷川	仲多度郡	まんのう町	岸上椿谷	土石流
776	31-67-II-4	椿谷川	仲多度郡	まんのう町	岸上椿谷	土石流
777	31-68-II	薬師川	仲多度郡	まんのう町	岸上岸上南部	土石流
778	31-69-II	池下川	仲多度郡	まんのう町	岸上椿谷	土石流

番号	箇所番号	区域名	所在地			自然現象の種類
			郡・市	町・村	字	
779	31-71-II	寺山川	仲多度郡	まんのう町	岸上岸上南部	土石流
825	34-1-I	買田高座川	仲多度郡	まんのう町	十郷買田	土石流
826	34-1-II	買田岡下川	仲多度郡	まんのう町	十郷買田	土石流
827	34-2-I	買田宮向川	仲多度郡	まんのう町	十郷買田	土石流
828	34-2-I-2	買田宮向川	仲多度郡	まんのう町	十郷買田	土石流
829	34-2-I-3	買田宮向川	仲多度郡	まんのう町	十郷買田	土石流
830	34-2-II	生間北川	仲多度郡	まんのう町	十郷生間	土石流
831	34-3-I	買田皿池川	仲多度郡	まんのう町	十郷買田	土石流
832	34-3-II	生間米砂古下川	仲多度郡	まんのう町	十郷生間	土石流
833	34-4-I	生間米砂古上川	仲多度郡	まんのう町	十郷生間	土石流
834	34-4-II	生間米砂古中川	仲多度郡	まんのう町	十郷生間	土石流
835	34-5-I	生間馬背東上川	仲多度郡	まんのう町	十郷生間	土石流
836	34-5-II	生間馬背東下川	仲多度郡	まんのう町	十郷生間	土石流
837	34-6-I	宮田中條上川	仲多度郡	まんのう町	十郷宮田	土石流
838	34-6-II	生間馬背西上川	仲多度郡	まんのう町	十郷生間	土石流
839	34-7-I	追上上川	仲多度郡	まんのう町	十郷生間	土石流
840	34-7-II	生間馬背西下川	仲多度郡	まんのう町	十郷生間	土石流
841	34-8-I	竜王下川	仲多度郡	まんのう町	十郷宮田	土石流
842	34-8-II	生間大郡川	仲多度郡	まんのう町	十郷生間	土石流
843	34-9-I	竹の尾上川	仲多度郡	まんのう町	佐文岡	土石流
844	34-9-I-2	竹の尾上川	仲多度郡	まんのう町	佐文岡	土石流
845	34-9-II	生間馬背下川	仲多度郡	まんのう町	十郷生間	土石流
846	34-10-I	佐文北山川	仲多度郡	まんのう町	佐文北山	土石流
847	34-10-II	生間谷奥上川	仲多度郡	まんのう町	十郷生間	土石流
848	34-11-I	佐文峠川	仲多度郡	まんのう町	佐文佐文峠	土石流
849	34-11-II	生間谷奥中川	仲多度郡	まんのう町	十郷生間	土石流
850	34-12-I	佐文峠上川	仲多度郡	まんのう町	佐文佐文峠	土石流
851	34-12-II	生間谷奥下川	仲多度郡	まんのう町	十郷生間	土石流
852	34-13-I	宮田宮中中川	仲多度郡	まんのう町	十郷宮田	土石流
853	34-13-II	宮田中條下川	仲多度郡	まんのう町	十郷宮田	土石流
854	34-14-I	宮田宮中上川	仲多度郡	まんのう町	十郷買田	土石流
855	34-14-II	竜王上川	仲多度郡	まんのう町	十郷生間	土石流
856	34-15-I	買田小倉川	仲多度郡	まんのう町	十郷買田	土石流
857	34-15-II	竜王中川	仲多度郡	まんのう町	十郷宮田	土石流
858	34-16-I	買田谷奥川	仲多度郡	まんのう町	十郷買田	土石流
859	34-16-II	宮田中上川	仲多度郡	まんのう町	十郷宮田	土石流
860	34-17-I	三反地下川	仲多度郡	まんのう町	十郷追上	土石流
861	34-17-II	宮田中川	仲多度郡	まんのう町	十郷宮田	土石流
862	34-17-II-2	宮田中川	仲多度郡	まんのう町	十郷宮田	土石流
863	34-18-I	西追上下川	仲多度郡	まんのう町	十郷追上	土石流
864	34-18-II	宮田西下川	仲多度郡	まんのう町	十郷宮田	土石流
865	34-19-I	西追上川	仲多度郡	まんのう町	十郷追上	土石流
866	34-19-I-2	西追上川	仲多度郡	まんのう町	十郷追上	土石流
867	34-19-II	宮田西中川	仲多度郡	まんのう町	十郷宮田	土石流
868	34-20-I	追上川	仲多度郡	まんのう町	十郷追上	土石流
869	34-20-II	宮田西上川	仲多度郡	まんのう町	十郷宮田	土石流
870	34-21-I	大口西下川	仲多度郡	まんのう町	十郷追上	土石流
871	34-21-II	尾郷下川	仲多度郡	まんのう町	十郷宮田	土石流
872	34-22-I	大口下川	仲多度郡	まんのう町	十郷大口	土石流
873	34-22-II	尾郷中川	仲多度郡	まんのう町	十郷宮田	土石流
874	34-23-I	大口下東川	仲多度郡	まんのう町	十郷大口	土石流
875	34-23-II	尾郷上川	仲多度郡	まんのう町	佐文尾郷	土石流
876	34-24-I	大口宮前中川	仲多度郡	まんのう町	十郷大口	土石流
877	34-24-II	本谷東川	仲多度郡	まんのう町	佐文岡	土石流
878	34-25-I	大口宮前上川	仲多度郡	まんのう町	十郷大口	土石流

番号	箇所番号	区域名	所在地			自然現象の種類
			郡・市	町・村	字	
879	34-25-Ⅰ-2	大口宮前上川	仲多度郡	まんのう町	十郷大口	土石流
880	34-25-Ⅱ	本谷川	仲多度郡	まんのう町	佐文岡	土石流
881	34-25-Ⅱ-2	本谷川	仲多度郡	まんのう町	佐文岡	土石流
882	34-26-Ⅰ	西後山上川	仲多度郡	まんのう町	十郷後山	土石流
883	34-26-Ⅱ	宮田北西川	仲多度郡	まんのう町	佐文尾郷	土石流
884	34-26-Ⅱ-2	宮田北西川	仲多度郡	まんのう町	佐文尾郷	土石流
885	34-27-Ⅰ	後山上川	仲多度郡	まんのう町	十郷後山	土石流
886	34-27-Ⅱ	宮田北東川	仲多度郡	まんのう町	十郷宮田	土石流
887	34-28-Ⅰ	後山東川	仲多度郡	まんのう町	十郷後山	土石流
888	34-28-Ⅱ	宮田宮中下川	仲多度郡	まんのう町	十郷宮田	土石流
889	34-29-Ⅰ	枝折下川	仲多度郡	まんのう町	十郷帆山	土石流
890	34-29-Ⅱ	西追上上川	仲多度郡	まんのう町	十郷追上	土石流
891	34-30-Ⅰ	照井下川	仲多度郡	まんのう町	七箇照井	土石流
892	34-30-Ⅱ	林ヶ谷西上川	仲多度郡	まんのう町	十郷追上	土石流
893	34-31-Ⅰ	小池東上川	仲多度郡	まんのう町	七箇春日	土石流
894	34-31-Ⅱ	林ヶ谷西川	仲多度郡	まんのう町	十郷追上	土石流
895	34-32-Ⅰ	東塩入下川	仲多度郡	まんのう町	塩入	土石流
896	34-32-Ⅱ	追上向江川	仲多度郡	まんのう町	十郷追上	土石流
897	34-33-Ⅰ	東塩入川	仲多度郡	まんのう町	塩入	土石流
898	34-33-Ⅰ-2	東塩入川	仲多度郡	まんのう町	塩入	土石流
899	34-33-Ⅱ	三反地上川	仲多度郡	まんのう町	十郷追上	土石流
900	34-34-Ⅰ	東谷川	仲多度郡	まんのう町	塩入	土石流
901	34-34-Ⅱ	三反地中川	仲多度郡	まんのう町	十郷追上	土石流
902	34-35-Ⅰ	北塩入上川	仲多度郡	まんのう町	塩入	土石流
903	34-35-Ⅱ	大口西川	仲多度郡	まんのう町	十郷大口	土石流
904	34-36-Ⅰ	北塩入川	仲多度郡	まんのう町	塩入	土石流
905	34-36-Ⅱ	大口松砂古川	仲多度郡	まんのう町	十郷大口	土石流
906	34-37-Ⅰ	地藏前川	仲多度郡	まんのう町	塩入	土石流
907	34-37-Ⅱ	大口下西川	仲多度郡	まんのう町	十郷大口	土石流
908	34-38-Ⅰ	本目東川	仲多度郡	まんのう町	七箇本目	土石流
909	34-38-Ⅱ	大口宮前下川	仲多度郡	まんのう町	十郷大口	土石流
910	34-39-Ⅰ	本目川	仲多度郡	まんのう町	七箇本目	土石流
911	34-39-Ⅱ	大口堂谷下川	仲多度郡	まんのう町	十郷大口	土石流
912	34-40-Ⅰ	新目南下川	仲多度郡	まんのう町	十郷新目	土石流
913	34-40-Ⅰ-2	新目南下川	仲多度郡	まんのう町	十郷新目	土石流
914	34-40-Ⅱ	大口堂谷上川	仲多度郡	まんのう町	十郷大口	土石流
915	34-41-Ⅰ	山脇北中川	仲多度郡	まんのう町	十郷山脇	土石流
916	34-41-Ⅱ	大口定岡川	仲多度郡	まんのう町	十郷大口	土石流
917	34-42-Ⅰ	山脇川南上川	仲多度郡	まんのう町	十郷山脇	土石流
918	34-42-Ⅱ	大口東下川	仲多度郡	まんのう町	十郷大口	土石流
919	34-42-Ⅱ-2	大口東下川	仲多度郡	まんのう町	十郷大口	土石流
920	34-43-Ⅱ	大口東中川	仲多度郡	まんのう町	十郷大口	土石流
921	34-44-Ⅱ	大口東上川	仲多度郡	まんのう町	十郷後山	土石流
922	34-45-Ⅱ	枝折上川	仲多度郡	まんのう町	十郷帆山	土石流
923	34-46-Ⅱ	枝折中川	仲多度郡	まんのう町	十郷帆山	土石流
924	34-47-Ⅱ	帆山北岡上川	仲多度郡	まんのう町	十郷帆山	土石流
925	34-48-Ⅱ	帆山北岡中川	仲多度郡	まんのう町	十郷帆山	土石流
926	34-49-Ⅱ	帆山北岡下川	仲多度郡	まんのう町	十郷帆山	土石流
927	34-50-Ⅱ	帆山北岡東川	仲多度郡	まんのう町	十郷帆山	土石流
928	34-51-Ⅱ	堀切上川	仲多度郡	まんのう町	十郷帆山	土石流
929	34-52-Ⅱ	堀切下川	仲多度郡	まんのう町	七箇照井	土石流
930	34-53-Ⅱ	照井上川	仲多度郡	まんのう町	七箇照井	土石流
931	34-54-Ⅱ	照井中川	仲多度郡	まんのう町	七箇照井	土石流
932	34-55-Ⅱ	小池東川	仲多度郡	まんのう町	七箇小池	土石流
933	34-56-Ⅱ	東山下川	仲多度郡	まんのう町	七箇春日	土石流

番号	箇所番号	区域名	所在地			自然現象の種類
			郡・市	町・村	字	
934	34-57-II	東山中川	仲多度郡	まんのう町	七箇春日	土石流
935	34-58-II	大口南川	仲多度郡	まんのう町	十郷大口	土石流
936	34-59-II	新目北川	仲多度郡	まんのう町	十郷新目	土石流
937	34-60-II	春日東下川	仲多度郡	まんのう町	七箇春日	土石流
938	34-61-II	春日東上川	仲多度郡	まんのう町	塩入	土石流
939	34-62-II	尾の瀬川	仲多度郡	まんのう町	七箇本目	土石流
940	34-62-II-2	尾の瀬川	仲多度郡	まんのう町	七箇本目	土石流
941	34-63-II	本目東上川	仲多度郡	まんのう町	七箇本目	土石流
942	34-64-II	本目南川	仲多度郡	まんのう町	七箇本目	土石流
943	34-64-II-2	本目南川	仲多度郡	まんのう町	七箇本目	土石流
944	34-65-II	本目南下川	仲多度郡	まんのう町	七箇本目	土石流
945	34-66-II	新目南上川	仲多度郡	まんのう町	十郷新目	土石流
946	34-67-II	新目南中川	仲多度郡	まんのう町	十郷新目	土石流
947	34-68-II	木原東川	仲多度郡	まんのう町	十郷新目	土石流
948	34-69-II	本目西川	仲多度郡	まんのう町	七箇本目	土石流
949	34-70-II	木原川	仲多度郡	まんのう町	十郷新目	土石流
950	34-71-II	木原西川	仲多度郡	まんのう町	十郷新目	土石流
951	34-72-II	山脇北下川	仲多度郡	まんのう町	十郷山脇	土石流
952	34-73-II	山脇北上川	仲多度郡	まんのう町	十郷山脇	土石流
953	34-74-II	黒部川	仲多度郡	まんのう町	十郷山脇	土石流
1525	I-964	奥林(1)	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1526	I-880	東木戸(2)	仲多度郡	まんのう町	中通	急傾斜地の崩壊
1527	I-878	野口(B)	仲多度郡	まんのう町	中通	急傾斜地の崩壊
1528	I-878-2	野口(B)	仲多度郡	まんのう町	中通	急傾斜地の崩壊
1529	I-882	宮田	仲多度郡	まんのう町	造田	急傾斜地の崩壊
1530	I-882-2	宮田	仲多度郡	まんのう町	造田	急傾斜地の崩壊
1531	I-869	明神(3)	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1532	I-874	淵野(3)	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1533	II-2207	柞野(1)	仲多度郡	まんのう町	造田	急傾斜地の崩壊
1534	I-372	川東下(A)	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1535	II-361	天川	仲多度郡	まんのう町	中通	急傾斜地の崩壊
1536	II-361-2	天川	仲多度郡	まんのう町	中通	急傾斜地の崩壊
1537	II-2208	柞野(2)	仲多度郡	まんのう町	造田	急傾斜地の崩壊
1538	II-2208-2	柞野(2)	仲多度郡	まんのう町	造田	急傾斜地の崩壊
1539	I-866	谷田(1)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1540	I-875	中名頃	仲多度郡	まんのう町	中通	急傾斜地の崩壊
1541	II-2163	中野(3)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1542	II-2163-2	中野(3)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1543	II-2163-3	中野(3)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1544	I-873	半坂(1)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1545	II-2210	山下(1)	仲多度郡	まんのう町	造田	急傾斜地の崩壊
1546	II-2168	名頃(4)	仲多度郡	まんのう町	中通	急傾斜地の崩壊
1547	II-2180	岩籠	仲多度郡	まんのう町	中通	急傾斜地の崩壊
1548	II-2187	東木戸(1)	仲多度郡	まんのう町	中通	急傾斜地の崩壊
1549	II-2178	川東下(E)	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1550	II-2164	半坂(2)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1551	I-370	明神川原	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1552	II-2198	転石(1)	仲多度郡	まんのう町	造田	急傾斜地の崩壊
1553	II-2198-2	転石(1)	仲多度郡	まんのう町	造田	急傾斜地の崩壊
1554	II-2199	転石(2)	仲多度郡	まんのう町	造田	急傾斜地の崩壊
1555	II-2199-2	転石(2)	仲多度郡	まんのう町	造田	急傾斜地の崩壊
1556	II-2199-3	転石(2)	仲多度郡	まんのう町	造田	急傾斜地の崩壊
1557	II-2169	名頃(5)	仲多度郡	まんのう町	中通	急傾斜地の崩壊
1558	I-881	地下清(3)	仲多度郡	まんのう町	中通	急傾斜地の崩壊
1559	I-378	野田小屋	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊

番号	箇所番号	区域名	所在地			自然現象の種類
			郡・市	町・村	字	
1560	I-378-2	野田小屋	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1561	II-2206	桜木	仲多度郡	まんのう町	造田	急傾斜地の崩壊
1562	II-2170	橋谷(1)	仲多度郡	まんのう町	中通	急傾斜地の崩壊
1563	II-2099	中熊下(2)	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1564	II-2189	西木戸(2)	仲多度郡	まんのう町	中通	急傾斜地の崩壊
1565	II-2182	大佐古(2)	仲多度郡	まんのう町	中通	急傾斜地の崩壊
1566	I-871	茂地倉(5)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1567	II-2194	大空	仲多度郡	まんのう町	造田	急傾斜地の崩壊
1568	II-646	名頃上	仲多度郡	まんのう町	中通	急傾斜地の崩壊
1569	II-2065	株切(1)	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1570	II-2205	城ヶ谷	仲多度郡	まんのう町	造田	急傾斜地の崩壊
1571	II-645	名頃	仲多度郡	まんのう町	中通	急傾斜地の崩壊
1572	II-2104	中熊下(5)	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1573	II-2174	本村下(2)	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1574	II-2196	山ノ神	仲多度郡	まんのう町	造田	急傾斜地の崩壊
1575	I-868	前の川(11)	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1576	II-2203	転石(5)	仲多度郡	まんのう町	造田	急傾斜地の崩壊
1577	II-2184	奥橋谷	仲多度郡	まんのう町	中通	急傾斜地の崩壊
1578	II-2072	大窪(2)	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1579	II-2191	下木戸(1)	仲多度郡	まんのう町	中通	急傾斜地の崩壊
1580	II-2125	大向(2)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1581	II-649	中熊上(8)	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1582	II-2192	下木戸(2)	仲多度郡	まんのう町	中通	急傾斜地の崩壊
1583	II-2192-2	下木戸(2)	仲多度郡	まんのう町	中通	急傾斜地の崩壊
1584	II-2177	本名(2)	仲多度郡	まんのう町	中通	急傾斜地の崩壊
1585	II-2201	転石(3)	仲多度郡	まんのう町	造田	急傾斜地の崩壊
1586	II-2195	奥ノ谷	仲多度郡	まんのう町	造田	急傾斜地の崩壊
1587	II-663	本村上(1)	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1588	II-2183	大佐古(3)	仲多度郡	まんのう町	中通	急傾斜地の崩壊
1589	II-2214	岡ノ山	仲多度郡	まんのう町	造田	急傾斜地の崩壊
1590	II-2134	八峯(5)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1591	II-2200	桃ノ尾	仲多度郡	まんのう町	造田	急傾斜地の崩壊
1592	II-667	菰敷	仲多度郡	まんのう町	造田	急傾斜地の崩壊
1593	I-367	明神	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1594	I-365	堀田	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1595	I-879	西桜(2)	仲多度郡	まんのう町	中通	急傾斜地の崩壊
1596	I-369	三角(B)	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1597	I-369-2	三角(B)	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1598	I-369-3	三角(B)	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1599	I-863	川奥(9)	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1600	I-863-2	川奥(9)	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1601	I-363	野口(A)	仲多度郡	まんのう町	中通	急傾斜地の崩壊
1602	I-876	川東上(2)	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1603	I-867	前の川(8)	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1604	I-872	下福家(10)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1605	I-368	宮浦	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1606	II-2085	中熊上(10)	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1607	II-2086	奥林(2)	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1608	II-2119	ユズリハ(1)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1609	II-376	吹佐古	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1610	II-376-2	吹佐古	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1611	II-2173	本名(1)	仲多度郡	まんのう町	中通	急傾斜地の崩壊
1612	II-2190	地下清(1)	仲多度郡	まんのう町	中通	急傾斜地の崩壊
1613	II-647	川奥上	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1614	II-2128	八峯(3)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊

番号	箇所番号	区域名	所在地			自然現象の種類
			郡・市	町・村	字	
1615	Ⅱ-2128-2	八峯（3）	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1616	Ⅱ-653	中熊上（13）	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1617	Ⅱ-643	前の川（A）	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1618	Ⅱ-2188	西木戸（1）	仲多度郡	まんのう町	中通	急傾斜地の崩壊
1619	Ⅱ-2159	名頃（2）	仲多度郡	まんのう町	中通	急傾斜地の崩壊
1620	Ⅱ-2159-2	名頃（2）	仲多度郡	まんのう町	中通	急傾斜地の崩壊
1621	Ⅱ-2105	前の川（7）	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1622	Ⅱ-2084	前の川（2）	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1623	I-883	梶洲（2）	仲多度郡	まんのう町	造田	急傾斜地の崩壊
1624	I-373	川東下（B）	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1625	I-373-2	川東下（B）	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1626	Ⅱ-2116	前の川（13）	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1627	Ⅱ-2108	中熊下（6）	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1628	Ⅱ-2108-2	中熊下（6）	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1629	Ⅱ-2108-3	中熊下（6）	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1630	Ⅱ-2185	平川	仲多度郡	まんのう町	中通	急傾斜地の崩壊
1631	Ⅱ-2127	大向（3）	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1632	Ⅱ-2167	皆野（2）	仲多度郡	まんのう町	中通	急傾斜地の崩壊
1633	Ⅱ-2209	柞野（3）	仲多度郡	まんのう町	造田	急傾斜地の崩壊
1634	Ⅱ-2124	長谷（2）	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1635	Ⅱ-644	前の川（C）	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1636	Ⅱ-2100	中熊下（3）	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1637	Ⅱ-2175	橋谷（2）	仲多度郡	まんのう町	中通	急傾斜地の崩壊
1638	Ⅱ-2175-2	橋谷（2）	仲多度郡	まんのう町	中通	急傾斜地の崩壊
1639	Ⅱ-2181	大佐古（1）	仲多度郡	まんのう町	中通	急傾斜地の崩壊
1640	Ⅱ-2181-2	大佐古（1）	仲多度郡	まんのう町	中通	急傾斜地の崩壊
1641	I-870	真鈴（1）	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1642	Ⅱ-2123	ユズリハ（2）	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1643	Ⅱ-2093	前の川（4）	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1644	Ⅱ-2053	日開谷	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1645	Ⅱ-2118	明神（2）	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1646	Ⅱ-2131	前ノ川	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1647	Ⅱ-2122	茂地倉（3）	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1648	Ⅱ-2122-2	茂地倉（3）	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1649	Ⅱ-2126	八峯（2）	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1650	Ⅱ-2126-2	八峯（2）	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1651	Ⅱ-371	大向	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1652	Ⅱ-2058	明神川原（2）	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1653	Ⅱ-2083	前ノ川向（1）	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1654	Ⅱ-2117	八峯（1）	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1655	Ⅱ-2117-2	八峯（1）	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1656	Ⅱ-2117-3	八峯（1）	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1657	Ⅱ-2166	中野（4）	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1658	Ⅱ-2166-2	中野（4）	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1659	Ⅱ-2115	前ノ川向（3）	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1660	Ⅱ-2056	沖野（3）	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1661	Ⅱ-2056-2	沖野（3）	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1662	Ⅱ-2114	前の川（12）	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1663	Ⅱ-2114-2	前の川（12）	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1664	Ⅱ-2197	梶洲（1）	仲多度郡	まんのう町	造田	急傾斜地の崩壊
1665	Ⅱ-2097	前の川（6）	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1666	Ⅱ-2186	平川新開	仲多度郡	まんのう町	中通	急傾斜地の崩壊
1667	Ⅱ-2186-2	平川新開	仲多度郡	まんのう町	中通	急傾斜地の崩壊
1668	Ⅱ-2171	川東下（C）	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1669	Ⅱ-2171-2	川東下（C）	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊

番号	箇所番号	区域名	所在地			自然現象の種類
			郡・市	町・村	字	
1670	Ⅱ-2095	林下(1)	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1671	Ⅱ-664	本村下(1)	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1672	Ⅱ-2055	沖野(2)	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1673	Ⅱ-2156	本村(9)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1674	Ⅱ-2113	中熊下(8)	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1675	Ⅱ-2160	下福家(14)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1676	Ⅱ-2096	林下(2)	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1677	Ⅱ-2096-2	林下(2)	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1678	Ⅱ-2071	三角(1)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1679	Ⅱ-2071-2	三角(1)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1680	Ⅱ-2082	谷田(2)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1681	Ⅱ-2081	中熊上(7)	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1682	Ⅱ-2129	大向(4)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1683	Ⅱ-652	中熊上(12)	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1684	Ⅱ-2060	明神川原(3)	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1685	Ⅱ-2098	家六(1)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1686	Ⅱ-2098-2	家六(1)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1687	Ⅱ-2054	沖野(1)	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1688	Ⅱ-2054-2	沖野(1)	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1689	Ⅱ-2054-3	沖野(1)	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1690	Ⅱ-2067	川奥(1)	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1691	Ⅱ-2179	本村上(2)	仲多度郡	まんのう町	中通	急傾斜地の崩壊
1692	Ⅱ-2061	中野(1)	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1693	Ⅱ-2061-2	中野(1)	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1694	Ⅱ-2202	転石(4)	仲多度郡	まんのう町	造田	急傾斜地の崩壊
1695	Ⅰ-864	大窪(1)	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1696	Ⅱ-2090	中熊上(14)	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1697	Ⅱ-2094	中熊上(16)	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1698	Ⅱ-2212	山下(2)	仲多度郡	まんのう町	造田	急傾斜地の崩壊
1699	Ⅱ-2162	名頃(3)	仲多度郡	まんのう町	中通	急傾斜地の崩壊
1700	Ⅱ-2162-2	名頃(3)	仲多度郡	まんのう町	中通	急傾斜地の崩壊
1701	Ⅱ-2089	前ノ川向(2)	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1702	Ⅱ-2110	家六(5)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1703	Ⅱ-2110-2	家六(5)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1704	Ⅱ-2049	横畑(1)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1705	Ⅱ-2049-2	横畑(1)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1706	Ⅱ-2133	淵野(1)	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1707	Ⅱ-2059	杣野(2)	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1708	Ⅱ-2139	本村(1)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1709	Ⅱ-2152	真鈴(4)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1710	Ⅱ-2193	地下清(2)	仲多度郡	まんのう町	中通	急傾斜地の崩壊
1711	Ⅱ-2051	横畑(4)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1712	Ⅱ-2213	左湖	仲多度郡	まんのう町	造田	急傾斜地の崩壊
1713	Ⅱ-645	中熊上(1)	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1714	Ⅱ-645-2	中熊上(1)	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1715	Ⅱ-2130	茂地倉(4)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1716	Ⅱ-2075	葛籠野(2)	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1717	Ⅱ-2088	前の川(3)	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1718	Ⅱ-2165	淵野(2)	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1719	Ⅱ-2121	茂地倉(2)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1720	Ⅱ-2121-2	茂地倉(2)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1721	Ⅱ-2155	真鈴(5)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1722	Ⅱ-639	尾形(2)	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1723	Ⅱ-639-2	尾形(2)	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1724	Ⅱ-2078	奈良ノ木(3)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊

番号	箇所番号	区域名	所在地			自然現象の種類
			郡・市	町・村	字	
1725	Ⅱ-2078-2	奈良ノ木(3)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1726	Ⅱ-2154	下福家(11)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1727	Ⅱ-2074	葛箆野(1)	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1728	Ⅱ-2087	中熊上(11)	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1729	Ⅱ-646	中熊上(3)	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1730	Ⅱ-646-2	中熊上(3)	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1731	Ⅱ-2112	中熊下(7)	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1732	Ⅱ-2112-2	中熊下(7)	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1733	Ⅱ-642	川奥(4)	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1734	Ⅱ-2148	本村(6)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1735	Ⅱ-2062	中野(2)	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1736	Ⅱ-2062-2	中野(2)	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1737	Ⅱ-661	下福家(12)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1738	Ⅱ-651	中熊上(9)	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1739	Ⅱ-651-2	中熊上(9)	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1740	Ⅱ-2141	堀田(3)	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1741	Ⅱ-2077	奈良ノ木(2)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1742	Ⅱ-2077-2	奈良ノ木(2)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1743	Ⅱ-2140	八峯(7)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1744	Ⅱ-2140-2	八峯(7)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1745	Ⅱ-2147	下福家(5)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1746	Ⅱ-2120	茂地倉(1)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1747	Ⅱ-2120-2	茂地倉(1)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1748	Ⅱ-2158	下福家(13)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1749	Ⅱ-2158-2	下福家(13)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1750	Ⅱ-2158-3	下福家(13)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1751	Ⅱ-2052	横畑(5)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1752	Ⅱ-662	真鈴(7)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1753	Ⅱ-662-2	真鈴(7)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1754	Ⅱ-657	本村(5)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1755	Ⅱ-665	橋谷(3)	仲多度郡	まんのう町	中通	急傾斜地の崩壊
1756	Ⅱ-643	川奥(5)	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1757	Ⅱ-643-2	川奥(5)	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1758	Ⅱ-643-3	川奥(5)	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1759	Ⅱ-2150	本村(7)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1760	Ⅱ-2073	奈良ノ木(1)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1761	Ⅱ-2073-2	奈良ノ木(1)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1762	Ⅱ-650	谷田(3)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1763	Ⅱ-650-2	谷田(3)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1764	Ⅱ-2137	下福家(1)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1765	Ⅱ-2144	下福家(3)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1766	Ⅱ-2111	峠	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1767	Ⅱ-2111-2	峠	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1768	Ⅱ-2107	前の川(9)	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1769	Ⅱ-660	下福家(8)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1770	Ⅱ-660-2	下福家(8)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1771	Ⅱ-655	家六(4)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1772	Ⅱ-2153	下福家(9)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1773	Ⅱ-638	杣野(1)	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1774	Ⅱ-636	横畑(2)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1775	Ⅱ-2091	中熊上(15)	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1776	Ⅱ-2151	下福家(7)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1777	Ⅱ-2151-2	下福家(7)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1778	Ⅱ-2149	真鈴(2)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1779	Ⅱ-641	川奥(2)	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊

番号	箇所番号	区域名	所在地			自然現象の種類
			郡・市	町・村	字	
1780	Ⅱ-2157	真鈴（6）	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1781	Ⅱ-2050	横畑（3）	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1782	Ⅱ-648	前の川（1）	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1783	Ⅱ-656	下福家（6）	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1784	Ⅱ-2101	中熊下（4）	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1785	Ⅱ-2101-2	中熊下（4）	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1786	Ⅱ-2142	本村（2）	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1787	Ⅱ-2176	川東下（D）	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1788	Ⅱ-2079	中熊上（4）	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1789	Ⅱ-2146	本村（4）	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1790	Ⅱ-2146-2	本村（4）	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1791	Ⅱ-2069	川奥（6）	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1792	Ⅱ-2143	本村（3）	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1793	Ⅱ-2132	八峯（4）	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1794	Ⅱ-2132-2	八峯（4）	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1795	Ⅱ-654	中熊下（1）	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1796	Ⅱ-2106	家六（3）	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1797	Ⅱ-2106-2	家六（3）	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1798	Ⅱ-2070	川奥（7）	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1799	Ⅱ-658	真鈴（3）	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1800	Ⅱ-2068	川奥（3）	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1801	Ⅱ-2080	中熊上（5）	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1802	Ⅱ-644	川奥（8）	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1803	Ⅱ-2103	吹砂古（2）	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1804	Ⅱ-2064	尾形（1）	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1805	Ⅱ-2064-2	尾形（1）	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1806	Ⅱ-647	中熊上（6）	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1807	Ⅱ-659	本村（8）	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1808	Ⅱ-659-2	本村（8）	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1809	Ⅱ-659-3	本村（8）	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1810	Ⅱ-2135	八峯（6）	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1811	Ⅱ-2135-2	八峯（6）	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1812	Ⅱ-2138	下福家（2）	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1813	Ⅱ-2076	中熊上（2）	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1814	Ⅱ-2102	家六（2）	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1815	Ⅱ-2102-2	家六（2）	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1816	I-366	尾井手	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1817	I-362	西桜	仲多度郡	まんのう町	中通	急傾斜地の崩壊
1818	I-375	皆野	仲多度郡	まんのう町	中通	急傾斜地の崩壊
1819	I-375-2	皆野	仲多度郡	まんのう町	中通	急傾斜地の崩壊
1820	I-375-3	皆野	仲多度郡	まんのう町	中通	急傾斜地の崩壊
1821	I-364	川東上	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1822	I-377	谷所	仲多度郡	まんのう町	勝浦	急傾斜地の崩壊
1823	I-877	川東上（3）	仲多度郡	まんのう町	川東	急傾斜地の崩壊
1824	I-380	片岡	仲多度郡	まんのう町	長尾	急傾斜地の崩壊
1825	I-383	大谷川	仲多度郡	まんのう町	炭所東	急傾斜地の崩壊
1826	I-383-2	大谷川	仲多度郡	まんのう町	炭所東	急傾斜地の崩壊
1827	I-384	公文（1）	仲多度郡	まんのう町	公文	急傾斜地の崩壊
1828	I-384-2	公文（1）	仲多度郡	まんのう町	公文	急傾斜地の崩壊
1829	I-384-3	公文（1）	仲多度郡	まんのう町	公文	急傾斜地の崩壊
1830	I-385	公文（2）	仲多度郡	まんのう町	公文	急傾斜地の崩壊
1831	I-385-2	公文（2）	仲多度郡	まんのう町	炭所東	急傾斜地の崩壊
1832	I-385-2	公文（2）	仲多度郡	まんのう町	公文	急傾斜地の崩壊
1833	I-583	佐岡（3）	仲多度郡	まんのう町	長尾	急傾斜地の崩壊
1834	I-655	平野	仲多度郡	まんのう町	炭所西	急傾斜地の崩壊

番号	箇所番号	区域名	所在地			自然現象の種類
			郡・市	町・村	字	
1835	I-655-2	平野	仲多度郡	まんのう町	炭所西	急傾斜地の崩壊
1836	I-884	水梨	仲多度郡	まんのう町	炭所東	急傾斜地の崩壊
1837	I-885	塩田(4)	仲多度郡	まんのう町	炭所西	急傾斜地の崩壊
1838	I-887	薬師堂(3)	仲多度郡	まんのう町	岸上	急傾斜地の崩壊
1839	I-888	羽間(2)	仲多度郡	まんのう町	羽間	急傾斜地の崩壊
1840	I-889	寺山(3)	仲多度郡	まんのう町	岸上	急傾斜地の崩壊
1841	I-965	新古	仲多度郡	まんのう町	長尾	急傾斜地の崩壊
1842	I-965-2	新古	仲多度郡	まんのう町	長尾	急傾斜地の崩壊
1843	II-2215	山畑	仲多度郡	まんのう町	炭所東	急傾斜地の崩壊
1844	II-2217	井出口(1)	仲多度郡	まんのう町	炭所東	急傾斜地の崩壊
1845	II-2218	井出口(2)	仲多度郡	まんのう町	炭所東	急傾斜地の崩壊
1846	II-2219	亀越	仲多度郡	まんのう町	炭所東	急傾斜地の崩壊
1847	II-2219-2	亀越	仲多度郡	まんのう町	炭所東	急傾斜地の崩壊
1848	II-2220	向荒	仲多度郡	まんのう町	炭所東	急傾斜地の崩壊
1849	II-2221	立石	仲多度郡	まんのう町	炭所東	急傾斜地の崩壊
1850	II-2222	円満寺(1)	仲多度郡	まんのう町	炭所東	急傾斜地の崩壊
1851	II-2223	古屋敷	仲多度郡	まんのう町	炭所東	急傾斜地の崩壊
1852	II-2223-2	古屋敷	仲多度郡	まんのう町	炭所東	急傾斜地の崩壊
1853	II-2223-3	古屋敷	仲多度郡	まんのう町	炭所東	急傾斜地の崩壊
1854	II-2226	岩鼻	仲多度郡	まんのう町	炭所東	急傾斜地の崩壊
1855	II-2227	西立目(2)	仲多度郡	まんのう町	炭所西	急傾斜地の崩壊
1856	II-2228	佃	仲多度郡	まんのう町	炭所東	急傾斜地の崩壊
1857	II-2229	西立目(3)	仲多度郡	まんのう町	炭所西	急傾斜地の崩壊
1858	II-2230	塩田(3)	仲多度郡	まんのう町	炭所西	急傾斜地の崩壊
1859	II-2232	宮ノ前	仲多度郡	まんのう町	炭所東	急傾斜地の崩壊
1860	II-2235	遠森	仲多度郡	まんのう町	炭所東	急傾斜地の崩壊
1861	II-2236	不動谷	仲多度郡	まんのう町	炭所東	急傾斜地の崩壊
1862	II-2238	奥池	仲多度郡	まんのう町	炭所西	急傾斜地の崩壊
1863	II-2239	下江畑	仲多度郡	まんのう町	炭所西	急傾斜地の崩壊
1864	II-2240	木折神	仲多度郡	まんのう町	炭所東	急傾斜地の崩壊
1865	II-2241	佐古尻(1)	仲多度郡	まんのう町	炭所西	急傾斜地の崩壊
1866	II-2242	間藤	仲多度郡	まんのう町	炭所西	急傾斜地の崩壊
1867	II-2243	佐古尻(2)	仲多度郡	まんのう町	炭所西	急傾斜地の崩壊
1868	II-2244	奥間藤(1)	仲多度郡	まんのう町	炭所西	急傾斜地の崩壊
1869	II-2247	華空蔵(1)	仲多度郡	まんのう町	炭所東	急傾斜地の崩壊
1870	II-2249	華空蔵(2)	仲多度郡	まんのう町	炭所東	急傾斜地の崩壊
1871	II-2250	蛇谷(3)	仲多度郡	まんのう町	炭所西	急傾斜地の崩壊
1872	II-2251	奥佐古	仲多度郡	まんのう町	炭所東	急傾斜地の崩壊
1873	II-2252	別当	仲多度郡	まんのう町	炭所東	急傾斜地の崩壊
1874	II-2253	上常包	仲多度郡	まんのう町	炭所西	急傾斜地の崩壊
1875	II-2254	大畑(1)	仲多度郡	まんのう町	炭所東	急傾斜地の崩壊
1876	II-2255	志福寺	仲多度郡	まんのう町	炭所西	急傾斜地の崩壊
1877	II-2255-2	志福寺	仲多度郡	まんのう町	炭所西	急傾斜地の崩壊
1878	II-2256	権現藪	仲多度郡	まんのう町	炭所西	急傾斜地の崩壊
1879	II-2257	大畑(2)	仲多度郡	まんのう町	炭所東	急傾斜地の崩壊
1880	II-2258	下常包	仲多度郡	まんのう町	炭所西	急傾斜地の崩壊
1881	II-2259	五毛上所(1)	仲多度郡	まんのう町	吉野	急傾斜地の崩壊
1882	II-2260	五毛上所(2)	仲多度郡	まんのう町	吉野	急傾斜地の崩壊
1883	II-2261	五毛上所(3)	仲多度郡	まんのう町	吉野	急傾斜地の崩壊
1884	II-2262	五毛長谷	仲多度郡	まんのう町	吉野	急傾斜地の崩壊
1885	II-2263	安養寺(1)	仲多度郡	まんのう町	炭所西	急傾斜地の崩壊
1886	II-2264	安養寺(2)	仲多度郡	まんのう町	炭所西	急傾斜地の崩壊
1887	II-2265	新池	仲多度郡	まんのう町	炭所西	急傾斜地の崩壊
1888	II-2266	木の崎上所	仲多度郡	まんのう町	吉野	急傾斜地の崩壊
1889	II-2267	木の崎中所	仲多度郡	まんのう町	吉野	急傾斜地の崩壊

番号	箇所番号	区域名	所在地			自然現象の種類
			郡・市	町・村	字	
1890	Ⅱ-2268	桶樋(3)	仲多度郡	まんのう町	吉野	急傾斜地の崩壊
1891	Ⅱ-2269	大谷	仲多度郡	まんのう町	吉野	急傾斜地の崩壊
1892	Ⅱ-2270	黒見(1)	仲多度郡	まんのう町	吉野	急傾斜地の崩壊
1893	Ⅱ-2271	黒見(2)	仲多度郡	まんのう町	吉野	急傾斜地の崩壊
1894	Ⅱ-2272	桶樋(5)	仲多度郡	まんのう町	吉野	急傾斜地の崩壊
1895	Ⅱ-2273	西下所	仲多度郡	まんのう町	真野	急傾斜地の崩壊
1896	Ⅱ-2274	薬師堂(1)	仲多度郡	まんのう町	岸上	急傾斜地の崩壊
1897	Ⅱ-2277	池下(4)	仲多度郡	まんのう町	岸上	急傾斜地の崩壊
1898	Ⅱ-2278	宇戸(1)	仲多度郡	まんのう町	岸上	急傾斜地の崩壊
1899	Ⅱ-2279	寺山(1)	仲多度郡	まんのう町	岸上	急傾斜地の崩壊
1900	Ⅱ-2280	宇戸(2)	仲多度郡	まんのう町	岸上	急傾斜地の崩壊
1901	Ⅱ-2281	寺山(2)	仲多度郡	まんのう町	岸上	急傾斜地の崩壊
1902	Ⅱ-2282	宇戸(3)	仲多度郡	まんのう町	岸上	急傾斜地の崩壊
1903	Ⅱ-2283	西田井(1)	仲多度郡	まんのう町	岸上	急傾斜地の崩壊
1904	Ⅱ-2284	西田井(2)	仲多度郡	まんのう町	岸上	急傾斜地の崩壊
1905	Ⅱ-2285	岡の谷	仲多度郡	まんのう町	岸上	急傾斜地の崩壊
1906	Ⅱ-2286	椿谷(3)	仲多度郡	まんのう町	岸上	急傾斜地の崩壊
1907	Ⅱ-2287	椿谷(4)	仲多度郡	まんのう町	岸上	急傾斜地の崩壊
1908	Ⅱ-2288	馬場南	仲多度郡	まんのう町	五条	急傾斜地の崩壊
1909	Ⅱ-2289	谷下	仲多度郡	まんのう町	公文	急傾斜地の崩壊
1910	Ⅱ-379	佐岡	仲多度郡	まんのう町	長尾	急傾斜地の崩壊
1911	Ⅱ-381	塩田(1)	仲多度郡	まんのう町	炭所西	急傾斜地の崩壊
1912	Ⅱ-382	塩田(2)	仲多度郡	まんのう町	炭所西	急傾斜地の崩壊
1913	Ⅱ-584	池下	仲多度郡	まんのう町	真野	急傾斜地の崩壊
1914	Ⅱ-649	佐岡(2)	仲多度郡	まんのう町	長尾	急傾斜地の崩壊
1915	Ⅱ-650	宮川	仲多度郡	まんのう町	炭所西	急傾斜地の崩壊
1916	Ⅱ-653	大向中	仲多度郡	まんのう町	炭所西	急傾斜地の崩壊
1917	Ⅱ-656	桶樋	仲多度郡	まんのう町	吉野	急傾斜地の崩壊
1918	Ⅱ-668	上平野(1)	仲多度郡	まんのう町	炭所西	急傾斜地の崩壊
1919	Ⅱ-669	上平野(2)	仲多度郡	まんのう町	炭所西	急傾斜地の崩壊
1920	Ⅱ-670	西の岡	仲多度郡	まんのう町	炭所西	急傾斜地の崩壊
1921	Ⅲ-3023	桶樋(2)	仲多度郡	まんのう町	吉野	急傾斜地の崩壊
1922	Ⅲ-3023-2	桶樋(2)	仲多度郡	まんのう町	吉野	急傾斜地の崩壊
1923	Ⅲ-3024	旭東上	仲多度郡	まんのう町	吉野	急傾斜地の崩壊
1924	Ⅲ-3025	桶樋(4)	仲多度郡	まんのう町	吉野	急傾斜地の崩壊
1925	Ⅲ-3026	池下(2)	仲多度郡	まんのう町	吉野	急傾斜地の崩壊
1926	Ⅲ-3026-2	池下(2)	仲多度郡	まんのう町	吉野	急傾斜地の崩壊
1927	I-901	福良見(2)	仲多度郡	まんのう町	七箇	急傾斜地の崩壊
1928	I-904	大口(9)	仲多度郡	まんのう町	大口	急傾斜地の崩壊
1929	I-904-2	大口(9)	仲多度郡	まんのう町	大口	急傾斜地の崩壊
1930	I-904-3	大口(9)	仲多度郡	まんのう町	大口	急傾斜地の崩壊
1931	I-905	買田(5)	仲多度郡	まんのう町	買田	急傾斜地の崩壊
1932	I-905-2	買田(5)	仲多度郡	まんのう町	買田	急傾斜地の崩壊
1933	I-906	宮田(7)	仲多度郡	まんのう町	宮田	急傾斜地の崩壊
1934	I-909	追上(7)	仲多度郡	まんのう町	追上	急傾斜地の崩壊
1935	I-422	大口	仲多度郡	まんのう町	追上	急傾斜地の崩壊
1936	I-422-2	大口	仲多度郡	まんのう町	追上	急傾斜地の崩壊
1937	Ⅱ-2371	宮田(9)	仲多度郡	まんのう町	宮田	急傾斜地の崩壊
1938	Ⅱ-2371-2	宮田(9)	仲多度郡	まんのう町	宮田	急傾斜地の崩壊
1939	I-903	帆山(4)	仲多度郡	まんのう町	帆山	急傾斜地の崩壊
1940	I-903-2	帆山(4)	仲多度郡	まんのう町	帆山	急傾斜地の崩壊
1941	I-902	小池(2)	仲多度郡	まんのう町	七箇	急傾斜地の崩壊
1942	I-421	宮田(B)	仲多度郡	まんのう町	宮田	急傾斜地の崩壊
1943	I-424	佐文(D)	仲多度郡	まんのう町	佐文	急傾斜地の崩壊
1944	I-424-2	佐文(D)	仲多度郡	まんのう町	佐文	急傾斜地の崩壊

番号	箇所番号	区域名	所在地			自然現象 の種類
			郡・市	町・村	字	
1945	Ⅱ-2366	宮田(6)	仲多度郡	まんのう町	宮田	急傾斜地の崩壊
1946	Ⅱ-2359	山脇(3)	仲多度郡	まんのう町	山脇	急傾斜地の崩壊
1947	I-908	追上(3)	仲多度郡	まんのう町	追上	急傾斜地の崩壊
1948	I-899	春日(J)	仲多度郡	まんのう町	七箇	急傾斜地の崩壊
1949	I-907	大口(15)	仲多度郡	まんのう町	大口	急傾斜地の崩壊
1950	Ⅱ-2387	追上(9)	仲多度郡	まんのう町	追上	急傾斜地の崩壊
1951	Ⅱ-681	宮田(8)	仲多度郡	まんのう町	宮田	急傾斜地の崩壊
1952	Ⅱ-2375	大口(14)	仲多度郡	まんのう町	大口	急傾斜地の崩壊
1953	Ⅱ-2375-2	大口(14)	仲多度郡	まんのう町	大口	急傾斜地の崩壊
1954	Ⅱ-2367	新目(6)	仲多度郡	まんのう町	新目	急傾斜地の崩壊
1955	Ⅱ-2383	追上(3)	仲多度郡	まんのう町	追上	急傾斜地の崩壊
1956	Ⅱ-2346	生間(8)	仲多度郡	まんのう町	生間	急傾斜地の崩壊
1957	Ⅱ-2385	宮田(16)	仲多度郡	まんのう町	宮田	急傾斜地の崩壊
1958	Ⅱ-2353	買田(4)	仲多度郡	まんのう町	買田	急傾斜地の崩壊
1959	Ⅱ-2377	宮田(15)	仲多度郡	まんのう町	宮田	急傾斜地の崩壊
1960	Ⅱ-661	大口定岡(2)	仲多度郡	まんのう町	大口	急傾斜地の崩壊
1961	Ⅱ-661-2	大口定岡(2)	仲多度郡	まんのう町	大口	急傾斜地の崩壊
1962	I-409	佐文(C)	仲多度郡	まんのう町	佐文	急傾斜地の崩壊
1963	Ⅱ-2372	大口(13)	仲多度郡	まんのう町	大口	急傾斜地の崩壊
1964	Ⅱ-684	追上(5)	仲多度郡	まんのう町	追上	急傾斜地の崩壊
1965	Ⅱ-684-2	追上(5)	仲多度郡	まんのう町	追上	急傾斜地の崩壊
1966	Ⅱ-2350	新目(3)	仲多度郡	まんのう町	新目	急傾斜地の崩壊
1967	Ⅱ-2390	佐文(G)	仲多度郡	まんのう町	佐文	急傾斜地の崩壊
1968	I-910	佐文(H)	仲多度郡	まんのう町	佐文	急傾斜地の崩壊
1969	Ⅱ-2347	生間(9)	仲多度郡	まんのう町	生間	急傾斜地の崩壊
1970	Ⅱ-2345	生間(7)	仲多度郡	まんのう町	生間	急傾斜地の崩壊
1971	Ⅱ-2378	山脇(4)	仲多度郡	まんのう町	山脇	急傾斜地の崩壊
1972	Ⅱ-2316	春日(K)	仲多度郡	まんのう町	七箇	急傾斜地の崩壊
1973	Ⅱ-2349	大口定岡(3)	仲多度郡	まんのう町	大口	急傾斜地の崩壊
1974	Ⅱ-2349-2	大口定岡(3)	仲多度郡	まんのう町	大口	急傾斜地の崩壊
1975	Ⅱ-2388	佐文(E)	仲多度郡	まんのう町	佐文	急傾斜地の崩壊
1976	Ⅱ-2323	帆山(1)	仲多度郡	まんのう町	帆山	急傾斜地の崩壊
1977	Ⅱ-2341	生間(5)	仲多度郡	まんのう町	生間	急傾斜地の崩壊
1978	Ⅱ-679	生間(14)	仲多度郡	まんのう町	生間	急傾斜地の崩壊
1979	Ⅱ-2336	生間(1)	仲多度郡	まんのう町	生間	急傾斜地の崩壊
1980	Ⅱ-2381	追上(2)	仲多度郡	まんのう町	追上	急傾斜地の崩壊
1981	Ⅱ-2312	春日(G)	仲多度郡	まんのう町	七箇	急傾斜地の崩壊
1982	Ⅱ-2331	後山(6)	仲多度郡	まんのう町	後山	急傾斜地の崩壊
1983	Ⅱ-2368	買田(6)	仲多度郡	まんのう町	買田	急傾斜地の崩壊
1984	Ⅱ-2384	追上(6)	仲多度郡	まんのう町	追上	急傾斜地の崩壊
1985	Ⅱ-2379	新目(7)	仲多度郡	まんのう町	新目	急傾斜地の崩壊
1986	Ⅱ-2386	追上(8)	仲多度郡	まんのう町	追上	急傾斜地の崩壊
1987	Ⅱ-2333	後山(8)	仲多度郡	まんのう町	後山	急傾斜地の崩壊
1988	Ⅱ-2335	買田(1)	仲多度郡	まんのう町	買田	急傾斜地の崩壊
1989	Ⅱ-2318	春日(M)	仲多度郡	まんのう町	七箇	急傾斜地の崩壊
1990	Ⅱ-2319	久保(2)	仲多度郡	まんのう町	七箇	急傾斜地の崩壊
1991	Ⅱ-659	西宮田	仲多度郡	まんのう町	宮田	急傾斜地の崩壊
1992	Ⅱ-2338	生間(2)	仲多度郡	まんのう町	生間	急傾斜地の崩壊
1993	Ⅱ-2356	生間(13)	仲多度郡	まんのう町	生間	急傾斜地の崩壊
1994	Ⅱ-2357	大口(6)	仲多度郡	まんのう町	大口	急傾斜地の崩壊
1995	Ⅱ-2374	宮田(13)	仲多度郡	まんのう町	宮田	急傾斜地の崩壊
1996	Ⅱ-2332	後山(7)	仲多度郡	まんのう町	後山	急傾斜地の崩壊
1997	Ⅱ-2348	買田(2)	仲多度郡	まんのう町	買田	急傾斜地の崩壊
1998	Ⅱ-2354	生間(11)	仲多度郡	まんのう町	生間	急傾斜地の崩壊
1999	Ⅱ-678	宮田(3)	仲多度郡	まんのう町	宮田	急傾斜地の崩壊

番号	箇所番号	区域名	所在地			自然現象の種類
			郡・市	町・村	字	
2000	Ⅱ-2351	大口(5)	仲多度郡	まんのう町	大口	急傾斜地の崩壊
2001	Ⅱ-2342	大口(3)	仲多度郡	まんのう町	大口	急傾斜地の崩壊
2002	Ⅱ-2355	生間(12)	仲多度郡	まんのう町	生間	急傾斜地の崩壊
2003	Ⅱ-2334	大口(2)	仲多度郡	まんのう町	大口	急傾斜地の崩壊
2004	Ⅱ-2339	生間(3)	仲多度郡	まんのう町	生間	急傾斜地の崩壊
2005	Ⅱ-2360	大口(7)	仲多度郡	まんのう町	大口	急傾斜地の崩壊
2006	Ⅱ-680	大口(8)	仲多度郡	まんのう町	大口	急傾斜地の崩壊
2007	Ⅱ-2344	大口(4)	仲多度郡	まんのう町	大口	急傾斜地の崩壊
2008	I-416	塩入(1)	仲多度郡	まんのう町	塩入	急傾斜地の崩壊
2009	I-589	福良見	仲多度郡	まんのう町	七箇	急傾斜地の崩壊
2010	I-589-2	福良見	仲多度郡	まんのう町	七箇	急傾斜地の崩壊
2011	I-898	塩入(4)	仲多度郡	まんのう町	塩入	急傾斜地の崩壊
2012	Ⅱ-2380	山脇(5)	仲多度郡	まんのう町	山脇	急傾斜地の崩壊
2013	I-590	後山(2)	仲多度郡	まんのう町	後山	急傾斜地の崩壊
2014	I-662	大口宮東	仲多度郡	まんのう町	大口	急傾斜地の崩壊
2015	Ⅱ-2322	本目(3)	仲多度郡	まんのう町	七箇	急傾斜地の崩壊
2016	Ⅱ-2304	塩入(3)	仲多度郡	まんのう町	塩入	急傾斜地の崩壊
2017	Ⅱ-2304-2	塩入(3)	仲多度郡	まんのう町	塩入	急傾斜地の崩壊
2018	I-587	買田南畑	仲多度郡	まんのう町	買田	急傾斜地の崩壊
2019	I-660	宮田(1)	仲多度郡	まんのう町	宮田	急傾斜地の崩壊
2020	Ⅱ-2311	春日(F)	仲多度郡	まんのう町	七箇	急傾斜地の崩壊
2021	I-408	佐文(B)	仲多度郡	まんのう町	佐文	急傾斜地の崩壊
2022	Ⅱ-2340	生間(4)	仲多度郡	まんのう町	生間	急傾斜地の崩壊
2023	Ⅱ-2314	春日(H)	仲多度郡	まんのう町	七箇	急傾斜地の崩壊
2024	Ⅱ-2327	後山(3)	仲多度郡	まんのう町	後山	急傾斜地の崩壊
2025	I-591	大口定岡(1)	仲多度郡	まんのう町	大口	急傾斜地の崩壊
2026	Ⅱ-2309	春日(D)	仲多度郡	まんのう町	七箇	急傾斜地の崩壊
2027	Ⅱ-414	春日(A)	仲多度郡	まんのう町	七箇	急傾斜地の崩壊
2028	Ⅱ-2328	本目(6)	仲多度郡	まんのう町	七箇	急傾斜地の崩壊
2029	Ⅱ-2369	買田(7)	仲多度郡	まんのう町	買田	急傾斜地の崩壊
2030	Ⅱ-2326	帆山(3)	仲多度郡	まんのう町	帆山	急傾斜地の崩壊
2031	Ⅱ-676	本目(4)	仲多度郡	まんのう町	七箇	急傾斜地の崩壊
2032	Ⅱ-2320	小池(1)	仲多度郡	まんのう町	七箇	急傾斜地の崩壊
2033	Ⅱ-2364	新目(5)	仲多度郡	まんのう町	新目	急傾斜地の崩壊
2034	Ⅱ-2307	塩入(7)	仲多度郡	まんのう町	塩入	急傾斜地の崩壊
2035	Ⅱ-2358	宮田(4)	仲多度郡	まんのう町	宮田	急傾斜地の崩壊
2036	Ⅱ-2365	大口(11)	仲多度郡	まんのう町	大口	急傾斜地の崩壊
2037	Ⅱ-2389	佐文(F)	仲多度郡	まんのう町	佐文	急傾斜地の崩壊
2038	Ⅱ-2324	帆山(2)	仲多度郡	まんのう町	帆山	急傾斜地の崩壊
2039	Ⅱ-2317	春日(L)	仲多度郡	まんのう町	七箇	急傾斜地の崩壊
2040	Ⅱ-2370	大口(12)	仲多度郡	まんのう町	大口	急傾斜地の崩壊
2041	Ⅱ-2352	生間(10)	仲多度郡	まんのう町	生間	急傾斜地の崩壊
2042	Ⅱ-2321	福良見(3)	仲多度郡	まんのう町	七箇	急傾斜地の崩壊
2043	Ⅱ-2363	新目(4)	仲多度郡	まんのう町	新目	急傾斜地の崩壊
2044	Ⅱ-2308	春日(C)	仲多度郡	まんのう町	七箇	急傾斜地の崩壊
2045	Ⅱ-2306	塩入(6)	仲多度郡	まんのう町	塩入	急傾斜地の崩壊
2046	Ⅱ-2343	生間(6)	仲多度郡	まんのう町	生間	急傾斜地の崩壊
2047	Ⅱ-2313	久保(1)	仲多度郡	まんのう町	七箇	急傾斜地の崩壊
2048	Ⅱ-2373	宮田(12)	仲多度郡	まんのう町	宮田	急傾斜地の崩壊
2049	Ⅱ-2329	後山(4)	仲多度郡	まんのう町	後山	急傾斜地の崩壊
2050	Ⅱ-2337	新目(2)	仲多度郡	まんのう町	新目	急傾斜地の崩壊
2051	Ⅱ-2310	春日(E)	仲多度郡	まんのう町	七箇	急傾斜地の崩壊
2052	Ⅱ-2362	宮田(5)	仲多度郡	まんのう町	宮田	急傾斜地の崩壊
2053	Ⅱ-677	買田(3)	仲多度郡	まんのう町	買田	急傾斜地の崩壊
2054	Ⅱ-2305	塩入(5)	仲多度郡	まんのう町	塩入	急傾斜地の崩壊

番号	箇所番号	区域名	所在地			自然現象の種類
			郡・市	町・村	字	
2055	II-683	宮田 (11)	仲多度郡	まんのう町	宮田	急傾斜地の崩壊
2056	I-419	照井	仲多度郡	まんのう町	七箇	急傾斜地の崩壊
2057	I-419-2	照井	仲多度郡	まんのう町	七箇	急傾斜地の崩壊
2058	I-412	黒川 (B)	仲多度郡	まんのう町	新目	急傾斜地の崩壊
2059	I-410	追上	仲多度郡	まんのう町	追上	急傾斜地の崩壊
2060	I-407	佐文 (A)	仲多度郡	まんのう町	宮田	急傾斜地の崩壊
2061	I-417	塩入 (2)	仲多度郡	まんのう町	塩入	急傾斜地の崩壊
2062	I-593	山脇 (2)	仲多度郡	まんのう町	山脇	急傾斜地の崩壊
2063	I-411	黒川 (A)	仲多度郡	まんのう町	新目	急傾斜地の崩壊
2064	I-413	山脇	仲多度郡	まんのう町	山脇	急傾斜地の崩壊
2065	I-592	下春日	仲多度郡	まんのう町	七箇	急傾斜地の崩壊
2066	I-420	後山	仲多度郡	まんのう町	大口	急傾斜地の崩壊
2067	I-420-2	後山	仲多度郡	まんのう町	大口	急傾斜地の崩壊
2068	I-420-3	後山	仲多度郡	まんのう町	大口	急傾斜地の崩壊
2069	I-418	本目 (1)	仲多度郡	まんのう町	七箇	急傾斜地の崩壊
2070	I-900	照井 (2)	仲多度郡	まんのう町	七箇	急傾斜地の崩壊
2071	I-588	宮田 (2)	仲多度郡	まんのう町	宮田	急傾斜地の崩壊
2072	I-588-2	宮田 (2)	仲多度郡	まんのう町	宮田	急傾斜地の崩壊
2073	II-2330	後山 (5)	仲多度郡	まんのう町	後山	急傾斜地の崩壊
2074	II-2330-2	後山 (5)	仲多度郡	まんのう町	後山	急傾斜地の崩壊
2075	II-423	本目 (2)	仲多度郡	まんのう町	七箇	急傾斜地の崩壊
2076	II-2325	本目 (5)	仲多度郡	まんのう町	七箇	急傾斜地の崩壊
2155	64	梶洲	仲多度郡	まんのう町	造田	地滑り
2156	80	岩籠	仲多度郡	まんのう町	中通	地滑り
2157	81	大佐古	仲多度郡	まんのう町	中通	地滑り
2158	82	名頃	仲多度郡	まんのう町	中通	地滑り
2159	55	中熊	仲多度郡	まんのう町	川東	地滑り
2160	56	大窪	仲多度郡	まんのう町	川東	地滑り
2161	57	川奥中	仲多度郡	まんのう町	川東	地滑り
2162	58	川奥上	仲多度郡	まんのう町	川東	地滑り
2163	59	沖野	仲多度郡	まんのう町	川東	地滑り
2164	83	浅木原	仲多度郡	まんのう町	川東	地滑り
2165	60	横畑	仲多度郡	まんのう町	勝浦	地滑り
2166	61	奈良ノ木上	仲多度郡	まんのう町	勝浦	地滑り
2167	62	奈良ノ木下	仲多度郡	まんのう町	勝浦	地滑り
2168	63	吹佐古	仲多度郡	まんのう町	勝浦	地滑り
2169	65	樫 (65)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	地滑り
2170	66	家六 (66)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	地滑り
2171	67	瓜峰 (67)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	地滑り
2172	69	八峰上 (69)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	地滑り
2173	70	八峰 (70)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	地滑り
2174	71	真鈴北 (71)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	地滑り
2175	72	真鈴東 (72)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	地滑り
2176	73	真鈴 (73)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	地滑り
2177	74	下福家 (74)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	地滑り
2178	75	野田小屋 (75)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	地滑り
2179	76	野田小屋A (76)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	地滑り
2180	77	仲野 (77)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	地滑り
2181	78	大向 (78)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	地滑り
2182	79	西山 (79)	仲多度郡	まんのう町	勝浦	地滑り
2183	84	吉野 (84)	仲多度郡	まんのう町	吉野	地滑り

(4) 地すべり危険箇所一覧

① 土地改良課関係

番号	箇所名	河川名			位置 字	地形		被害想定区域内 人家数(戸)
		水系名	河川名	溪流名		面積(ha)	勾配(度)	
7	瓜峰	土器川	瓜峰川	-	勝浦	16	0	19

(5) 高堰堤

① 県管理高堰堤(ダム)

番号	名称	河川名	規模			位置	管理人	備考
			堤長	堤高	貯水量			
17	野口ダム	財田川水系財田川	123.00	35.00	1,150	まんのう町	香川県	土地改良課

② 土地改良区管理高堰堤(溜池)

番号	名称	河川名	規模			位置	管理人	備考
			堤長	堤高	貯水量			
32	備中寺池	土器川 備中寺川	82	19.8	321	まんのう町	土器川右岸土改区連合	
33	亀越池	土器川 大谷川	106	19.0	958	〃	綾歌郡亀越池土改区	
34	満濃池	金倉川 金倉川	156	32.0	15,400	〃	満濃池土改区	
35	水梨下池	大谷川	105	16.4	4	〃	満濃町土改区	
36	地蔵前ダム	財田川 財田川	61	20.0	183	〃	まんのう町	
37	多治川ダム	財田川 婦来川	48	21.7	197	〃	まんのう町	
38	木榭池	金倉川 金倉川	298	27.1	446	〃	木こく池水利組合	

(6) 山腹崩壊危険地区

① 山腹崩壊危険地区(国有林)

番号	位置		面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
	大字	字			
406-101	川東	滝山	5	6	香川森林管理事務所
406-102	中通	本村	3	14	〃
406-103	中通	〃	2	10	〃
406-104	川東	滝山	11	5	〃
406-105	川東	〃	11	4	〃
406-105	七箇	尾ノ瀬	3	0	〃

② 山腹崩壊危険地区(民有林)

番号	位置		面積(ha)	人家数	関係林業事務所等
	大字	字			
401-001	造田	天川	4	36	西部林業事務所
401-002	〃	柞野	5	14	〃
401-003	中通	転石	6	12	〃
401-004	〃	木戸	6	34	〃
401-005	川東	川東下	3	36	〃
401-006	中通	渕野	6	69	〃
401-007	勝浦	八峰	4	0	〃
401-008	〃	茂地倉	5	29	〃
401-009	〃	吹左古	3	18	〃
401-010	川東	横畑	8	4	〃
401-011	中通	尾井出	10	54	〃
401-012	〃	〃	9	38	〃
401-013	川東	前ノ川	2	4	〃
401-014	〃	〃	17	16	〃
401-015	〃	〃	3	4	〃
401-016	〃	〃	4	9	〃
401-017	〃	〃	6	32	〃
401-018	〃	本村下	14	1	〃
401-019	〃	川東下	5	20	〃

番号	位 置		面積 (ha)	人家数	関係林業事務所等
	大字	字			
401-020	造田	地下清	9	16	〃
401-021	〃	下造田	3	10	〃
402-001	公文	北山	13	18	〃
402-002	炭所西	菜園場	2	0	〃
402-003	炭所東	広袖	7	0	〃
402-004	炭所西	種子	12	12	〃
402-005	〃	〃	6	36	〃
402-006	〃	〃	9	17	〃
402-007	〃	平野	6	57	〃
402-008	〃	常包	13	77	〃
402-009	〃	金剛院	10	8	〃
402-010	〃	〃	9	53	〃
402-011	〃	〃	14	36	〃
402-012	〃	〃	6	39	〃
402-013	長尾	岩谷	5	34	〃
402-014	〃	佐岡	3	15	〃
402-015	羽間	羽間下	5	29	〃
402-016	炭所西	平野	5	27	〃
402-017	炭所東	平山	9	32	〃
402-018	長尾	無頭	2	22	〃
402-019	〃	大原	8	91	〃
405-001	佐文	尾郷	12	1	〃
405-002	〃	〃	9	1	〃
405-003	十郷	追上願袖	3	9	〃
405-004	〃	追上	2	81	〃
405-005	〃	樅木峠	6	10	〃
405-006	〃	宮田	9	36	〃
405-007	一	生間	12	10	〃
405-008	〃	後山	1	1	〃
405-009	〃	大口	2	1	〃
405-010	〃	〃	3	4	〃
405-011	〃	〃	7	0	〃
405-012	七箇	久保	3	0	〃
405-013	〃	〃	4	1	〃
405-014	〃	本目	2	3	〃
405-015	十郷	新目	6	4	〃
405-016	〃	山脇	3	4	〃
405-017	塩入	宮前	5	28	〃
405-018	〃	土居	4	58	〃
405-019	〃	上名	10	36	〃
405-020	十郷	帆山	2	1	〃
405-021	〃	帆山	4	17	〃
405-022	買田	小倉	3	0	〃
405-023	〃	小倉	6	14	〃
405-024	塩入	中川原	1	0	〃

(7) 崩壊土砂流出危険地区

① 崩壊土砂流出危険地区 (国有林)

番号	位 置		面積 (ha)	人家数	関係林業事務所等
	大字	字			
406-201	長尾	新古	0.96	12	香川森林管理事務所
406-203	〃	〃	0.14	14	〃
406-204	〃	〃	0.14	10	〃

番号	位 置		面積 (ha)	人家数	関係林業事務所等
	大字	字			
406-202	〃	〃	0.35	12	〃
406-101	川東	滝山	0.18	10	〃
406-107	〃	〃	0.18	10	〃
406-108	〃	〃	1.20	12	〃
406-102	〃	〃	1.05	1	〃
406-103	〃	〃	0.90	1	〃
406-109	〃	〃	0.34	15	〃
406-110	〃	〃	0.49	12	〃
406-111	〃	〃	0.32	12	〃
406-104	造田	柞野古林	0.9	5	〃
406-105	〃	〃	0.84	5	〃
406-106	〃	〃	0.6	1	〃
406-302	塩入	柞多尾	2.4	5	〃
406-303	〃	〃	1.62	5	〃
406-301	七箇	尾ノ瀬	0.75	0	〃

② 崩壊土砂流出危険地区 (民有林)

番号	位 置		面積 (ha)	人家数	関係林業事務所等
	大字	字			
401-001	造田	上内田	0.19	70	西部林業事務所
401-002	〃	一	0.10	0	〃
401-003	〃	柞野	1.49	0	〃
401-004	〃	〃	1.97	2	〃
401-005	〃	〃	1.12	0	〃
401-006	〃	〃	0.66	0	〃
401-007	〃	〃	1.23	0	〃
401-008	〃	〃	1.68	0	〃
401-009	〃	〃	1.40	0	〃
401-010	〃	〃	0.00	0	〃
401-011	〃	〃	0.14	0	〃
401-012	〃	〃	0.00	0	〃
401-013	中通	六地藏	0.32	0	〃
401-014	〃	〃	1.49	2	〃
401-015	〃	木戸	0.05	4	〃
401-016	〃	桜	0.71	2	〃
401-017	〃	平川	1.98	14	〃
401-018	〃	皆野	1.33	42	〃
401-019	〃	大馬場	1.53	111	〃
401-020	〃	〃	1.41	122	〃
401-021	〃	〃	1.22	0	〃
401-022	〃	〃	1.30	0	〃
401-023	〃	〃	1.41	5	〃
401-024	〃	〃	1.07	24	〃
401-025	〃	名頃	2.12	0	〃
401-026	〃	〃	0.77	0	〃
401-027	〃	大左吉	1.99	0	〃
401-028	〃	名頃	3.15	9	〃
401-029	勝浦	中野	1.59	0	〃
401-030	〃	半坂	0.48	0	〃
401-031	〃	仲野	0.08	0	〃
401-032	〃	下福家	3.48	14	〃
401-033	〃	〃	0.90	0	〃
401-034	〃	〃	0.96	0	〃
401-035	〃	〃	0.00	0	〃

番号	位 置		面積 (ha)	人家数	関係林業事務所等
	大字	字			
401-036	〃	〃	1.57	0	〃
401-037	〃	〃	1.42	0	〃
401-038	〃	八峰	0.75	0	〃
401-039	〃	〃	0.10	0	〃
401-040	〃	〃	1.24	3	〃
401-041	〃	〃	0.24	0	〃
401-042	〃	〃	0.81	0	〃
401-043	〃	家六	0.53	0	〃
401-044	〃	八峰	1.22	0	〃
401-045	〃	茂地倉	1.33	1	〃
401-046	〃	〃	0.30	3	〃
401-047	〃	谷田	1.30	0	〃
401-048	川東	奈良ノ木	0.65	0	〃
401-049	〃	奈良ノ木	0.52	0	〃
401-050	〃	日開谷	1.23	0	〃
401-051	〃	株切	1.97	0	〃
401-052	〃	川奥	2.03	2	〃
401-053	〃	〃	1.20	0	〃
401-054	〃	大窪	0.07	3	〃
401-055	〃	三角	1.28	2	〃
401-056	〃	谷田	0.14	2	〃
401-057	〃	葛籠野	0.84	5	〃
401-058	〃	〃	1.04	2	〃
401-059	〃	中熊	0.54	0	〃
401-060	〃	〃	1.00	0	〃
401-061	〃	〃	0.09	8	〃
401-062	〃	前ノ川	0.47	1	〃
401-063	〃	〃	0.28	0	〃
401-064	〃	〃	0.31	2	〃
401-065	〃	〃	0.69	2	〃
401-066	〃	〃	0.34	4	〃
401-067	〃	〃	0.48	0	〃
401-068	〃	〃	0.61	0	〃
401-069	〃	〃	2.52	3	〃
401-070	〃	〃	2.35	0	〃
401-071	〃	〃	2.73	0	〃
401-072	〃	〃	2.31	0	〃
401-073	〃	〃	1.44	1	〃
401-074	〃	〃	0.24	0	〃
401-075	〃	〃	2.56	0	〃
401-076	〃	〃	1.09	7	〃
401-077	〃	〃	3.45	0	〃
401-078	〃	〃	2.14	2	〃
401-079	〃	〃	2.00	0	〃
401-080	〃	藤川	1.30	4	〃
401-081	造田	地下清	0.61	0	〃
401-082	〃	〃	0.11	13	〃
401-083	〃	〃	0.11	3	〃
401-084	〃	下造田	0.30	0	〃
401-085	〃	〃	0.78	0	〃
401-086	〃	〃	0.42	0	〃
401-087	〃	〃	0.09	32	〃
401-088	〃	〃	1.20	34	〃
401-089	〃	〃	0.57	5	〃

番号	位 置		面積 (ha)	人家数	関係林業事務所等
	大字	字			
401-090	〃	〃	0.14	15	〃
401-091	〃	〃	0.27	8	〃
401-092	〃	〃	0.36	18	〃
401-093	中通	一	0.54	0	〃
401-094	川東	大上	1.05	1	〃
401-095	造田	下造田	0.50	24	〃
402-001	岸ノ上	椿谷	0.33	16	〃
402-002	〃	〃	0.44	24	〃
402-003	〃	〃	0.36	2	〃
402-004	〃	〃	0.63	5	〃
402-005	吉野	五毛	0.86	1	〃
402-006	〃	〃	0.69	1	〃
402-007	〃	〃	0.72	6	〃
402-008	〃	〃	1.35	12	〃
402-009	〃	〃	0.57	1	〃
402-010	〃	〃	1.22	9	〃
402-011	〃	〃	1.02	10	〃
402-012	〃	〃	0.86	0	〃
402-013	〃	〃	0.61	0	〃
402-014	〃	〃	0.22	0	〃
402-015	〃	〃	0.13	0	〃
402-016	炭所東	大井出	0.54	0	〃
402-017	吉野	五毛	0.30	11	〃
402-018	〃	〃	0.79	53	〃
402-020	炭所西	江畑	1.23	0	〃
402-021	〃	〃	0.42	0	〃
402-022	〃	〃	1.33	1	〃
402-023	〃	〃	1.41	23	〃
402-024	造田	柞野	0.42	0	〃
402-025	〃	〃	0.67	0	〃
402-026	〃	〃	0.53	0	〃
402-027	炭所西	江畑	1.18	1	〃
402-028	〃	〃	0.34	19	〃
402-029	〃	〃	0.17	25	〃
402-030	〃	塩田	0.15	8	〃
402-031	〃	〃	0.50	13	〃
402-032	〃	〃	0.81	17	〃
402-033	〃	〃	1.05	16	〃
402-034	〃	〃	0.23	32	〃
402-035	炭所東	味噌桶	0.55	4	〃
402-036	炭所西	広袖	0.54	77	〃
402-037	〃	〃	0.20	33	〃
402-038	〃	種子	0.44	2	〃
402-039	〃	遠森	0.79	0	〃
402-040	〃	種子	0.24	7	〃
402-041	〃	平野	0.22	3	〃
402-042	〃	〃	0.63	6	〃
402-043	〃	常包	0.31	32	〃
402-044	〃	〃	0.29	35	〃
402-045	〃	平山	0.96	0	〃
402-046	〃	金剛院	0.78	3	〃
402-047	〃	〃	0.63	0	〃
402-048	〃	〃	0.62	0	〃
402-049	〃	〃	0.31	14	〃

番号	位 置		面積 (ha)	人家数	関係林業事務所等
	大字	字			
402-050	〃	〃	0.67	11	〃
402-051	〃	〃	0.60	7	〃
402-052	〃	〃	0.81	1	〃
402-053	長尾	北山	0.32	90	〃
402-054	〃	浦山	0.73	41	〃
402-055	羽間	一	0.32	0	〃
402-056	〃	一	0.36	11	〃
402-057	炭所西	佐古尻	0.05	0	〃
405-001	佐文	岡	0.73	76	〃
405-002	〃	〃	0.59	95	〃
405-003	十郷	宮田	0.48	8	〃
405-004	〃	〃	0.97	7	〃
405-005	〃	追上願袖	0.25	0	〃
405-006	〃	追上	0.12	0	〃
405-007	〃	追上	0.00	5	〃
405-008	〃	追上	0.18	19	〃
405-009	〃	追上	0.26	5	〃
405-010	〃	竹尾	0.28	13	〃
405-011	〃	生間	0.45	2	〃
405-012	〃	後山	1.03	21	〃
405-013	〃	〃	0.91	7	〃
405-014	〃	大口	0.49	11	〃
405-015	〃	〃	0.76	8	〃
405-016	〃	〃	0.63	13	〃
405-017	〃	〃	1.45	23	〃
405-018	〃	〃	0.29	12	〃
405-019	〃	山脇	1.50	1	〃
405-020	〃	〃	0.61	0	〃
405-021	〃	〃	0.24	19	〃
405-022	〃	〃	0.56	0	〃
405-023	〃	〃	1.57	0	〃
405-024	〃	〃	1.07	0	〃
405-025	〃	〃	1.71	0	〃
405-026	〃	〃	2.38	4	〃
405-027	〃	〃	0.45	2	〃
405-028	〃	新目	0.78	14	〃
405-029	〃	〃	0.00	1	〃
405-030	〃	〃	0.89	15	〃
405-031	〃	〃	1.32	3	〃
405-032	〃	〃	0.09	0	〃
405-033	〃	一	0.18	4	〃
405-034	〃	一	1.06	0	〃
405-035	七箇	本目	0.45	12	〃
405-036	〃	〃	0.93	5	〃
405-037	〃	〃	1.41	30	〃
405-038	〃	辻り尾	0.32	7	〃
405-039	〃	〃	1.69	79	〃
405-040	〃	〃	0.99	2	〃
405-041	〃	〃	0.14	0	〃
405-042	〃	〃	1.06	0	〃
405-043	七箇	本目	1.49	23	〃
405-044	塩入	長林	1.02	3	〃
405-045	〃	地藏前	0.30	2	〃
405-046	〃	〃	2.03	3	〃

番号	位 置		面積 (ha)	人家数	関係林業事務所等
	大字	字			
405-047	〃	〃	1.85	0	〃
405-048	〃	〃	2.14	0	〃
405-049	〃	—	0.11	7	〃
405-050	〃	地蔵前	0.41	0	〃
405-051	〃	堀田	0.47	0	〃
405-052	〃	〃	0.24	44	〃
405-053	〃	〃	0.38	5	〃
405-054	〃	〃	0.48	4	〃
405-055	〃	八丁	3.17	4	〃
405-056	〃	中川原	3.24	15	〃
405-057	〃	〃	4.19	9	〃
405-058	〃	〃	0.74	16	〃
405-059	〃	〃	1.43	2	〃
405-062	〃	—	0.23	0	〃
405-063	十郷	帆山	0.08	29	〃
405-064	〃	〃	0.45	19	〃
405-065	〃	買田	0.25	1	〃
405-066	佐文	牛屋口	0.12	70	〃
405-067	十郷	山脇	0.69	0	〃
405-068	〃	新目	1.03	18	〃
405-069	塩入	中川原	0.00	0	〃
405-070	〃	〃	0.82	0	〃
405-071	七箇	本目	1.23	12	〃

(8) 浸水想定区域内のアンダーパス一覧

路線名	所在地	備考
主要地方道長尾丸亀線	まんのう町羽間 (琴平電鉄との交差点)	浸水時車両進入規制

(9) 浸水想定区域内の災害時要配慮者利用施設一覧

施設名称	住 所	電話番号	危険要素
医療法人社団相合会 川口医院	まんのう町炭所西 1528-1	(0877) 79-0711	浸水 1.0m~3.0m 未満
かりんの郷	まんのう町炭所西 1521-1	(0877) 79-1300	浸水 0.3m 未満
満濃南小学校	まんのう町吉野 74	(0877) 79-2110	浸水 0.5~3.0m 未満
満濃南小学校放課後児童クラブ	まんのう町吉野 74-1	(0877) 79-2120	浸水 0.5~3.0m 未満
通所介護百百の家	まんのう町四條 777	(0877) 75-2373	浸水 1.0~3.0m 未満
医療法人社団小国医院	まんのう町四條 777	(0877) 75-2317	浸水 1.0~3.0m 未満
医療法人社団山本ヒフ泌尿器科医院	まんのう町四條 1105-1	(0877) 75-3112	浸水 0.3m 未満
四条小学校	まんのう町四條 732	(0877) 73-5514	浸水 0.3~0.5m 未満
四条小学校放課後児童クラブ	まんのう町四條 734-1	(0877) 75-1821	浸水 0.3m 未満
四条こども園	まんのう町四條 689	(0877) 75-0957	浸水 0.3~0.5m 未満
満濃南こども園	まんのう町吉野下 1398	(0877) 75-3931	浸水 0.5~3.0m 未満
いろは保育園	まんのう町四條 561-2	(0877) 73-2580	浸水 0.5~3.0m 未満
医療法人社団共生会ふかだクリニック	まんのう町四條 179	(0877) 73-2211	浸水 0.5~3.0m 未満
デイサービスセンターだん路	まんのう町四條 179	(0877) 58-8311	浸水 0.5~3.0m 未満
グループホームよりあい	まんのう町東高篠 285-1	(0877) 58-8755	浸水 0.3m 未満

※土器川水系土器川 洪水浸水想定区域図 (想定最大規模)、金倉川水系金倉川 洪水浸水想定区域図 (想定最大規模) より

※町から各施設には、電話又は音声告知端末により情報を伝達するものとする。

(10) 土砂災害警戒区域内の災害時要配慮者利用施設一覧

施設名称	住 所	電話番号	危険要素	判定
やすらぎ荘	まんのう町川東 1502-1	(0877) 84-2201	地すべり	警戒区域
琴南高齢者生活福祉センター	まんのう町川東 1553	(0877) 84-2202	地すべり	警戒区域
琴南高齢者ふれあいランド	まんのう町川東 1512	(0877) 84-2201	地すべり 急傾斜	警戒区域
美合診療所	まんのう町川東 1494-1	(0877) 84-2411	地すべり	警戒区域
通所介護いこいの家	まんのう町買田 221-3	(0877) 73-3718	土石流	警戒区域
医療法人圭良会通所介護げんきの郷	まんのう町買田 102-1	(0877) 58-8811	土石流	警戒区域
医療法人圭良会永生病院	まんのう町買田 221-3	(0877) 73-3300	土石流	警戒区域
旧仲南東保育所 (放課後児童クラブ)	まんのう町帆山 744-23	(0877) 77-2893	急傾斜	警戒区域
仲南こども園	まんのう町帆山 744-18	(0877) 77-2893	急傾斜	警戒区域

※土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 位置図より

※町から各施設には、電話又は音声告知端末により情報を伝達するものとする。

4 危険物等施設関係

(1) 危険物施設

仲多度南部消防組合管内（完成検査済証交付施設）

（令和2年3月31日現在）

総計	製	貯蔵所														取扱所											事業所数						
		小計	屋内貯蔵	屋外タンク	準特定屋外	旧法タンク	特定屋外	旧法タンク	地中タンク	岩盤タンク	海上タンク	屋内タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	被牽引車型	屋外貯蔵	小計	給油取扱所	（セルルフ）	航空機	船舶	鉄道又は軌道用	（セルルフ）	第1種販売	第2種販売		移送取扱所	特定移送	一般取扱所			
																															計	所	所
111	0	71	18	6	0	0	0	0	0	0	0	4	32	0	8	0	3	40	24	1	0	0	0	12	0	0	0	0	0	0	0	16	60

(2) 高圧ガス関係事業所

（平成31年3月31日現在）

区部	高圧ガス製造事業所数（第一種）						高圧ガス貯蔵所数（第一種）						一般消費者用液化石油ガス	
	一般高圧ガス	可燃性・毒性	可燃性	毒性	酸素	その他	液化石油ガス	冷凍ガス	可燃性・毒性	可燃性	毒性	酸素		その他
まんのう町	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	6

(3) 火薬類関係営業者

（令和元年9月1日現在）

	火薬類製造所（煙火）	火薬類販売事業者						火薬庫						
		計	一般	猟用	競技用	煙火	信号用	計	一級	二級	三級	煙火	庫外	
計	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	3

(4) 毒物劇物営業者

（令和3年3月31日現在）

一般販売業	農業用品目販売業	特定品目販売業	電気めつき事業	金属熱処理事業	運送事業	しろあり防除事業	製造業	輸入業	合計
8	8	1	0	0	0	0	0	1	18

5 気象関係

(1) 水位、雨量、風向、風速観測所

番号	種別	観測所	位置	指定水位 通報潮位	警戒 水(潮)位	観測者	備考
1	水位	中通	まんのう町中通	m 1.1	m 1.5	中讃土木事務所 (テレメーター)	土器川
2	〃	祓川橋	まんのう町羽間	2.7	3.7	土器川出張所 (テレメーター)	〃
3	〃	常包橋	まんのう町炭所西	2.1	4.2	〃	〃
4	〃	高藪橋	琴平町高藪	0.65	1.40	中讃土木事務所 (テレメーター)	金倉川
5	潮位	—	—	—	—	—	—
6	雨量	造田	まんのう町造田			中讃土木事務所 (テレメーター)	土器川
7	〃	明神	まんのう町川東			〃	〃
8		野口	まんのう町塩入			野口ダム管理事務所 (テレメーター)	財田川
9	〃	川奥	まんのう町川東			国土交通省 (自記・テレメーター)	土器川
10	〃	美合	まんのう町川東			〃	〃
11	〃	柞野	まんのう町造田			〃	〃
12	〃	炭所	まんのう町炭所			〃	〃
13	〃	祓川橋	まんのう町羽間			〃	〃
14	風向 風速	仲多度南部消防 組合消防本部	琴平町五条313番地			仲多度南部消防組合消防本部	金倉川

6 消防水防関係

(1) 消防本部現勢

仲多度南部消防組合消防本部

(令和2年年4月1日現在)

面積 (km ²)	住民基本台帳		署所数		消防職員											普通 消防 ポンプ 自動車 B1以上	水 槽付 消防 ポンプ 自動車 B1以上	は しご 付消 防自 動車	屈 折は しご 付消 防自 動車	大 型高 所放 水車	泡 原液 搬送 車	化 学消 防自 動車	救 急自 動車	救 助工 作車	指 揮車	林 野火 災工 作車	電 源・照 明車	小 型動 力ポ ンプ 付積 載車	そ の他 小型 動力 ポン プ	火 災原 因調 査車	資 機材 搬送 車	自 動二 輪車	水 槽援 車	支 援車	人 員搬 送車	そ の他 の車 両
					実 員																															
	人口 (人)	世帯数 (世帯)	消 防 署 数	分 署・ 出張 所・ 分遣 所数	消 防 正 監	消 防 監	消 防 司 令 長	消 防 司 令	消 防 士 長 補	消 防 士 長	消 防 士	消 防 員	そ の 他 職 員	計																						
194.45	18,401	7,520	1	1	0	0	1	8	15	20	7	14	0	65	68	1	3	1					4	1	2	1			1	2					1	2

(2) 消防団現勢

まんのう町消防団

(令和2年年4月1日現在)

区分	分団数	消防団員								条 例 定 員	普 通 消 防 ポ ン プ 自 動 車 B 1 以 上	水 槽 付 消 防 ポ ン プ 自 動 車 B 1 以 上	化 学 消 防 車	指 揮 車	小 型 動 力 ポ ン プ 付 積 載 車	そ の 他 小 型 動 力 ポ ン プ	広 報 車	資 機 材 搬 送 車	水 槽 車	そ の 他 の 車 両
		実 員																		
		団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員	計											
まんのう町	12	1	3	12	28	28	43	264	379	407	1	0	0	0	28	0	0	0	0	0

(3) 消防水利の現況

(令和2年年4月1日現在)

区分	合 計 (A)～(E) の計	消火栓			計				公設				私設				そ の 他
		計 (A)	公設	私設	防火水槽				防火水槽				防火水槽				
					100m ³ 以上 (B)	40～ 100m ³ 未満 (C)	20～ 40m ³ 未満 (D)	(E)	100m ³ 以上	40～ 100m ³ 未満	20～ 40m ³ 未満	(E)	100m ³ 以上	40～ 100m ³ 未満	20～ 40m ³ 未満	(E)	
まんのう町	544	426	426		4	98	4	12	2	95	3		2	3	1		12

(4) 消防無線通信施設・火災通報施設の現況

仲多度南部消防組合消防本部

(令和2年4月1日現在)

消防・救急業務用無線局 (局数)						電 話				有線放送 加入件数 (世帯数)	防災 行政 無線
固定局	基地局	移 動 局			合計	消防機関にあるもの					
		陸 上 移動局	携帯局	計		火災報知 専用電話	消防 電話	加入 電話	合計		
	2	20	19	39	41	4	0	9	13	-	-

まんのう町

(平成28年4月1日現在)

消防・救急業務用無線局 (局数)						電 話				有線放送 加入件数 (世帯数)	防災 行政 無線
固定局	基地局	移 動 局			合計	消防機関にあるもの					
		陸 上 移動局	携帯局	計		火災報知 専用電話	消防 電話	加入 電話	合計		
	1	18	32	51	51	0	0	-	0	6,934	0

(5) 町防災無線通信施設
承継に係る無線局

区 分	呼 出 符 号	種 別	免 許 番 号	合 計 (台)
琴南支所	まんのうちょうやくばことなみしよ	基地局	四基第 10112 号	1
琴南支所	まんのうちょうやくばことなみししよ 1～3	陸上移動局	四移第 20823 ～20825 号	3
琴南支所	まんのうちょうやくばことなみししよ 4～9	陸上移動局	四移第 2026038 ～2026043 号	6
琴南支所	まんのうちょうやくばことなみしよ 10～17	陸上移動局	四移第 2046413 ～2046420 号	8
琴南支所	まんのうちょうやくばことなみししよ 18	陸上移動局	四移第 2048767 号	1
琴南支所	まんのうちょうやくばことなみししよ 19～21	陸上移動局	四移第 2056432 号 ～四移第 2056434 号	3
琴南支所	まんのうちょうやくばことなみししよ 22～26	陸上移動局	四移第 2059547 号 ～四移第 2059551 号	5
まんのう町役場	まんのう 1	簡易無線局	四 K 第 37244 号	1
まんのう町役場	まんのう 2～11	簡易無線局	四 K 第 37245 号 ～四 K 第 37254 号	10
まんのう町役場	まんのう 12	簡易無線局	四 K 第 44196 号	1
まんのう町役場	まんのう 13～まんのう 17	簡易無線局	四 K 第 48728 号 ～四 K 第 48732 号	5
仲南支所	まんのうちょうやくばちゅうなんししよ 1	簡易無線局	四 K 第 177 号	1
仲南支所	まんのうちょうやくばちゅうなんししよ 2～4	簡易無線局	四 K 第 178～180 号	3
仲南支所	まんのうちょうやくばちゅうなんししよ 5～7	簡易無線局	四 K 第 26657～26659 号	3
仲南支所	まんのうちょうやくばちゅうなんししよ 8～18	簡易無線局	四 K 第 31539～31549 号	11
仲南支所	まんのうちょうやくばちゅうなんししよ 19～20	簡易無線局	四 K 第 31919～31920 号	2
仲南支所	まんのうちょうやくばちゅうなんししよ 21～22	簡易無線局	四 K 第 40907～40908 号	2
仲南支所	まんのうちょうやくばちゅうなんししよ 23～28	簡易無線局	四 K 第 48733～48738 号	6

ちゅうなん 22 まんのう 12 ことなみ 19

(6) 町が管理する水防倉庫及び備蓄資材一覧

番号	名称	備蓄資材内訳																			
		ビニール土のう袋 枚	杭材四く六尺 本	十番鉄線 卷	縄 卷	トラロープ 卷	ワイヤ 本	太ロープ 本	ビニールシート 枚	スコップ 丁	ツル 丁	山鎌 丁	鋸 丁	掛矢・ハンマー 丁	ジョウレン 丁	羽口 丁	クリツパ 丁	シノ 丁	とび口 丁	一輪車 台	むしろ 枚
1	南部消防	3,300	74	1	0	2	0	1	100	40	2	20	2	8	17	17	3	5	10	2	0
2	防災センター	15,000	10	0	3	2	0	0	5	10	3	2	0	0	2	1	0	0	0	0	0
3	長尾水防	100	0	0	0	1	2	0	0	12	10	0	2	2	0	0	2	0	0	0	0
4	東高篠水防	200	0	0	0	10	1	0	5	3	2	4	3	2	0	1	2	0	0	0	0
5	生稲水防	200	10	0	0	2	0	0	2	4	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	計	18,200	70	0	9	6	0	0	90	33	11	8	0	2	13	14	8	5	10	2	0
	備考																				

(7) まんのう町自衛消防団

団名
長尾北自衛消防団
長尾南部自衛消防団
長尾上婦人防火クラブ
大向自衛消防団
塩田、平野自衛消防団
種子自衛消防団
江畑自衛消防団
神野自衛消防団
神野女性防火クラブ
東高篠自衛消防団
羽間自衛消防団
公文自衛消防団
高篠婦人防火クラブ
仲南地区婦人防火クラブ

7 医療救護関係

(1) 救護病院一覧表（仲多度郡・善通寺市医師会 会員医療機関）

番号	医療機関名	所在地	電話番号
1	いわさき循環器科内科クリニック	まんのう町東高篠 1378-1	0877-75-2700
2	たかお整形外科医院	まんのう町四條 678-1	0877-75-1127
3	ふかだクリニック	まんのう町四條 179	0877-73-2211
4	山本ヒフ泌尿器科医院	まんのう町四條 1105-1	0877-75-3112
5	小国医院	まんのう町四條 777	0877-75-2317
6	川口医院	まんのう町炭所西 1528-1	0877-79-0711
7	林医院	まんのう町岸上 1638-30	0877-75-5125
8	大山内科医院	まんのう町吉野 1572-1	0877-79-3311
9	永生病院	まんのう町買田 221-3	0877-73-3300
10	中川医院	まんのう町七箇 2602	0877-77-2330
11	造田診療所	まんのう町造田 1982-1	0877-85-2318
12	美合診療所	まんのう町川東 1493	0877-84-2411

(2) 薬局一覧表（薬剤師会善通寺仲多度支部 指定薬局）

番号	薬局名	所在地	電話番号
1	アインス マンノウ薬局	まんのう町四條 676-5	0877-75-2013
2	ドラッグハウス幹薬局	まんのう町吉野下 948-1	0877-75-5598
3	NP 長炭調剤薬局	まんのう町炭所西 1525-4	0877-79-1967
4	NP 吉野調剤薬局	まんのう町吉野 1572-8	0877-79-2666
5	わかば調剤薬局仲南店	まんのう町買田 233-11	0877-56-4312
6	アインス四條薬局	まんのう町四條 179	0877-58-8015
7	アピス薬局	まんのう町四條 1129-1	0877-72-0270
8	スター薬局四條店	まんのう町四條 784-5	0877-75-0710
9	なのはな薬局	まんのう町東高篠 1377-1	0877-75-2877

8 保健・衛生関係

(1) 一般廃棄物処理施設

① ごみ処理施設

名称	設置主体	利用市町	稼動年月	処理能力 (t/日)	所在地
仲善クリーンセンター	中讃広域行政事務組合	善通寺市 まんのう町 琴平町	H9.10	60	仲多度郡琴平町五条1050

② し尿処理施設

名称	設置主体	構成市町	稼動年月	処理能力 (kl/日)	処理方式	所在地
瀬戸グリーンセンター	中讃広域行政事務組合	丸亀市 善通寺市 琴平町 まんのう町 多度津町	H5.4	185	標脱	仲多度郡多度津町大字堀江新開5丁目11番地

③ 再生利用施設

名 称	設置主体	利用市町	稼動年月	処理能力 (t/日)	処理方式	所 在 地
リサイクルステーションまんのう	まんのう町	まんのう町	H11. 3	0.8	再生	仲多度郡まんのう町長尾1156-1
未来クルパーク21	善通寺市	善通寺市 琴平町 まんのう町	H12. 4	21	併用	善通寺市原田町43

④ 埋立処分施設

名 称	設置主体	所 在 地	埋立開始年月	全体容量 (m ³)
エコランド林ヶ谷	中讃広域 行政事務組合	仲多度郡まんのう町十郷追上	H11. 3	365,000

(2) 一般廃棄物収集車両

① ゴミ収集車及び汚泥吸引車の保有状況

車両ナンバー	車 種	用途・構造	配置場所
香川 800 さ 2072	普通特殊	パッカー車	〃
香川 130 す 3100	普通貨物	資源ごみ収集車	〃
香川 11 そ 3656	〃	2トントラック	〃
香川 800 せ 2000	〃	パッカー車	〃
香川 41 い 9674	〃	資源ごみ収集車	〃
香川 100 さ 3082	普通貨物	ゴミ収集車	〃
香川 800 さ 2209	普通特殊	パッカー車	〃
香川 830 さ 2100	普通特殊	パッカー車	〃
香川 483 ま 3000	軽貨物	資源ごみ収集車	〃
香川 130 そ 2200	普通貨物	2トントラック	〃
香川 41 さ 5587	軽貨物	資源ごみ収集車	〃

② し尿収集車

車両ナンバー	車種	用途・構造	配置場所
香川 800 ね 1000	普通特殊	バキューム	〃
香川 830 た 1100	〃	〃	〃

(3) 火葬場一覧 (公営)

団体名	所 管			火 葬 場			
	部・課名	電 話	F A X	名 称	所 在 地	炉数	特別
まんのう町	住民生活課	直 0877-73-0101	0877-73-0111	まんのう町火葬場	まんのう町吉野4204-6	3	

9 飲料水の確保関係

(1) 給水用車両、器具等保有状況

市町等名	給水車			給水タンク (大型)			給水タンク (小型)			合 計
	容量 (m ³)	台数 (台)	総容量 (m ³)	容量 (m ³)	台数 (台)	総容量 (m ³)	容量 (ℓ)	個数 (個)	総容量 (m ³)	総容量 (m ³)
まんのう町	—	—	—	2 1	2 2	6	20 500	80 7	5.1	11.1

(2) 災害時飲用水ろ過施設

施設名	所在地	ろ過性能
満濃中学校プール	まんのう町吉野下 957 番地	1,800ℓ /時間

10 備蓄関係

(1) 防災用備蓄品一覧 (R3.3.31 時点)

	まんのう町本庁	琴南支所	仲南支所	琴南出張所	かりんの丘公園	防災センター	満濃中防災倉庫	琴南公民館	長炭公民館	吉野公民館	神野公民館	四条公民館	高篠公民館	仲南公民館	合計
クラッカー /食	1040	210	420	140	280			210	210	210	210	210	210	210	3560
安心米 (アレルギー対応)	450	150	150												750
安心米 (アレルギー非対応)	150	50	50												250
保存水 / l	1920	480	840	120	540			120	120	120	120	120	120	120	4740
粉ミルク kg	5,184														5,184
液体ミルク / 本	48														48
哺乳瓶 / 本	5														5
哺乳ボトル (使い捨て) / 本	100														100
幼児おむつ / 枚						220									220
大人おむつ / 枚						76									76
生理用品						236									28
食器セット		300	600	200	400	1500		100	100	100	100	100	100	100	3700
パックタオル / 枚		500	500	500	500	1000		500	500	500	500	500	500	500	6500
毛布 / 枚		90	90	40	190	190		40	40	40	40	40	40	40	880
簡易トイレ		10	20		20		52	10	20	10	20	20	20		202
トイレパック		100	300		300		350	100	200	200	100	300	200		2150
プライバシーテント		15	20		5	100	35	15	15	15	15	15	15		265
避難所用間仕切り		12	16			44	34	12		9	8				135
炊出窯					3										3
テント					10										10
テント横幕					40										40
ガソリン携行缶		1	1			1		1	1	1	1	1	1	1	10
LED 投光器等		1	1	2	1	1		1	1	3	1	1	1	1	15
発電機		1	1	2	3	1		1	1	3	1	1	1	1	17

1 1 交通・輸送関係

(1) 緊急輸送路

① 県指定

ア 第1次輸送確保路線

路線名	区間
国道 438 号	坂出市富士見町～まんのう町勝浦
国道 32 号	高松市田村町～琴平町～三豊市財田町
国道 319 号	丸亀市原田町～まんのう町買田

※防災機能強化港から輸送確保路線への連絡経路は、第1次輸送確保路線と同等扱いとする。

イ 第2次輸送確保路線

路線名	区間
国道 377 号	高松市香川町安原下～丸亀市綾歌町栗熊東、まんのう町買田～観音寺市豊浜町姫浜
県道財田まんのう線	三豊市財田町財田上～まんのう町長尾（全線）
県道炭所東琴平線	まんのう町四條～琴平町五條、まんのう町炭所西
県道炭所西善通寺線	まんのう町炭所西

ウ 第3次輸送確保路線

路線名	区間
県道長尾丸亀線	まんのう町羽間～長尾
県道府中造田線	坂出市府中町～まんのう町造田（全線）
県道詫間琴平線	三豊市高瀬町新名～まんのう町佐文
県道まんのう善通寺線	まんのう町四條～善通寺市与北町
県道高松琴平線	琴平町榎井～丸亀市綾歌町岡田上

エ 補完港

港湾名	種別	管理者	地区名	輸送確保路線への連絡経路
丸亀港	地方港湾	香川県	本港地区	→市道西平山港町線→市道港町区画5号線→さぬき浜街道

② 町指定
ア 道路

路線名	区間
国道 32 号線 国道 438 号線 国道 377 号	満濃 羽間 ～ 仲南 追上 満濃 長尾 ～ 琴南 久保谷 仲南 買田 ～ 仲南 佐文
県道 財田まんのう線 県道 丸亀三好線 県道 春日讃岐財田停車場線 県道 塩入停車場線 県道 詫間琴平線 県道 岡田善通寺線 県道 まんのう善通寺線 県道 長尾丸亀線 県道 炭所東琴平線 県道 造田滝宮線 県道 府中造田線 県道 枋所西造田線 県道 国分寺中通線 県道 勝浦三野線 県道 久保谷塩江線 県道 高松琴平線	仲南 黒川 ～ 満濃 長尾 満濃 福家 ～ 仲南 塩入 仲南 黒川 ～ 仲南 春日 仲南 JR 駅前 ～ 仲南 福良見 仲南 佐文 ～ 仲南 買田 満濃 下分 ～ 満濃 公文 満濃 神野 ～ 満濃 公文 満濃 長尾 ～ 満濃 東高篠 満濃 炭所東 ～ 満濃 四条 琴南 造田 ～ 満濃 種子 琴南 内田 ～ 琴南 首切峠 琴南 猪尾 ～ 琴南 造田 琴南 皆野 ～ 琴南 焼尾 琴南 明神 ～ 琴南 真鈴 琴南 三角 ～ 琴南 浅木原 満濃 四條 ～ 満濃 羽間
町道 新生間線 町道 新生間支線 町道 宮田佐文線 市道 黒川学校線 町道 造田六地藏線 町道 池下高屋原線 町道 大向高屋原線 中讃南部広域農道 岸上農道	仲南 買田 ～ 仲南 帆山 仲南 帆山 ～ 仲南 帆山 仲南 宮田 ～ 仲南 佐文 仲南 黒川 ～ 仲南 旧西小学校 琴南 造田 ～ 琴南 中通 満濃 吉野 ～ 満濃 高屋原 満濃 大向 ～ 満濃 高屋原 仲南 春日 ～ 琴南 造田 仲南 生間 ～ 満濃 岸上

(2) 自動車の保有状況

(一般廃棄物収集、し尿収集、給水、消防車両を除く)

車両ナンバー	車種	用途・構造	配置場所
香川 41 か 247	軽貨物	箱バン	本庁舎
香川 480 さ 1038	軽貨物	箱バン	本庁舎
香川 480 さ 6055	軽貨物	箱バン	仲南支所
香川 480 さ 6056	軽貨物	箱バン	本庁舎
香川 480 さ 5735	軽貨物	箱バン	環境事務所
香川 480 さ 6308	軽貨物	箱バン	本庁舎
香川 480 す 2898	軽貨物	箱バン	本庁舎
香川 40 る 8709	軽貨物	軽四ダンプ	本庁舎
香川 41 け 6486	軽貨物	軽トラック	本庁舎
香川 480 あ 2167	軽貨物	軽トラック	仲南支所
香川 50 ひ 4933	軽乗用	箱型	琴南小学校
香川 580 ち 2176	軽乗用	箱型	本庁舎
香川 580 ち 2252	軽乗用	箱型	本庁舎
香川 580 ま 941	軽乗用	箱型	本庁舎
香川 580 む 743	軽乗用	箱型	本庁舎
香川 580 め 7343	軽乗用	箱型	本庁舎
香川 580 め 7344	軽乗用	箱型	本庁舎
香川 580 め 7345	軽乗用	箱型	本庁舎
香川 580 も 5129	軽乗用	箱型	美合出張所
香川 580 も 5130	軽乗用	箱型	本庁舎
香川 580 も 5131	軽乗用	箱型	本庁舎
香川 501 た 7318	小型乗用	ワゴン	本庁舎
香川 800 さ 5890	普通特殊	霊柩車	本庁舎
香川 501 ち 5395	小型乗用	ワゴン	本庁舎
香川 501 ち 5398	小型乗用	ワゴン	本庁舎
香川 300 め 8401	普通乗用	箱型	本庁舎
香川 300 も 9725	普通乗用	ワゴン	本庁舎
香川 581 う 7516	軽乗用	箱型	本庁舎
香川 480 せ 9876	軽乗用	箱型	本庁舎
香川 480 そ 2190	軽貨物	箱バン	本庁舎
香川 480 そ 7016	軽貨物	箱バン	本庁舎
香川 581 き 8781	軽乗用	箱型	本庁舎
香川 480 そ 9910	軽貨物	軽トラック	本庁舎
香川 480 せ 6786	軽貨物	箱バン	琴南支所
香川 480 せ 6787	軽貨物	箱バン	琴南支所
香川 480 せ 1794	軽貨物	箱バン	琴南支所
香川 581 う 2375	軽乗用	箱型	琴南支所
香川 480 そ 1743	軽貨物	箱バン	琴南支所
香川 581 え 5947	軽乗用	箱型	琴南支所
香川 300 せ 8048	普通乗用	ワゴン	本庁
香川 100 さ 6206	普通貨物	4トンダンプ	琴南支所
香川 200 さ 922	普通乗合	キャブオーバ	琴南支所
香川 45 そ 675	小型貨物	箱バン、9人乗	かりん健康センター
香川 480 さ 1035	軽貨物	箱型	かりん健康センター
香川 480 す 1535	軽貨物	バン	かりん健康センター
香川 580 く 9157	軽乗用	箱型	かりん健康センター
香川 200 さ 617	普通乗合	マイクロバス	かりん健康センター
香川 200 さ 922	普通乗合	マイクロバス	旧仲南北小学校

車両ナンバー	車種	用途・構造	配置場所
香川 580 い 1960	軽乗用	箱型	内科診療所
香川 480 さ 4968	軽貨物	キャブオーバ	仲南支所
香川 480 す 397	軽貨物	ダンプ	仲南支所
香川 50 み 2109	軽乗用	箱型	仲南支所
香川 11 せ 8546	普通貨物	バン	仲南支所
香川 300 と 9153	普通乗用	ワゴン	仲南支所
香川 200 さ 94	普通乗合	バン (マイクロバス)	仲南支所
香川 200 さ 161	普通乗合	バン (マイクロバス)	仲南支所
香川 41 さ 5587	軽貨物	軽トラック	環境事務所
香川 50 ゆ 3903	軽乗用	ワゴン	仲南支所
香川 580 き 8940	軽乗用	箱型	仲南支所
香川 480 け 9172	軽貨物	軽四ダンプ	仲南支所
香川 41 い 4191	軽貨物	箱バン	仲南支所
香川 480 え 9209	軽貨物	軽トラック	仲南支所
香川 581 き 2017	軽乗用	箱バン	仲南支所
香川 480 そ 6891	軽貨物	箱バン	長炭小学校
香川 480 あ 2476	軽貨物	箱バン	満濃南小学校
香川 41 く 6004	軽貨物	箱バン	四條小学校
香川 480 す 436	軽貨物	箱バン	高篠小学校
香川 480 す 437	軽貨物	キャブオーバ	満濃中学校
香川 100 す 193	普通貨物	バン	琴南給食場
香川 480 さ 6057	軽貨物	バン	仲南給食場
香川 500 ん 9783	小型乗用	ワゴン	仲南支所
香川 580 み 9796	軽乗用	箱型	早期支援教育センター (たむ)
香川 480 そ 1205	軽貨物	箱バン	少年育成センター

(3) 広報車・無線搭載車の状況

車両ナンバー	車種	用途・構造	配置場所
香川 501 ち 5398	小型乗用	ワゴン・広報マイク付	本庁舎
香川 580 ん 3835	軽乗用	箱型	仲南支所
香川 480 そ 1205	軽貨物	バン	少年育成センター

(4) 緊急用車両一覧表

車両ナンバー	車種	用途・構造	配置場所
旧琴南			
香川 80 あ 951	軽特殊	消防車	第1分団琴南支所
香川 80 あ 950	〃	〃	第1分団琴南支所
香川 80 あ 1064	〃	〃	第2分団 (野口下) 琴南公民館
香川 80 あ 1062	〃	〃	第2分団 (野口下) 琴南公民館
香川 80 あ 952	〃	〃	第3分団 (堀田)
香川 80 あ 1065	〃	〃	第4分団 (堀田)
香川 80 あ 1063	〃	〃	第3分団 (勝浦本村)
香川 80 あ 948	〃	〃	第4分団 (川奥中) 川奥集会場
香川 800 さ 8028	普通特殊	〃	第4分団 琴南出張所
旧満濃			
香川 800 さ 2651	普通特殊	消防車	第5分団 (長炭)
香川 88 さ 8705	〃	〃	第6分団 (吉野)
香川 88 さ 7677	〃	〃	第7分団 (神野)
香川 800 さ 3426	〃	〃	第8分団 (四條)

車両ナンバー	車種	用途・構造	配置場所
香川 88 さ 6650	〃	〃	第9分団 (高篠)
旧仲南			
香川 80 あ 360	軽特殊	消防車	第10分団 (塩入)
香川 80 あ 1153	〃	〃	第10分団 (春日)
香川 80 あ 359	〃	〃	第10分団 (久保・本目)
香川 80 あ 558	〃	〃	第10分団 (小池)
香川 80 あ 656	〃	〃	第10分団 (福良見)
香川 80 あ 756	〃	〃	第10分団 (照井)
香川 80 あ 757	〃	〃	第11分団 (帆山)
香川 80 あ 893	〃	〃	第11分団 (大口・後山)
香川 80 あ 557	〃	〃	第11分団 (新目)
香川 80 あ 361	〃	〃	第11分団 (山脇)
香川 80 あ 657	〃	〃	第11分団 (追上)
香川 80 あ 1037	〃	〃	第12分団 (宮田)
香川 80 あ 1035	〃	〃	第12分団 (佐文)
香川 80 あ 1036	〃	〃	第12分団 (買田)
香川 80 あ 892	〃	〃	第12分団 (生間)

(5) 緊急通行車両等事前届出一覧表

NO	車両番号 (ナンバー)	車名	形状等	車種	用途・構造	配置先	備考	定員
1	香川 480 さ 6055	スズキ	バン	軽自動車	貨物	教育委員会 (学校教育課)		2 (4)
2	香川 580 む 743	スズキ	箱型	軽自動車	乗用	総務課		4
3	香川 501 た 7318	トヨタ	ステーションワゴン	小型	乗用	総務課		8
4	香川 580 も 5130	スズキ	箱型	軽自動車	乗用	総務課		4
5	香川 580 め 7343	ダイハツ	箱型	軽自動車	乗用	地域振興課		4
6	香川 580 め 7344	ダイハツ	箱型	軽自動車	乗用	地域振興課		4
7	香川 580 め 7345	ダイハツ	箱型	軽自動車	乗用	地域振興課		4
8	香川 580 も 5131	スズキ	箱型	軽自動車	乗用	税務課		4
9	香川 50 ひ 4933	スズキ	箱型	軽乗用		教育委員会 (琴南小学校)		4
10	香川 580 ち 2176	ダイハツ	箱型	軽乗用		福祉保険課 (介護)		4
11	香川 580 ま 941	スズキ	箱型	軽自動車	乗用	福祉保険課		4
12	香川 581 う 7516	スズキ	箱型	軽自動車	乗用	福祉保険課		4
13	香川 480 せ 9876	スズキ	バン	軽自動車	貨物	福祉保険課		2 (4)
14	香川 581 き 8781	スズキ	箱型	軽自動車	乗用	福祉保険課		4
15	香川 480 す 2898	スズキ	バン	軽自動車	貨物	農林課		2 (4)
16	香川 40 る 8709	三菱	ダンプ	軽貨物		建設土地改良課		2
17	香川 480 さ 1038	スズキ	バン	軽自動車	貨物	建設土地改良課		2 (4)
18	香川 480 さ 6056	スズキ	バン	軽自動車	貨物	建設土地改良課		2 (4)
19	香川 480 そ 2190	ダイハツ	バン	軽自動車	貨物	建設土地改良課		2 (4)
20	香川 480 そ 7016	ダイハツ	バン	軽自動車	貨物	建設土地改良課		2 (4)
21	香川 580 く 9157	ダイハツ	ムーブラテ	軽乗用	箱型	健康増進課		4
22	香川 45 そ 675	ニッサン	キャラバン	小型貨物	9人乗り	健康増進課		3 [9]
23	香川 480 さ 1035	スズキ	バン	軽自動車	貨物	健康増進課		2 (4)
24	香川 480 す 1535	スズキ	バン	軽自動車	貨物	健康増進課		2 (4)
25	香川 41 け 6486	ダイハツ	キャブオーバ	軽貨物	軽トラック	住民生活課 (環境保全)		2
26	香川 41 か 247	ダイハツ	バン	軽貨物		住民生活課 (環境保全)		2 (4)
27	香川 480 さ 5735	スズキ	バン	軽自動車	貨物	住民生活課		2 (4)
28	香川 480 さ 6308	スズキ	バン	軽自動車	貨物	住民生活課		2 (4)

NO	車両番号(ナンバー)				車名	形状等	車種	用途・構造	配置先	備考	定員
	香川	830	た	1100							
29	香川	830	た	1100	いすゞ	糞尿車	普通特殊	特種	住民生活課(環境保全)		3
30	香川	480	そ	9910	スズキ	キャブオーバ	軽自動車	貨物	住民生活課		2
31	香川	480	あ	2167	ダイハツ	ハイゼットキャブオーバ	軽貨物	軽トラック	教育委員会(生涯学習課)		2
32	香川	580	き	8940	三菱	パジェロミニ4WD	軽乗用	箱型(中古H8年)	教育委員会(生涯学習課)		4
33	香川	50	ゆ	3903	ダイハツ	アトレーワゴン	軽乗用	ステーションワゴン	教育委員会(生涯学習課)		4
34	香川	480	そ	1205	スズキ	バン	軽自動車	貨物・広報マイク付	教育委員会(生涯学習課)	少年育成センター	2(4)
35	香川	480	え	9209	スズキ	キャブオーバ	軽自動車	貨物	教育委員会(学校教育課)		2(4)
36	香川	581	き	2017	スズキ	箱型	軽自動車	乗用	教育委員会(学校教育課)		4
37	香川	480	さ	6057	スズキ	バン	軽自動車	貨物	教育委員会(仲南給食調理場)		2(4)
38	香川	580	み	9796	スズキ	箱型	軽自動車	乗用	教育委員会(早期支援教育センター)		4
39	香川	480	そ	6891	ダイハツ	バン	軽自動車	貨物	教育委員会(長炭小学校)		2(4)
40	香川	480	す	436	スズキ	バン	軽自動車	貨物	教育委員会(高篠小学校)		2(4)
41	香川	480	す	437	スズキ	キャブオーバ	軽自動車	貨物	教育委員会(満濃中学校)		2
42	香川	480	せ	6786	スズキ	バン	軽自動車	貨物	地籍調査課	琴南支所	2(4)
43	香川	480	せ	6787	スズキ	バン	軽自動車	貨物	地籍調査課	琴南支所	2(4)
44	香川	480	そ	1743	スズキ	バン	軽自動車	貨物	地籍調査課	琴南支所	2(4)
45	香川	480	せ	1794	スズキ	バン	軽自動車	貨物	琴南支所	琴南支所	2(4)
46	香川	581	え	5947	スズキ	バン	軽自動車	貨物	琴南支所	琴南支所	2(4)
47	香川	581	う	2375	ダイハツ	箱型	軽自動車	乗用	内科診療所		4
48	香川	300	せ	8048	スズキ	エスクード	普通乗用	ステーションワゴン	総務課		5
49	香川	580	も	5129	スズキ	箱型	軽自動車	乗用	美合出張所		4
50	香川	580	い	1960	スズキ	ワゴンR4WD箱型	軽乗用	内科診療所		内科診療所	4
51	香川	100	さ	6206	ニッサン	ディーゼルダンプ	普通貨物	4tダンプ(初度登録H6.6)	琴南支所		2
52	香川	200	さ	922	三菱	キャブオーバ	普通乗合	マイクロバス	教育委員会(学校教育課)	旧仲南北小学校	29
53	香川	300	と	9153	ニッサン	ステーションワゴン	普通乗用		仲南支所		10
54	香川	50	み	2109	スバル	箱型	軽乗用	給食(水曜)	仲南支所		4
55	香川	580	ぬ	3835	ダイハツ	箱型	軽乗用		仲南支所		4
56	香川	480	さ	4968	スバル	軽貨物	軽乗用		仲南支所		2
57	香川	480	す	397	三菱	ダンプ	軽自動車	貨物	仲南支所		2

1 2 避難収容関係

(1) 指定避難所

番号	地区名	避難所指定候補施設名称	所在地	対象災害 (一般 or 地震 or 災害 全般)	電話 番号	構造	階数	収容有 効面積 (㎡) ※1	収容 避難 可能 人員 (人) ※2	浸水想 定区域 内	土砂災 害警戒 区域等 内
01	内田・造田 1144人	琴南小学校体育館	造田 1984-1	全般	-	RC	1F	432	144	○	○
02		琴南支所	造田 1974-1	全般	85-2111	RC	3F	1,728	576	○	○
03		琴南農村環境改善センター	造田 1974-1	全般	85-0112	RC	2F	864	288	○	○
04	中通・川東 714人	琴南中学校体育館	中通 838	地震	-	RC	1F	1,001	334	○	×
05		琴南公民館	中通 875	地震	85-2221	RC	2F	2,043	681	○	△
06	中央・西谷・ 東谷 599人	旧琴南東小学校 体育館	川東 919	地震	-	RC	1F	438	146	○	×
07		琴南総合センター	川東 1494-1	一般	84-2111	RC	2F	1,218	406	○	△
08	川奥 84人	琴南高齢者コミュ ニティーセンター	川東 2748-6	地震	84-2234	RC	1F	160	53	○	×
09	炭所東・炭所 西・長尾 2,839人	長炭小学校体育館	炭所西 1431-2	全般	-	RC	1F	633	211	○	○
10		長炭地区活性化セ ンター	炭所西 774	全般	79-3539	鉄骨	1F	744	248	○	○
11	吉野地区 2,140人	満濃南小学校体育 館	吉野 74	地震	-	RC	1F	1,000	333	×	○
12		吉野公民館	吉野 1780-1	地震	79-3803	RC	1F	724	241	×	○
13		吉野体育館	吉野 1932-1	地震	-	RC	1F	659	220	×	○
14		かりんの丘公園	吉野 4314-1	全般	79-1250	木造	1F	26	9	○	○
15	神野地区 1,549人	勤労青少年ホーム	岸上 108	地震	75-1515	RC	2F	794	265	×	○
16		神野公民館	岸上 108	地震	75-1515	鉄骨	1F	294	98	×	○
17	四条・羽間の 一部 3,704人	スポーツセンター まんのう体育館	吉野下 957	全般	-	RC	2F	4,337	1,446	○	○
18		まんのう町防災セ ンター	吉野下 430	全般	73-0100	鉄骨	2F	140	47	○	○
19		四条小学校体育館	四條 732	全般	-	RC	1F	1,219	406	×	○
20		満濃農村環境改善 センター	四條 734-1	地震	73-2706	RC	2F	1,940	647	×	○
21		四条公民館	吉野下 281-1	地震	56-4656	コンクリート	1F	221	74	×	○
22	東高篠・西高 篠・公文・羽 間の一部 2,592人	高篠小学校体育館	東高篠 139	全般	-	RC	1F	1252	417	○	○
23		高篠公民館	東高篠 93-1	全般	58-9077	鉄骨	1F	672	224	○	○
24	七箇・塩入 1,591人	旧仲南東小学校 体育館	七箇 2529	全般	-	RC	1F	829	276	○	○
25	帆山・後山・ 生間 533人	仲南支所	生間 415-1	全般	77-2111	RC	2F	1,222	407	○	○
26		仲南小学校体育館	帆山 743	全般	-	RC	2F	1102	367	○	○
27		仲南公民館	生間 415-1	全般	77-2896	RC	2F	575	192	○	○
28	大口・新目・ 山脇・追上 826人	旧仲南西小学校 体育館	追上 20	全般	-	RC	1F	817	272	○	×
29	宮田・佐文・ 買田 1,228人	旧仲南北小学校 体育館	宮田 750-4	全般	-	RC	2F	719	240	○	○

※1：ホール、調理場、トイレ等の面積を除いた収容のための有効面積（概算）

※2：収容避難可能人数は、[収容有効面積÷3㎡]で計算

※3：管理者は、「満濃中学校」「まんのうスポーツセンター」では「まんでがんパートナーズ」であり、その他の施設は「まんのう町」である。

※4：土砂災害警戒区域内「△」記載は、RC構造で2F以上建物の為、条件付で避難可能。

(2) 緊急指定避難場所

番号	地区名	避難場所名称	所在地	収容避難可能人数(人)	対象災害 (一般 or 地震 or 災害全般)	浸水想定 区域内	土砂災害 警戒区域等 内
01	内田・造田 1,144人	琴南小学校	造田 1984-1	2,606	全般	○	○
02		琴南支所	造田 1974-1	864	全般	○	○
03		琴南農村環境改善センター	造田 1974-1	432	全般	○	○
04	中通・川東 714人	琴南中学校	中通 838	7,692	地震	○	×
05		琴南公民館	中通 875	1,021	地震	○	△
06	中央・西谷・ 東谷 599人	旧琴南東小学校	川東 919	2,306	地震	○	×
07		琴南総合センター	川東 1494-1	609	一般	○	△
08	川奥 84人	琴南高齢者コミュニティーセンター	川東 2748-6	80	地震	○	×
09	炭所東・炭所 西・長尾 2,839人	長炭小学校	炭所西 1431-2	3,466	全般	○	○
10		長炭地区活性化センター	炭所西 774	372	全般	○	○
11	吉野地区 2,140人	満濃南小学校	吉野 74	4,311	地震	×	○
12		吉野公民館	吉野 1780-1	362	地震	×	○
13		吉野体育館	吉野 1932-1	2,604	地震	×	○
14		かりんの丘公園	吉野 4314-1	6,013	全般	○	○
15	神野地区 1,549人	勤労青少年ホーム	岸上 108	1,912	地震	×	○
16		神野公民館	岸上 108	147	地震	×	○
17	四条・羽間の 一部 3,704人	満濃中学校	吉野下 957	6,614	全般	○	○
18		スポーツセンターまんのう	吉野下 957	2,168	全般	○	○
19		まんのう町防災センター	吉野下 430	70	全般	○	○
20		四条小学校	四條 732	2,344	地震	×	○
21		満濃農村環境改善センター	四條 734-1	970	地震	×	○
22	四条公民館	吉野下 281-1	110	地震	×	○	
23	東高篠・西高 篠・公文・羽 間の一部 2,592人	高篠小学校	東高篠 139	2,486	全般	○	○
24		高篠公民館	東高篠 93-1	336	全般	○	○
25	七箇・塩入 1,591人	旧仲南東小学校	七箇 2529	2,854	全般	○	×グラウンドの西端の一部
26	帆山・後山・ 生間 533人	仲南支所	生間 415-1	611	全般	○	○
27		仲南小学校	帆山 743	6,479	全般	○	○
28		仲南公民館	生間 415-1	287	全般	○	○
29	大口・新目・ 山脇・追上 826人	旧仲南西小学校	追上 20	2,535	全般	○	×
30	宮田・佐文・ 買田 1,228人	旧仲南北小学校	宮田 750-4	4,165	全般	○	○

※1：管理者は、「満濃中学校」では「まんでがんパートナーズ」であり、その他の施設は「まんのう町」である。

※2：収容避難可能人数は、[収容有効面積÷2㎡]で計算

※3：土砂災害警戒区域内「△」記載は、RC構造で2F以上建物の為、条件付で避難可能。

(3) 予備的避難所

番号	地区名	予備的避難所指定候補施設名称	所在地	対象災害(一般or地震or災害全般)	電話番号	構造	階数	収容有効面積(m ²) ※1	収容避難可能人員(人) ※2	浸水想定区域内	土砂災害警戒区域等内
01	琴南地区	琴南こども園	造田 1981	全般	85-2657	RC	1F	260	87	○	○
02	長炭地区	長炭こども園	炭所西 778	全般	79-2099	RC	1F	651	217	○	○
03	吉野地区	満濃南こども園(幼)	吉野 66	全般	79-3128	RC	1F	805	268	○	○
04	四條・神野地区	満濃南こども園(保)	吉野下 1398	一般	75-3931	RC	1F	1,167	389	×	○
05	四條地区	四條こども園	四條 689	全般	75-0957	RC	1F	756	252	×	○
06	高篠地区	高篠こども園	東高篠 413-1	全般	73-3841	RC	1F	491	164	○	○
07	仲南地区	旧仲南東幼稚園	七箇 2540	一般	77-2306	RC	1F	388	129	○	×
08	〃	仲南こども園	帆山 744-18	一般	77-2893	RC	1F	1737	579	○	×
09	〃	旧仲南東保育所	帆山 744-23	一般	77-2893	RC	1F	558	186	○	×
10	〃	旧仲南北幼稚園	宮田 751-4	全般	75-4018	RC	1F	355	118	○	○

※1：ホール、調理場、トイレ等の面積を除いた収容のための有効面積（概算）

※2：収容避難可能人数は、[収容有効面積÷3 m²]で計算

(4) 予備的避難場所

番号	地区名	避難場所名称		所在地	敷地面積(m ²)	対象災害(一般or地震or災害全般)	浸水想定区域内	土砂災害警戒区域等内
01	琴南地区	健康ふれあいの里	グラウンド	造田 49-25	12,000	地震	○	×
02	満濃地区	満濃ヒルズカントリークラブ	駐車場	炭所東 2672	4,200	全般	○	○
03	仲南地区	サンスポーツランド仲南	グラウンド	帆山 744-18	11,000	全般	○	○

※：管理者は、「健康ふれあいの里」では「琴南振興公社」、「満濃ヒルズカントリークラブ」では「満濃ヒルズ(株)」、「サンスポーツランド仲南」では「まんのう町」である。

※ 予備的避難場所は、広域応援者・ボランティア受け入れ施設としての機能を優先する。

(5) 予備的避難場所（国・県の施設）

避難施設	収容可能面積	概要
国営讃岐まんのう公園 (まんのう町吉野 4243-12) 自然生態園内学習館・展示館内映像室	学習室 108.30 m ² 映像室 54.15 m ²	※国、県の施設については町の避難所が予定収容人数を超えた場合に利用する。

1.3 防災ヘリコプター関係

(1) 災害対策用ヘリポート（臨時）

市町名	名称	場 所	所在地	管理者	連絡先	座標	特記事項
まんのう町	仲南小学校	まんのう町立仲南小学校運動場	香川県仲多度郡まんのう町仲帆山 743	まんのう町	0877-77-2111	N 34° 09' 01" E133° 50' 33"	※6
まんのう町		土器川河川敷広場	香川県仲多度郡まんのう町造田	まんのう町	0877-85-0100	N 34° 09' 58" E133° 55' 04"	※3
まんのう町	木こく	木こく池横埋立地	香川県仲多度郡まんのう町七箇 4303-54	木こく池水利組合森藤精見	0877-78-3115	N 34° 08' 24" E133° 52' 38"	※8
まんのう町	かりんの丘公園	かりんの丘公園内	香川県仲多度郡まんのう町吉野 4314-1	まんのう町	0877-73-0107	N 34° 10' 23" E133° 52' 26"	※6
まんのう町	琴南ふれあい公園	健康ふれあいの里野球場	香川県仲多度郡まんのう町造田 146-1	健康ふれあいの里	0877-85-2020	N 34° 09' 27" E133° 56' 37"	※1
特記事項 ※1 高松空港管制圏内 ※2 高松空港特別管制区内 ※3 全国空港消防防災協議会届出の多数機離着陸可能な場合 ※4 夜間使用可能（夜間照明設置の場合） ※5 屋上緊急離着陸場、夜間照明設備有り ※6 防災対応 ※7 臓器搬送等に係る場合 ※8 自衛隊訓練用							

緊急時

国営讃岐まんのう公園 （駐車場）	香川県仲多度郡まんのう町吉野 4243-12	70m×170m	国営讃岐まんのう公園事務所	79-2933
---------------------	------------------------	----------	---------------	---------

(2) 特設公衆電話設置箇所一覧表

No.	避難場所	設置場所	特設公衆 電話回線数	電話番号 1	電話番号 2
1	琴南小学校 体育館	まんのう町造田 1984 番地 1 琴南 小学校体育館<特設公衆電話用>	1	0877-85-2031	
2	旧琴南中学 校体育館	まんのう町中通 838 番地琴南中学校 体育館<特設公衆電話用>	1	0877-85-2351	
3	旧琴南東小 学校体育館	まんのう町川東 919 番地 旧琴南東小学校体育館<特設公衆電 話用>	1	0877-84-2023	
4	高篠小学校 体育館	まんのう町東高篠 139 番地 高篠小 学校体育館<特設公衆電話用>	1	0877-75-0716	
5	四条小学校 体育館	まんのう町四条 732 番地四条小学校 体育館<特設公衆電話用>	2	0877-75-4378	0877-75-4379
6	満濃南小学 校体育館	まんのう町吉野 74 番地満濃南小学 校体育館<特設公衆電話用>	1	0877-79-2281	
7	吉野体育館	まんのう町吉野 1932 番地 1 吉野 体育館<特設公衆電話用>	1	0877-79-2295	
8	長炭小学校 体育館	まんのう町炭所西 1431 番地 2 長 炭小学校体育館<特設公衆電話用>	1	0877-79-1226	
9	旧仲南東小 学校体育館	まんのう町七箇 2529 番地 1 旧仲 南東小学校体育館<特設公衆電話用 >	1	0877-78-3645	
10	仲南小学校 体育館	まんのう町帆山 743 番地仲南小学校 体育館<特設公衆電話用>	1	0877-78-3215	
11	旧仲南西小 学校体育館	まんのう町追上 20 番地 10 旧仲南 西小学校体育館<特設公衆電話用>	1	0877-78-3109	
12	旧仲南北小 学校体育館	まんのう町宮田 689 番地旧中南北小 学校体育館<特設公衆電話用>	1	0877-75-4316	
合計			13		

1 4 協定関係

(1) 協定及び覚書等一覧表

番号	協定・覚書等の名称	締結先名	締結年月日	備考
1	香川県消防相互応援協定	8 市長、9 町長、4 事務組合管理者	昭和 61 年 12 月 1 日	
2	香川県防災ヘリコプター応援協定	香川県、8 市長、9 町長、4 事務組合管理者	平成 6 年 4 月 1 日	
3	鉄道災害時の安全対策に関する覚書	9 消防本部、四国旅客鉄道(株)	平成 15 年 12 月 1 日	
4	鉄道災害時の安全対策に関する覚書	5 消防本部、高松琴平電気鉄道(株)	平成 15 年 12 月 25 日	
5	災害時における救援物資提供に関する協定書	四国コカ・コーラボトリング(株)	平成 17 年 12 月 8 日	
6	広域消防相互応援協定書	2 消防組合、高松市長、まんのう町長	平成 18 年 1 月 10 日	徳島県美馬西部消防組合
7	災害時における応急対策業務の実施に関する協定書	まんのう町建設業協同組合	平成 18 年 7 月 19 日	
8	災害時における応急対策業務の実施に関する協定書	まんのう町建設業協会	平成 18 年 7 月 19 日	
9	災害時における避難施設指定に伴う協定書	満濃ヒルズカントリークラブ	平成 19 年 5 月 1 日	
10	災害時における上下水道施設の応急対策業務に関する協定書	まんのう町上下水道工事業組合	平成 20 年 8 月 1 日	
11	災害時の相互応援に関する協定書	香川県、8 市長、9 町長	平成 23 年 11 月 22 日	
12	災害時における応急対策業務及び環境美化活動の実施に関する協定書	まんのう町緑会	平成 24 年 6 月 14 日	
13	災害時における救援活動の協力に関する協定書	まんのうレスキューサポートバイカーズ	平成 24 年 7 月 29 日	
14	災害時における物資供給に関する協定書	NPO 法人コメリ災害対策センター	平成 25 年 8 月 12 日	
15	災害時の協力に関する協定書	四国電力(株)	平成 26 年 1 月 27 日	
16	災害時の医療救護活動に関する協定書	仲多度南部医師会、仲多度郡歯科医師会、善通寺市仲多度郡薬剤師会、仲多度南部消防組合	平成 26 年 4 月 3 日	
17	災害時における電気設備等の応急対策業務に関する協定書	まんのう町街路灯工事組合	平成 26 年 4 月 21 日	
18	特設公衆電話の設置及び管理並びに利用等に関する覚書	西日本電信電話(株)香川支店	平成 26 年 5 月 22 日	
19	災害発生時における仲多度郡まんのう町とまんのう町内等郵便局の協力に関する協定	まんのう町内郵便局代表日本郵便(株)吉野郵便局長 小野七洋	平成 27 年 6 月 1 日	
20	災害時における一時避難場所の仕様に関する協定書	有限会社正木鉄工所、(株)村上重機	平成 28 年 10 月 27 日	
21	アマチュア無線による災害時応援協定	一般財団法人日本アマチュア無線連盟 JARL こんびらクラブ	平成 28 年 11 月 8 日	
22	災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書	赤帽香川県軽自動車運送協同組合	平成 29 年 10 月 17 日	
23	災害時の水道施設の復旧等に関する協定書	香川県広域水道企業団	平成 30 年 4 月 1 日	
24	災害時における社会福祉施設と町の対応(福祉避難所)に関する協定書	医療法人社団前田整形外科外科医院	平成 30 年 5 月 17 日	

番号	協定・覚書等の名称	締結先名	締結年月日	備考
25	災害時における社会福祉施設と町の対応(福祉避難所)に関する協定書	社会福祉法人正友会	平成30年5月24日	
26	災害時における社会福祉施設と町の対応(福祉避難所)に関する協定書	社会福祉法人優真会	平成30年5月24日	
27	災害時における社会福祉施設と町の対応(福祉避難所)に関する協定書	医療法人社団林泉会	平成30年5月24日	
28	災害時における情報共有に関する協定	国土交通省四国地方整備局	平成30年12月3日	
29	まんのう町災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定書	社会福祉法人まんのう町 社会福祉協議会	令和2年7月22日	
30	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	令和3年3月24日	

15 様式

(1) 様式第1号 (被害状況報告書)

様式第1号

表1-1 被害状況報告書

(発生経過) (市 第 報)
町

災害の原因

災害の発生日 平成 年 月 日

災害発生場所 (地域)

平成 年 月 日 時 分 現在
 発信時刻
 発信者
 受信者

区分	種類	番号	件数	被害金額	摘要	
人的被害	死者	1	人			
	行方不明者	2	人			
	負傷者	重傷	3			人
		軽傷	4			人
住家被害	全壊 (流・埋没)	5	棟			
		6	世帯			
		7	人			
	半壊 (流・埋没)	8	棟			
		9	世帯			
		10	人			
	一部破損	11	棟			
		12	世帯			
		13	人			
	床上浸水	14	棟			
		15	世帯			
		16	人			
	床下浸水	17	棟			
18		世帯				
19		人				
り 災 世 帯 数		20	世帯			
り 災 者 数		21	人			

表1-2 被害状況報告書 その2

区分	種類	番号	件数	被害金額	摘要	
非住家	公共建物	22	棟	千円		
	その他	23	棟			
耕地	田	流・埋	24			ha
		冠水	25			ha
	畑	流・埋	26			ha
		冠水	27			ha
農畜林産	農作物	28	ha (トン)			
	家畜(家きん)	29	頭 (羽)			
	林産物	30	ha (トン)			
船舶 (漁船)	沈没	31	隻			
	流出	32	隻			
	破損	33	隻			
	分解等による船	34	隻			
水産	漁具	35	流			
	水産物	36				
施設	文教施設	37	箇所			
	病院	38	箇所			
	道路	39	箇所			
	橋梁	40	箇所			
	河川	41	箇所			
	砂防	42	箇所			
	海岸	43	箇所			
	港湾	44	箇所			
	漁港	45	箇所			
	農業施設	46	箇所			
	林業施設	47	箇所			
	水産施設	48	箇所			
	商工施設	49	箇所			
	清掃施設	50	箇所			
	51	箇所				

表1-3 被害状況報告書 その3

区分	種類	番号	件数	被害金額	摘要
その他	崖くずれ	52	箇所		
	鉄道不通	53	箇所		
	水道	54	戸		
	電話	55	回線		
	電気	56	戸		
	ガス	57	戸		
	ブロック塀等	58	箇所		
		59			
火災発生	建物	60	件		
	危険物	61	件		
	その他	62	件		
被害総額		63		千円	
今後の見通し等					
市町災害対策本部設置日時					
災害救助法発動要請日時					
避難状況					
応急活動及び救助活動状況					
応援機関等の出動状況	消防(水防)団員数 人・その他応援者数 人				
備考	消防職員出動延人数 人・消防団員出動延人数 人				

(2) 様式第2号 (救助実施記録日計票)

様式第2号

表2-1 救助実施記録日計票

救助の種類	避	炊	水	救出	救助実施記録日計票 まんのう町 責任者 班 氏名 (印) (自治会責任者 氏名 (印))
	修	学	死	死	
	理		搜	処	
	障	○	○	○	
	○	○			
No. _____ (○月○日○時○分)					
員数 (世帯)					
品目 (数量金額)					
受入先					
払出先					
場所					
方法					
記事					

救助実施記録日計票記入要領

- 1 : 各救助の種類ごとに一葉作成する。
- 2 : 記録票欄外のナンバー欄には、記録票作成ごとに一連番号を附するものとし、前回分を訂正する必要がある場合、例えばNo.10 の次にNo.5 の分を訂正する場合には、No.11 (No.5 訂正) のように記載のうえ、前回分No.5 の記録票には朱で×印を附し (No.11 に訂正済) とし、棄却することなくそのままナンバー順に綴っておく。なお、救助の実施種類が多い場合には、救助の種類ごとに一連番号を附し、ナンバー順に綴ってよい。
- 3 : 記録票欄外の救助の種類別欄の該当の救助名を○でかこみ、欄内該当欄に必要最少限度の事項を記入する。
- 4 : 機械、器具等は無償で借上げた場合についても、記録票を作成する。
- 5 : 災害救助基金より放出した場合についても、同様とする。
- 6 : 被服、寝具その他生活必需品の給与等で、都道府県調達分と町調達分の双方があるときは、それぞれ別個に記録票を作成する。

(3) 様式第3号 (被災者台帳)

様式第3号

表3-1 被災者台帳 (まんのう町)

世帯主	住所	まんのう町		番地		方		号		アパート		住家	自家 散家	全壊	全焼	流失	半壊	半焼	上 床	浸水 下
		氏名	世帯人員		人的被害		死亡	人、重傷		人、軽傷		人								
被災年月日		年		月		日		被災場所												
被災者										備考										
	氏名	年令	続柄	性別	職業	勤務先又は 学校名 (学年)	死亡	負傷名 (重、軽傷別)	備考											
1																				
2																				
3																				
4																				
5																				
6																				
7																				
8																				
計																				
備考																				

(4) 様式第4号 (被災証明書)

様式第4号

表4-1 表

被災証明書 被災証明願 平成 年 月 日 (宛先) まんのう町長 申請者 住所 _____ 氏名 _____ 電話 _____ 被災証明書				
1. 使用目的及び 証明の提出先				
2. 申請人と、被災 対象物との関係	所有者 管理者 占有者 担保者 その他 (_____)			
3. 被災内容	家財 車両 その他 (_____)			
4. 被災場所	まんのう町			
5. 所有者等				
6. 被災原因	平成 年 月 日 (_____) に発生した <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 台風 号 <input type="checkbox"/> 集中豪雨 <input type="checkbox"/> (_____) による			
7. 被災状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="height: 20px;"></td></tr> <tr><td style="height: 20px;"></td></tr> <tr><td style="height: 20px;"></td></tr> </table>			

※添付書類 被害状況が確認できる写真または、関係書類 (見積書等)

※太線の中を記載してください。

上記のとおり被災したことを証明します。 平成 年 月 日 まんのう町長 ㊟
--

(10) 様式第10号 (埋葬台帳)

様式第10号

表10-1 埋葬台帳 (まんのう町)

死亡 年月日	埋葬 年月日	死亡者		埋葬を行った 者		埋葬費				備考
		氏名	年齢	死亡者 との 関係	氏名	棺(附 属品を 含む。)	埋葬ま たは火 葬料	骨箱	計	
						円	円	円	円	
計		人								

- (注) 1: 埋葬を行った者が町長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
 2: 町長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
 3: 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

(13) 様式第13号 (災害救助法による生業資金借入申込書)

「災害救助の運用と実務 ー平成18年版ー 第一法規」によると、当該申請は廃止された。

様式第13号

表 13-1 災害救助法による生業資金借入申込書 (まんのう町)

借入申込人	住所	職業
	氏名	明大昭 年 月 日生
保証人	住所	職業
	氏名	明大昭 年 月 日生
借用金額		
借用期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
返還場所		
償還方法	一時払	分割払
被害例	全壊	流失
収入の状況		
借入れを受けようとする理由及び目的		
返還計画		
災害救助法による生業資金として上記のとおり借入れいたしたく申込みます。 平成 年 月 日 香川県知事 殿 借入申込者 ㊟ 保証人氏名 ㊟		

(15) 様式第15号 (食糧現品給与簿)

様式第15号

表 15-1 食糧現品給与簿 (まんのう町)

給与 年月 日	給与 人数	食数	給与物品内訳				受領者					備 考
			米	乾 パン	かん 詰		住所	世帯主 氏名	家族 数	受領 印	避難先 市町名	
									人			
計												

(19) 様式第19号 (物資の供与状況)

様式第19号

表 19-1 物資の供与状況 (まんのう町)

住家被害 程度区分	世帯主 氏名	基礎と なった 世帯構 成人員	供 与 月 日	物資供与の品名						実支 出額	備考
				布団	毛布	作業 衣		なべ	〇〇		
		人	月 日							円	
計	全壊	世帯									
	半壊	世帯									

災害救助物資として上記のとおり供与したことに相違なし
平成 年 月 日

供与責任者
氏名 印

- (注) 1 : 住家の被害程度に、全壊 (焼)、流失又は半壊 (焼)、床上浸水の別を記入すること。
- 2 : 受領年月日に、その世帯に対して最後に供与された物資の受領年月日を記入すること。
- 3 : 「物資供与の品名」欄に、数量を記入すること。

(21) 様式第21号 (病院診療所医療実施状況)

様式第21号

表 21-1 病院診療所医療実施状況 (まんのう町)

診療 機関名	患者氏 名	診療期間	病名	診療区分		診療報酬点数		金額	備考
				入院	通院	入院	通院		
		月 日				点	点	円	
計 機関	人								

(注) 「診療区分」欄は、該当欄に○印を記入すること。

(24) 様式第24号 (応急仮設住宅台帳)

様式第24号

表 24-1 応急仮設住宅台帳 (まんのう町)

応急 仮設 住宅 番号	世帯主 氏名	家族 数	所在 地	構造 区分	面積	敷地 区分	着工 月日	竣工 月日	入居 月日	実支 出額	備 考
		人					月日	月日	月日	円	
計	世帯										

- (注) 1 : 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し、添付すること。
- 2 : 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
- 3 : 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
- 4 : 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅、パルプ式組立住宅の別を記入すること。
- 5 : 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別をも明らかにすること。
- 6 : 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。

(26) 様式第26号 (臨時雇上人夫勤務状況表)

様式第26号

表 26-1 臨時雇上人夫勤務状況表 (まんのう町)

住所	氏名	年齢	単価	○月分			基本賃金		割増賃金		計	備考
				日	日	日数	日数	金額	時間	金額		
				日	日							
			円					円		円		
計	人			人	人							
				人	人							

上記のとおり勤務したことを証明する。

平成 年 月 日

まんのう町総務課長

㊟

- (注) 1 : 救助種目ごとに別冊又は別頁とすること。
- 2 : 時間外勤務に従事させた場合は、その時間数を日別欄に記入しておくこと。
- 3 : 必要に応じ「賃金受領」欄を設けて差しつかえないこと。
- 4 : 適当な箇所に勤務証明の奥書をしておくこと。

(27) 様式第 27 号 (派遣要請書)

様式第 27 号

表 27-1 派遣要請書 (まんのう町)

		年 月 日
香川県知事	殿	
		まんのう町長
自衛隊に対する災害派遣要請について (申出)		
このことについて、次のとおり自衛隊に派遣方をお願いします。		
記		
1 災害の情况及び派遣を要請する事由		
2 派遣を希望する時間		
平成 年 月 日 時から		
平成 年 月 日 災害が終了するまで		
3 派遣を希望する区域及び活動内容		
(1) 派遣を希望する区域		
(2) 活動内容		
4 その他参考となるべき事項		
(1) 宿舎		
(2) 食糧		
(3) 資料		

(28) 様式第 28 号 (撤収要請書)

様式第 28 号

表 28-1 撤収要請書 (まんのう町)

			年	月	日
香川県知事	殿				
					まんのう町長
災害派遣部隊の撤収について (報告)					
先に申し出た〇〇〇による部隊等の〇〇作業については、その目的を達したので、 次のとおり派遣部隊等の撤収についてよろしくお願いします。					
記					
撤収年月日	平成	年	月	日	時

(29) 様式第29号 (輸送記録簿)

様式第29号

表 29-1 輸送記録簿 (まんのう町)

輸送 月日	目的	輸送 区間 (距 離)	借上等		金額	修繕			燃料 費	実 支 出 額	備 考		
			使用 車両 等			故障車両等		修繕 月日				修繕 費	故障の 概要
			種 類	台 数		名称 番号	所有者 氏名						
					円				円	円			
計													

- (注) 1 : 「目的」欄は、主たる目的 (又は救助の種類名) を記入すること。
 2 : 都道府県又は市町の車両等による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
 3 : 借上車両等による場合は、有償、無償を問わず記入すること。
 4 : 借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
 5 : 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

(30) 様式第30号 (学用品購入 (配分) 計画表)

様式第30号

表 30-1 学用品購入 (配分) 計画表 (まんのう町)

品名	単価	小中学		小学生						中学生						合計		備考
		区分	全壊流失分	半壊			全壊流失分	半壊			合計	備考						
				児童数	数量	金額		児童数	数量	金額			生徒数	数量	金額	生徒数	数量	
	円			円			円			円			円			円		
計																		

(注) 1 : 本表は、学用品のうち文房具及び通学用品のみとし、教科書 (教材を含む) については、別途適宜作成するものであること。
 2 : 都道府県調達分があるときは、その旨を各品目ごとの「備考」欄に明らかにしておくこと。

(31) 様式第31号 (学用品の給与状況)

様式第31号

表31-1 学用品の給与状況 (まんのう町)

学校名	学年	児童 (生徒) 氏名	親権者 氏名	給与 月日	給与品の内訳						実支 出額	備考
					教科書			その他学用品				
					国語	算数		鉛筆	ノート			
				月日							円	
計	小学校	人									円	
	中学校	人									円	

学用品を上記のとおり給与したことに相違なし。

平成 年 月 日

給与責任者 (学校長)
氏 名



- (注) 1 : 「給与月日」欄には、その児童 (生徒) に対して最後に給与した給与月日を記入すること。
- 2 : 「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

16 その他

(1) 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考							
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 320円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等に供与する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を越える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上							
応急仮設住宅に供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり2,660,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、266万円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上に供与する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。							
炊き出しその他の食品の給与	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者	1日1人当たり 1,110円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した全額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)							
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上							
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等により、生活上に必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記全額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物質の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること							
		区分			1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊			夏	18,400	23,700	34,900	41,800	53,000	7,800
		全焼			冬	30,400	39,500	55,000	64,300	80,900	11,100
半壊	夏	6,000	8,100	12,100	14,700	18,600	2,600				
半焼	冬	9,800	12,700	18,000	21,400	27,000	3,500				
床上浸水	冬	9,800	12,700	18,000	21,400	27,000	3,500				
医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班・・・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の修繕費等の実費 2 病院又は診療所・・・国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上							
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上							
災害者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死から明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上							

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
災害した住宅の 応急修理	1 住家が半壊若しくは 半焼し、自らの資力に より応急修理をすること ができない者 2 大規模な補修が行わ なければ居住すること が困難である程度に住 家が半壊若しくは半焼 した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に 必要最小限の部分1世帯当り 567,000 円以内	災害発生の日から1 ヵ月以内	
学用品の給与	住宅の全壊、全焼、流 失、半壊、半焼又は、床 上浸水により学用品を喪 失又は毀損し、就学上支 障のある小学校児童（※ 2）、中学校生徒（※3） 及び高等学校等生徒（※ 4）	1 教科書及び教科書以外の教材で 教育委員会に届出又はその承認を 受けて使用している教材、又は正規 の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当り 次の金額以内 小学校児童 4,200 円 中学校生徒 4,500 円 高等学校等生徒 4,900 円	災害発生の日から （教科書） 1ヵ月以内 （文房具及び通学 用品） 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の 実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を 対象にして実際に埋葬を 実施する者に支給	1体当り 大人（12歳以上） 208,700 円以内 小人（12歳未満） 167,000 円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡し た者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあ り、かつ、各般の事情に よりすでに死亡していると 推定される者	当該地域における通常の実績	災害発生の日から 10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計 上 2 災害発生後3日を経過し たものは一応死亡した者と 推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者 について、死体に関す る処理（埋葬を除く。） をする。	（洗浄、消毒等） 1体当り 3,400 円以内 〔 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当り 5,300 円以内 〕 検 案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途 計上 3 死体の一時保存にドライ アイスの購入費等が必要な 場合は当該地域における通 常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等 に障害物が運びこまれて いるため生活に支障をきた している場合で自力では 除去することのできない 者	1世帯当り 134,300 円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配 分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認めら れる期間以内	

	範 囲	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当り 医師、歯科医師 22,100 円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 15,400 円以内 保健師、助産師、看護師、准看護師 15,600 円以内 救命救急士 15,200 円以内 土木技術者、建築技術者 16,400 円以内 大工 19,400 円以内 左官 19,300 円以内 とび職 19,200 円以内	救助の実施が認められる期間以内	1 時間外勤務手当は、日当の額を基礎とし、県の常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内。 2 旅費は、日当の額を基礎とし、職員等の旅費に関する条例（昭和27年香川県条例第32号）の規定により定められた額の範囲内において、県の常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内。

- ※1 この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。
- ※2 特別支援学校の小学部児童を含む。
- ※3 中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。
- ※4 高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒

(2) 災害弔慰金

① 実施主体 町が条例を定めて実施

② 対象災害 自然災害によるもので、次のいずれかの場合

(ア) 町において5以上の世帯の住居が消滅した場合（該当町のみ適用）

(イ) 県内に（ア）に該当する市町が3以上の場合（県内の（ア）に該当する市町以外の市町にも適用）

(ウ) 県内において災害救助法が適用された場合（県内の災害救助法が適用されていない市町も適用）

(エ) 県外で災害救助法が適用された都道府県が2以上の場合（県内の市町も適用）

※ 災害弔慰金の支給対象となる死亡は、支給する町の住民の②に述べた対象災害による死亡であるので、住所地以外の他の市町の区域内で災害に遭遇して当該死亡が生じた場合であっても支給事由に該当することになるので留意のこと。

③ 支 給

(ア) 死亡の認定 自然災害と因果関係の判定

(行方不明者は3ヶ月経過により死亡と推定)

(イ) 住民用件 当該町の住民であること

(住民票の有無を問わず、生活の根拠があるかどうかで判断)

(ウ) 支給対象遺族 配偶者（事実婚を含む）、子、父母、孫、祖父母

(エ) 支 給 額 ○生活維持者 500万円

※ 社会通念上、死亡者が受給遺族の主たる扶養者であったとみられる場合で、かつ受給遺族に収入がない場合又は、受給遺族の収入が所得税法第2条第1項第33号に規定する控除対象配偶者に係る所得金額の制限を受ける程度以内の場合。

○そ の 他 250万円

(オ) 支給の制限 ○本人の故意、重大な過失がある場合

○業務に従事していたことにより支給される給付金等がある場合

○市町長の避難の指示に従わなかった等特別の事情がある場合

④ 経費負担 国………2/4（県の要した費用の2/3）

県………1/4（市町の要した費用の3/4）

町………1/4

⑤ 手 続 支給した場合は速やかに県に申請

(3) 災害障害見舞金

① 実施主体 町が条例を定めて実施

② 対象災害 災害弔慰金と同じ

③ 支給

(ア) 支給対象者 対象災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（症状固定を含む）に精神又は身体に法別表に規定する障害がある者

(イ) 障害の認定 ○自然災害との因果関係の判定
○法別表の障害の程度に該当するか否かの判定

(ウ) 住民要件 災害弔慰金と同じ

(エ) 支給額 ○生計維持者 250万円
○その他 125万円

(オ) 支給の制限 災害弔慰金と同じ

④ 経費負担 災害弔慰金と同じ

⑤ 手続 支給した場合は速やかに県に申請

⑥ 災害弔慰金との関係

災害障害見舞金を支給されている者が、当該災害により死亡した場合の災害弔慰金の額は、既に支給された災害障害見舞金の額を差し引いたものとなる。

(法別表)

- 1 両眼が失明した者
- 2 咀嚼及び言語の機能を廃した者
- 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者
- 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者
- 5 両上肢をひじ関節以上で失った者
- 6 両上肢の用を全廃した者
- 7 両下肢をひざ関節以上で失った者
- 8 両下肢の用を全廃した者
- 9 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる者

(4) 災害援護資金

- ① 実施主体 町が条例を定めて実施
- ② 対象災害 自然災害によるもので、県内において災害救助法が適用された市町が1以上ある場合（法第10条・法施行令第3条）
- ③ 対象被害 世帯主の負傷……………1ヶ月以上
（香川県内の負傷のみに限る）
住居が全壊・半壊又は家財の損害が1/3以上（※自動車は含まない）
- ④ 貸付対象者 被害世帯の世帯主
- ⑤ 所得制限 世帯員の所得を合算（前年の所得）

H10.6.1 施行

1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	4人を超える世帯
220万円	430万円	620万円	730万円	730万円に1人増すごとに30万円を加算

ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては1,270万円とする。

⑥ 貸付条件

(ア) 限度額

世帯主の1ヶ月以上の負傷……………	150万円	}	(250万円)	}	270万円 (350万円)	}	350万円
家財の1/3以上の損害……………	150万円						
住居の半壊……………	170万円	(250万円)					
住居の全壊……………	250万円	(350万円)					
住居の全体の滅失……………	350万円						

() 内の額は、住居を建て直す際、残存部分を取り壊さざるを得ない等特別の事情がある場合

- (イ) 措置期間 3年（特別の事情がある場合は5年）
- (ウ) 利率 年3%（措置期間は無利子）利子は市町の徴収事務費となる
延滞の場合は年10.75%
- (エ) 保証人 民法による（能力者たること、弁済の資力を有すること）法施行令第8条（※1）
※1 『災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第8条（災害援護資金の貸付を受けようとする者は、保証人を立てなければならない。保証人は、貸付を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。）』
- (オ) 手続 3ヶ月以内申請（災害発生の日の翌月1日から起算）
町から県には災害発生の日から4月以内

⑦ 償 還

(ア) 期 間 借受人 → 町 10年 (措置期間を含む)

町 → 県 11年 (措置期間を含む)

(イ) 方 法 年賦又は半年賦、元利均等償還

(ウ) 支払猶予 法施行令第11条 (※2)

※2 『災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第11条 (災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、貸付を受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるときは、支払を猶予することができる。)』

(エ) 償還免除 法第13条 (※3) 及び法施行令第12条 (※4)

※3 『災害弔慰金の支給等に関する法律第13条 (市町は、貸付を受けた者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため償還できない場合は、償還未済額の全部又は一部の償還を免除できる。県は、市町に対し、免除した貸付金の償還を免除するものとする。)』

※4 『災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第12条 (ただし、市町の条例で定め、保証人が償還未済額を償還できると認められる場合は、この限りでない。)』

⑧ 経費負担 国……… 2 / 3

県……… 1 / 3

(5) 被災者生活再建支援金（生活再建支援・居住安定支援）

- ① 実施主体 都道府県（法4条の規定により被災者生活再建支援法人（財）都道府県会館）へ委託
- ② 対象災害 自然災害によるもので、下記に該当する災害
- （ア）市町又は都道府県の人口区分に応じた一定規模以上の被害が発生した市町区域に係る災害（災害救助法適用基準Ⅰ、Ⅱに該当する災害、みなし規定あり半壊1/2、床上浸水等1/3で換算、※災害救助法が適用されるレベルという意、法適用が要件でない）
- （イ）町において10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した災害（みなし規定なし）
- （ウ）県内において100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した災害（みなし規定なし）
- （エ）（ア）～（ウ）に隣接する市町（人口10万人未満に限る。）において、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した災害
- ③ 対象世帯
- 居住する住宅が全壊した世帯
 - 居住する住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
 - 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯（火砕流等によるもの、例：長崎雲仙型の災害）
 - 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

④ 支給条件

(1) 支給金額

支給される支援金には「生活関係経費」と「居住関係経費」があり、【対象世帯と支給限度額】に示す限度額の範囲で、①～⑧の費用に対して支給される。

〔生活関係経費〕

①被災世帯の生活に必要な物品の購入費又は修理費

自動炊飯器、電子レンジ、ガステーブル類、電気冷蔵庫、電気掃除機、電気洗濯機、ミシン、電気アイロン、扇風機、たんす、座卓、食卓セット、食器戸棚、照明器具、鏡台、寝具、自転車、電話機、テレビ、ラジオ、冷暖房器（ルームエアコン、ストーブ、電気ごたつ、電気カーペット）、防寒服、ベビーベッド、うば車、学生服、学習机、眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器

その他内閣総理大臣が必要と認めた医療器具又は福祉用具（血圧計、低周波治療器、温熱治療器、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、点字器、義眼、義肢、排便補助具、収尿器、超短波治療器、視力表、家庭用吸入器（平成18年3月現在）（※5 被災者生活再建支援制度（財都道府県会館より抜粋））

②自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費

自然災害に起因する負傷等で、かつ災害発生日から起算して1年を経過する日までの間に支払われる費用であり、社会保険、健康保険、国民健康保険、日雇労働者健康保険、共済保険等、法令の規定に基づき給付される医療費を補填する保険金の額を控除した自己負担額が対象となる（※5）。

③住居の移転費用又は移転のための交通費

引越し専門業者又は運送業者の荷役に対する対価、レンタカー代（燃料費を含む）、有料道路等の通行料金、運送に必要な人件費、鉄道、航空機、バス、タクシー等交通機関の利用料金が対象となるが、応急仮設住宅等一時的な居住又は避難を目的とする住宅への引越し費用は対象とならない（※5）。

④住宅を賃借する場合の礼金

賃貸住宅入居時の礼金の類で、賃貸借契約が終了し住宅を明け渡す際に賃貸人から返還されない費用が対象となる。賃貸借契約の終了時に返還される敷金の類は対象とならない（※5）。

〔居住関係経費〕

⑤民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費（50万円が限度）

住宅（公営住宅を除く）を賃借するときの家賃や、仮設住宅、テント、トレーラーハウス、マンスリーマンション、ホテル等の利用料が対象となる（※5）。家賃等の月額から1月2万円を控除した額に、申請書の申請期間（最大25月）以内における契約月数を乗じた額が対象となり、50万円を限度とする（※5）。

⑥住宅の解体（除却）・撤去・整地費

工事費等に係る経費の70%が対象となり、200万円を限度とする。

廃棄物に係る処分費は対象外である（※5）。

⑦住宅の建設、購入又は補修のための借入金等の利息（申請期間（37月）内に支払った利息から年1%を控除した利率（最大2.5%））

⑧ローン保証料、その他住宅の建替等に係る諸経費

建築確認、完了検査又は中間検査の申請手数料、水道給水申し込みに際して水道事業者を支払う料金、登記（保存・移転・抵当権設定等）に係る司法書士等に対する報酬が

対象となる（※5）。

（注）長期避難世帯の特例として避難指示が解除された後、従前居住していた町内に居住する世帯は、更に①、③の経費について合計金額の範囲内で70万円を限度に支給

（注）他の都道府県へ移転する場合は⑤～⑧それぞれの限度額の1／2

【対象世帯と支給限度額】

	世帯全員の 収入合計額	世帯主の 年齢等 (被災日現在)	世帯の 人 数	支 給 限 度 額			
				合計	生活関係経費 ①～④	居住関係経費⑤～⑧	
						うち 家賃等	
全壊世帯 (半壊世帯)	年収≤500万円	世帯主の年齢 は問いません	2人以上	300万円	100万円	200万円	50万円
			1人	225万円	75万円	150万円	37.5万円
	500万円<年収 ≤700万円	45歳以上又は 要援護世帯	2人以上	150万円	50万円	100万円	25万円
			1人	112.5万円	37.5万円	75万円	18.75万円
		上記以外		支給対象外			
	700万円<年収 ≤800万円	60歳以上又は 要援護世帯	2人以上	150万円	50万円	100万円	25万円
			1人	112.5万円	37.5万円	75万円	18.75万円
		上記以外		支給対象外			
	800万円<年収	—		支給対象外			
	大規模半壊世帯	年収≤500万円	世帯主の年齢 は問いません	2人以上	100万円	支給対象外	100万円
1人				75万円	75万円		37.5万円
500万円<年収 ≤700万円		45歳以上又は 要援護世帯	2人以上	50万円	支給対象外	50万円	25万円
			1人	37.5万円		37.5万円	18.75万円
		上記以外		支給対象外			
700万円<年収 ≤800万円		60歳以上又は 要援護世帯	2人以上	50万円	支給対象外	50万円	25万円
			1人	37.5万円		37.5万円	18.75万円
		上記以外		支給対象外			
800万円<年収		—		支給対象外			

※居住関係経費

- ・ 全壊世帯で被災住宅が自己所有でない世帯については、家賃等を除き、支給限度額が上表の1/2となる（規則第8条）。
- ・ 被災時に居住していた都道府県外（被災時に居住していた市町に隣接する市町は除く）に移転する場合は、経費の算出に当たり、それぞれの経費に1/2を乗じる扱いとなる（規則第9条4項）が、支給限度額は上表のとおりである。

(注) 要援護世帯：心身喪失・重度知的障害者、1級の精神障害者、1・2級の身体障害者等を含む世帯

- ⑤ 経費負担 被災者生活再建支援法人が支給する支援金の2分の1に相当する額を国が補助（残りの2分の1は、全都道府県出資による基金で負担）

⑥ 手 続

(ア) 申請期間

●生活再建支援金……自然災害が発生した日から起算して13カ月以内

●居住関係経費のうち家賃・一時的使用料等に係る経費

……自然災害が発生した日から起算して25カ月以内

これ以外の経費……自然災害が発生した日から起算して37カ月以内

(イ) 原則として世帯主により申請（特段の事情がある場合には代理人による申請も可能）

(ウ) 申請期間中、7回まで申請可能

(エ) 概算払により支援金の支給を受けた場合、自然災害が発生した日から起算して各経費ごとの申請期間に2月を加えた期間内に「使途実績報告書」の提出を要する。

(オ) 概算払いでも支給上限額まで申請可能（使途実績報告は、後日必要となります。過払いにならないように注意してください。）

⑦ 収入合計額の算定（※5）

世帯の収入額は、所得のある世帯全員について、次により各人の収入額を算定する。

(ア) 収入の算定は、まず世帯が居住する住宅が自然災害により被害を受けた日（被災日）の属する年の前年の収入（当該被災日が1月から5月までの間である場合は、前前年の収入）について行う。その収入額の算定は、その収入が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の町民税に係る総所得金額を用い、【世帯収入の合計額の算定】の左欄の総所得金額の区分に応じ、右欄の算定式による計算した額となる。

(イ) 次に、上記（ア）で算定された各人の収入額の合計を求める。この合計が【対象世帯と支給限度額】の「世帯収入の合計額」となる。

【世帯収入の合計額の算定】

総所得金額（※）	収入の額
97万5千円以下	総所得金額+65万円
97万5千円を超え、108万円以下	総所得金額÷0.6
108万千円を超え、234万円以下	(総所得金額+18万円) ÷0.7
234万千円を超え、474万円以下	(総所得金額+54万円) ÷0.8
474万千円を超え、780万円以下	(総所得金額+120万円) ÷0.9
780万千円を超える	(総所得金額+170万円) ÷0.95

※「総所得金額」は、収入金額から必要経費等を差し引いたもので、地方税法第313条第1項に規定するものをいう。

(6) まんのう町の定める条例・条例施行規則

(1) ～ (5) における、まんのう町の定める条例は、次のとおりである。

- ・ まんのう町災害弔慰金の支給等に関する条例
 - (災害弔慰金の支給)
 - (災害障害見舞金の支給)
 - (災害援護資金の貸付け)
- ・ まんのう町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則
 - (災害弔慰金の支給)
 - (災害障害見舞金の支給)
 - (災害援護資金の貸付け)

(7) 火災・災害等即報要領

		〔昭和59年10月15日〕
		消防災第267号消防庁長官
改正	平成6年12月	消防災第279号
	平成7年4月	消防災第83号
	平成8年4月	消防災第59号
	平成9年3月	消防情第51号
	平成12年11月	〔消防災第98号〕
		〔消防情第125号〕
	平成15年3月	〔消防災第78号〕
		〔消防情第56号〕
	平成16年9月	消防震第66号

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第22条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

(参考)

消防組織法第22条

消防庁長官は、都道府県及び市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（昭和57年12月28日付消防救第53号）」の定めるところによる。

3 報告手続

(1) 「第2即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合をいう。（1）及び(5)において同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

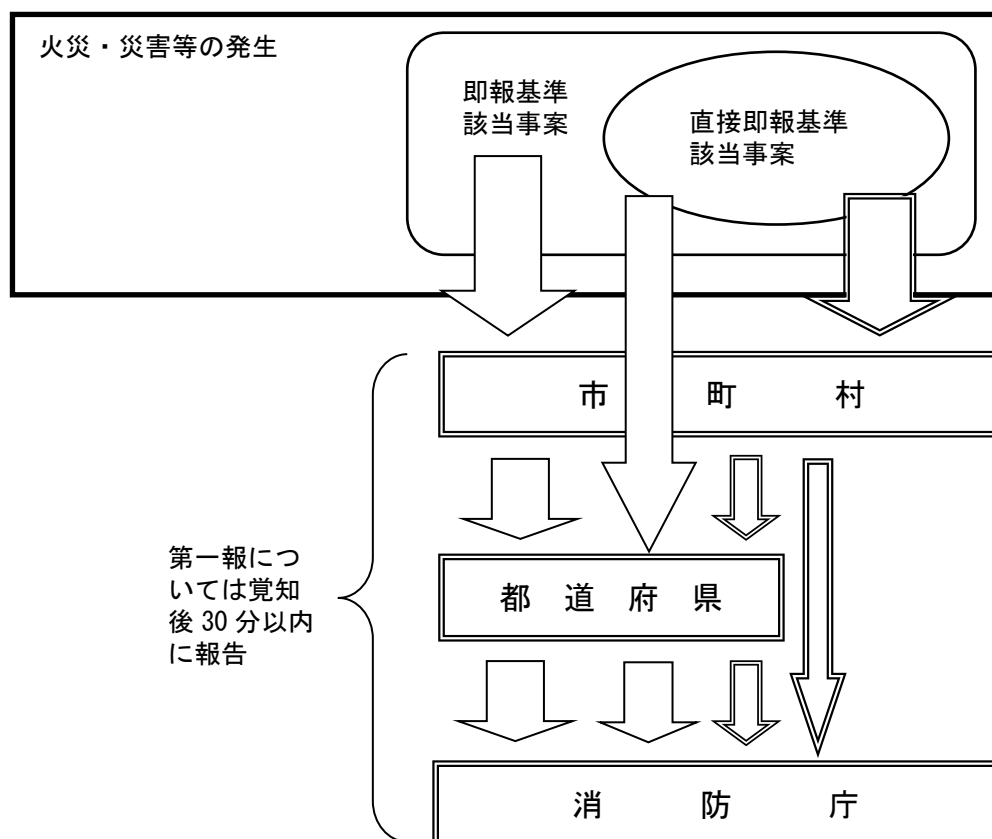
(2) 「第2即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。

(3) 「第2即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告を行うものとする。

(4) 「第3直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道

府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。

(5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものの中から逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。



4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。また、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故(火災の発生を伴うものを含む。)を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災(爆発を除く。)については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

イ 救急・救助事故等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急処理事態を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体(応援団体を含む。)は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星車載局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 「第2即報基準」及び「第3直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。

(2) 市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めるものとする。

(3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。

(4) 市町村が都道府県に報告できない場合にあつては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。

(5) (1)から(4)までにかかわらず、地震等により、消防機関への通報が殺到した場合、その

状況を市町村は直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者が3人以上生じたもの
- 2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については（1）の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 火災

ア) 建物火災

- 1) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- 2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- 3) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反對象物の火災
- 4) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- 5) 損害額1億円以上と推定される火災

イ) 林野火災

- 1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- 2) 空中消火を要請したもの
- 3) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

ウ) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- 1) 航空機火災
- 2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
- 3) トンネル内車両火災
- 4) 列車火災

エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

(例示)

- ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

- 1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

- 2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

3) 特定事業所内の火災（1）以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- 1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- 2) 負傷者が5名以上発生したもの
- 3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- 4) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- 5) 海上、河川への危険物等流出事故
- 6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

- 1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
- 2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- 3) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- 4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者5人以上の救急事故
- 2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- 3) 要救助者が5人以上の救助事故
- 4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故

(例示)

- ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・バスの転落による救急・救助事故
- ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）についても、上記2と同様式を用いて報告すること。

- 1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第12号）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- 2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急処理事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

(1) 一般基準

- 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- 3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(2) 個別基準

ア 地震

地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したもの

イ 津波

津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- 1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- 1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- 1) 臨時火山情報が発表され、登山規制又は通行規制等を行ったもの
- 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

ア 交通機関の火災

第2の1の(2)のアのウ)に同じ。

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイ1)、2)に同じ。

ウ 危険物等に係る事故（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- 1) 第2の1の(2)のウ1)、2)に同じ。
- 2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
- 3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - ① 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - ② 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
- 4) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- 5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

エ 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- 1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- 2) バスの転落等による救急・救助事故
- 3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- 4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第2の3の1)、2)に同じ。

4 災害即報

地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

火災の種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」及び「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

1) 死者3人以上生じた火災

ア 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

ア) 建物等の用途、構造及び環境

イ) 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防
査察の経過

イ 火災の状況

ア) 発見及び通報の状況

イ) 避難の状況

2) 建物火災で個別基準の5)又は6)に該当する火災

ア) 発見及び通報の状況

イ) 延焼拡大の理由

ア 消防事情 イ 都市構成 ウ 気象条件 エ その他

ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

エ) り災者の避難保護の状況

オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

3) 林野火災

ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※必要に応じて図面を添付する。

イ) 林野の植生

ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

4) 交通機関の火災

ア) 車両、船舶、航空機等の概要

イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○(株)○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項で「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

<救急・救助事故等即報>

3 第3号様式（救急・救助事故等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「負傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

<災害即報>

4 第4号様式

1) 第4号様式—その1（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

(1) 災害の概況

ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

（ア）風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

（イ）地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

（ウ）雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

（エ）火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥石流、火山弾、火山灰等の概況

（オ）その他これらに類する災害の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。

その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

(例)

- ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・避難指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

2) 第4号様式—その2 (被害状況即報)

(1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2) 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(3) 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

(4) 備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

ア 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

イ 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

エ 応急対策の状況

市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

(例)

- ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・避難指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・災害ボランティアの活動状況

消防庁受信者氏名 _____

※ 爆発を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時		(月 日 時 分) 月 日 時 分	
火元の業態・用途				事業所名 (代表者氏名)		
出火箇所				出火原因		
死者	死者(性別・年齢)		人		死者の生じた理由	
	負傷者 重症		人			
	中等症		人			
	軽症		人			
建物の概要	構造階層			建築面積 延べ面積		
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 半焼棟 部分焼 ぼや棟	棟 棟 棟 棟	} 計 棟	焼損面積	建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 a
り災世帯数					気象状況	
消防活動状況	消防本部(署)		台	人		
	消防団		台	人		
	その他			人		
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認が取れていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式（特定の事故）

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設に係る事故
 - 4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()			
発生場所				
事業所名	特別防災区域	〔 レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他 〕		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分	
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分	
消防覚知方法	気象状況			
物質の区分	1.危険物 2.指定可燃物 3.高圧ガス 4.可燃性ガス 5.毒劇物 6.RI等 7.その他 ()		物質名	
施設の区分	1.危険物施設 2.高圧混在施設 3.高圧ガス施設 4.その他 ()			
施設の概要	危険物施設の区分			
事故の概要				
死傷者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等	人 (人)
			重症	人 (人)
			中等症	人 (人)
			軽症	人 (人)
消防防災 活動状況 および 救急・救助 活動状況	事業所	出場機関	出場人数	出場資機材
		自衛防災組織	人	
		共同防災組織	人	
		その他	人	
	消防本部(署)		台	
	消防団		台	
	海上保安庁		人	
	自衛隊		人	
警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分		その他	人	
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認が取れていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態															
発生場所																
発生日時 (覚知日時)	<table border="1"> <tr> <td>月</td> <td>日</td> <td>時</td> <td>分</td> <td>覚知方法</td> </tr> <tr> <td>()</td> <td>()</td> <td>()</td> <td>()</td> <td></td> </tr> </table>	月	日	時	分	覚知方法	()	()	()	()						
月	日	時	分	覚知方法												
()	()	()	()													
事故等の概要																
死傷者等	<table border="1"> <tr> <td>死者 (性別・年齢)</td> <td>計</td> <td>人</td> <td>負傷者等</td> <td>人 ()</td> </tr> <tr> <td>不明</td> <td></td> <td>人</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>重症</td> <td>人 ()</td> </tr> <tr> <td>中等症</td> <td>人 ()</td> </tr> <tr> <td>軽症</td> <td>人 ()</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	死者 (性別・年齢)	計	人	負傷者等	人 ()	不明		人	<table border="1"> <tr> <td>重症</td> <td>人 ()</td> </tr> <tr> <td>中等症</td> <td>人 ()</td> </tr> <tr> <td>軽症</td> <td>人 ()</td> </tr> </table>	重症	人 ()	中等症	人 ()	軽症	人 ()
	死者 (性別・年齢)	計	人	負傷者等	人 ()											
不明		人	<table border="1"> <tr> <td>重症</td> <td>人 ()</td> </tr> <tr> <td>中等症</td> <td>人 ()</td> </tr> <tr> <td>軽症</td> <td>人 ()</td> </tr> </table>	重症	人 ()	中等症	人 ()	軽症	人 ()							
重症	人 ()															
中等症	人 ()															
軽症	人 ()															
救助活動の要否																
要救護者数 (見込)	<table border="1"> <tr> <td>救助人員</td> </tr> </table>	救助人員														
救助人員																
消防・救急・救助活動状況																
災害対策本部等の設置状況																
その他参考事項																

(注) 負傷者等欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認が取れていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）

[災害概況即報]

消防庁受信者氏名 _____

災害名 _____ (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所				発生日時	月 日 時 分				
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)			(市町村)					

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認が取れていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式 (その2)

(被害状況即報)

都 道 府 県				区 分		被 害	
災 害 名 ・ 報 告 番 号		災 害 名 報 第 (月 日 時現在)		田	流 失 ・ 埋 没	ha	
					冠 水	ha	
報 告 者 名				畑	流 失 ・ 埋 没	ha	
					冠 水	ha	
区 分		被 害		そ	文 教 施 設	箇 所	
					病 院	箇 所	
人		死 者 人		の	道 路	箇 所	
					橋 り よ う	箇 所	
的 被 害		行 方 不 明 者 人		河 川	港 湾	箇 所	
					砂 防	箇 所	
負 傷 者		重 傷 人		清 掃 施 設	崖 く ず れ	箇 所	
					軽 傷 人		
住 家		全 壊		棟	鉄 道 不 通	箇 所	
					世 帯		
半 壊		棟		被 害 船 舶	水 道 戸		
					世 帯		
一 部 破 損		棟		電 話	電 気 戸		
					世 帯		
床 上 浸 水		棟		ガ ス 戸	ブ ロ ッ ク 塀 等	箇 所	
					世 帯		
床 下 浸 水		棟		り 災 世 帯 数		世 帯	
					世 帯		
非 住 家		公 共 建 物		火 災 発 生	建 物	件	
					そ の 他	棟	
そ の 他		棟		危 険 物		件	
					そ の 他	棟	

区 分		被 害	災 害 等 対 策 置 本 状 部 況	都 道 府 県	市 町 村
公 立 文 教 施 設	千円				
農 林 水 産 施 設	千円				
公 共 土 木 施 設	千円				
そ の 他 の 公 共 施 設	千円				
小 計	千円				
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団体				
そ の 他	農 業 被 害	千円	災 害 適 用 市 町 村 助 法 名	計	団体
	林 業 被 害	千円			
	畜 産 被 害	千円			
	水 産 被 害	千円			
	商 工 被 害	千円			
	そ の 他	千円			
被 害 総 額	千円		消 防 職 員 出 動 延 人 数	人	
			消 防 団 員 出 動 延 人 数	人	
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ 災害ボランティアの活動状況 				

※被害額は省略することができるものとする。

(8) 災害報告取扱要領

(昭和 45 年 4 月 10 日付消防防第 246 号)

第 1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 22 条の規定に基づき消防庁長官が求める報告のうち災害に関する報告について、その形式および方法を定めるものとする。

なお、災害即報については、火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）の定めるところによるものとする。

2 災害の定義

「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象または大規模な事故のうち火災（火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日消防総第 100 号）に定める火災をいう。）を除いたものとする。

3 被害状況等の報告

市町村は、把握した被害状況等について必要な事項を都道府県に報告し、都道府県は、市町村からの報告及び自らの情報収集した被害状況等を整理して、必要な事項を消防庁長官に報告するものとする。

なお、各都道府県は、被害状況の把握にあたって当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。

4 報告すべき災害

この要領に基づき報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- (2) 都道府県または市町村が災害対策本部を設置したもの。
- (3) 災害が当初は軽微であっても、2 都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合は同一災害で大きな被害を生じているもの。
- (4) 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの。
- (5) 災害の状況およびそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの。

5 報告の種類、期日等

- (1) 報告の種類、提出期限、様式および提出部数は次の表のとおりとする。

報告の種類	提出期限	様式	提出部数
災害確定報告	応急対策を終了した後 20 日以内	第 1 号様式	1 部
災害中間報告	12 月 20 日	第 2 号様式	1 部
災害年報	4 月 30 日	第 3 号様式	1 部

- (2) 災害中間報告は、毎年 1 月 1 日から 12 月 10 までの災害による被害の状況について、12 月 10 日現在で明らかになったものを報告するものとする。
- (3) 災害年報は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの災害による被害の状況について、翌年 4 月 1 日現在で明らかになったものを報告するものとする。

第 2 記入要領

第 1 号様式、第 2 号様式および第 3 号様式の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下

同じ。)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。

(3)「半壊」とは、住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のも、具体的には、損壊部分はその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。

(4)「一部損壊」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

(5)「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。

(6)「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

(1)「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

(2)「公共建物」とは、たとえば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。

(3)「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

(4)非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

(1)「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。

(2)「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。

(3)「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。

(4)「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。

(5)「道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。

(6)「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。

(7)「河川」とは、河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

(8)「港湾」とは、港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用および管理上重要な臨港交通施設とする。

(9)「砂防」とは、砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。

(10)「清掃施設」とは、ごみ処理およびし尿施設とする。

(11)「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害とする。

(12)「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、ならびに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。

(13)「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。

(14)「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。

(15)「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。

(16)「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。

(17)「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

(18)「被災世帯」とは、災害により全壊、半壊および床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同

生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。

(19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

(1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。

(2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）により補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。

(3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。

(4) 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共の用に供する施設とする。

(5) 災害中間年報および災害年報の公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。

(6) 「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。

(7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。

(8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。

(9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。

(10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。

(11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 その他

備考欄には、災害発生年月日、災害の種類および概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

【補足資料】

(県が作成)

項目	説明
棟	一つの建物をいう。ただし、主屋より延べ面積の小さい建築物（同じ宅地内にあるもので、非住家とし計上するにいたらない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）が付着している場合は、同一棟とみなす。
病院	病院、医院、診療所等とする。
崖崩れ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 2 条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖崩れを含む。）による災害で人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。

第1号様式 災害確定報告

都道府県				区		分		被		害	
災害名・確定年月日		月 日 時確定		そ		畑		流失・埋没		ha	
報告者名				田		冠		水		ha	
区		分		害		畑		流失・埋没		ha	
人的被害		死者		人		冠		水		ha	
負傷者		重傷		人		文		教		施設	
軽傷		人		病		院		箇所			
住家被害		全壊		棟		道		路		箇所	
半壊		棟		世帯		橋		り		ょう	
一部破損		棟		人		河		川		箇所	
床上浸水		棟		世帯		港		湾		箇所	
床下浸水		棟		世帯		砂		防		箇所	
非住家		公共建物		棟		清		掃		施設	
その他		棟		人		崖		く		ず	
						鉄		道		不	
						被		害		船	
						水		道		戸	
						電		話		回	
						電		気		戸	
						ガ		ス		戸	
						ブ		ロ		ッ	
						り		災		世	
						り		災		者	
						火		災		発	
						建		物		件	
						危		険		物	
						そ		の		他	
						件		件		件	

区		分		被		害		都道府県災害 対策本部		名称			
公立文教施設		千円						設置		年 月 日 時			
農林水産施設		千円						解散		年 月 日 時			
公共土木施設		千円						災害対策本部 設置市町村名					
その他の公共施設		千円						災害救助法 適用市町村名					
小計		千円						計		団体			
公共施設被害市町村数		団体						計		団体			
農業被害		千円						計		団体			
林業被害		千円						消防職員出動延人数		人			
畜産被害		千円						消防団員出動延人数		人			
水産被害		千円						災害発生場所					
商工被害		千円						災害発生年月日					
その他		千円						災害の概況					
被害総額		千円						消防機関の活動状況					
備考								その他(継続指示の状況)					

区分		災害名							計
		発生年月日							
人的被害	死者	人							
	行方不明者	人							
	負傷者	重傷	人						
		軽傷	人						
住家被害	全壊	棟							
		世帯							
		人							
	半壊	棟							
		世帯							
		人							
	一部破損	棟							
		世帯							
		人							
	床上浸水	棟							
		世帯							
		人							
床下浸水	棟								
	世帯								
	人								
非住家	公共建物	棟							
	その他	棟							
り災世帯数		世帯							
り災者数		人							
被害総額		千円							
公立文教施設		千円	()	()	()	()	()	()	
農林水産業施設		千円	()	()	()	()	()	()	
公共土木施設		千円	()	()	()	()	()	()	
その他の公共施設		千円	()	()	()	()	()	()	
その他被害		千円							
消防職員出動延人数		人							
消防団員出動延人数		人							
都道府県災害対策本部	設置	月日	月日	月日	月日	月日	月日		
	解散	月日	月日	月日	月日	月日	月日		
災害対策本部設置市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	
災害救助法適用市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体	

第3号様式 災害年報

都道府県名

区分		災害名 発生年月日								計	
人的被害	死者	人									
	行方不明者	人									
	負傷者	重傷	人								
		軽傷	人								
住家被害	全壊	棟									
		世帯									
	半壊	棟									
		世帯									
	一部破損	棟									
		世帯									
	床上浸水	棟									
		世帯									
	床下浸水	棟									
		世帯									
	非住家	公共建物	棟								
		その他	棟								
その他	田	流失・埋没	ha								
		冠水	ha								
	畑	流失・埋没	ha								
		冠水	ha								
	学校	箇所									
	病院	箇所									
	道路	箇所									
	橋りょう	箇所									
	河川	箇所									
	港湾	箇所									
	砂防	箇所									
	清掃施設	箇所									
	崖くずれ	箇所									
	鉄道不通	箇所									
	被害船舶	隻									
水道	戸										

その他	電話回線								
	電気戸								
	ガス戸								
	ブロック塀箇所								
火災発生	建物件								
	危険物件								
	その他の件								
り災世帯数	世帯								
り災者数	人								
公立文教施設	千円	()	()	()	()	()	()	()	
農林水産業施設	千円	()	()	()	()	()	()	()	
公共土木施設	千円	()	()	()	()	()	()	()	
その他の公共施設	千円	()	()	()	()	()	()	()	
小計	千円	()	()	()	()	()	()	()	
公共施設被害市町村数	団体								
その他	農産被害	千円							
	林産被害	千円							
	畜産被害	千円							
	水産被害	千円							
	商工被害	千円							
その他	千円								
被害総額	千円								
都道府県災害対策本部	設置	月日	月日	月日	月日	月日			
	解散	月日	月日	月日	月日	月日			
災害対策本部設置市町村	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体		
災害救助法適用市町村	団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体		
消防職員出動延人数									
消防団員出動延人数									

(9) まんのう町防災会議委員名簿 (令和3年度)

番号	区 分	所 属 名	職 名	氏 名
1	1号委員 指定地方行政機関	国土交通省 四国地方整備局 香川河川国道事務所	所長	森本 英二
2	2号委員 香川県知事部門	香川県危機管理総局危機管理課	課長	塩田 広宣
3		香川県中讃土木事務所	所長	廣瀬 治
4		香川県中讃保健福祉事務所	所長	安藤 正純
5	3号委員 香川県警察	香川県警察琴平警察署	署長	山原 孝浩
6	4号委員 町長部門	まんのう町	副町長	栗田 昭彦
7		まんのう町総務課	課長	萩岡 一志
8		まんのう町琴南支所	支所長	河野 正法
9		まんのう町仲南支所	支所長	多田 浩章
10		まんのう町企画政策課	課長	松浦 正吾
11		まんのう町住民生活課	課長	山本 貴文
12		まんのう町福祉保険課	課長	池下 尚治
13		まんのう町健康増進課	課長	國廣 美紀
14		まんのう町建設土地改良課	課長	河田 勝美
15		まんのう町学校教育課	課長	香川 雅孝
16	まんのう町生涯学習課	課長	細原 敬弘	
17	5号委員 教育長	まんのう町教育委員会	教育長	三原 一夫
18	6号委員	仲多度南部消防組合消防本部	消防長	宮下 春夫
19	消防長及び消防団長	まんのう町消防団	団長	小野 賢一
20	7号委員 指定公共機関及び 指定地方公共機関	四国電力送配電株式会社 高松支社丸亀事業所	所長	竹林 和久
21		西日本電信電話株式会社香川支店	支店長	北口 哲也
22		社団法人香川県医師会仲多度南部医師会	会長	森田 敏郎
23		香川県エルピーガス協会 仲多度支部琴平地区会	会長	谷村 則行
24	8号委員	陸上自衛隊第14旅団 第15即応機動連隊	第1機動戦闘車 中隊長	福田 成樹
25		長尾上婦人防火クラブ	団長	高木 るり子

(10) 参集途上における被害状況報告書
第2号様式

		整理番号 ー	
参集場所		参集時刻	月 日 時 分
所属・氏名	災害対策本部	班	課・氏名
参集ルート	出発地 () 町) → 経由地 () 町) → 参集先		
被 害 状 況			
<input type="checkbox"/> 建物等の 倒壊・損傷状況 時 分			
<input type="checkbox"/> 道路・鉄道等交通施設 の状況 時 分			
<input type="checkbox"/> 火災発生、延焼消防阻 害要因等 時 分			
<input type="checkbox"/> 救出・応急救護の状況 時 分			
<input type="checkbox"/> ライフラインの状況 時 分			
<input type="checkbox"/> 施設の状況 時 分			
<input type="checkbox"/> 必要な対策 (物資・資 材含む)			
<input type="checkbox"/> その他			

まんのう町地域防災計画
資料編

発行日 令和3年7月
発行 香川県仲多度郡まんのう町

〒766-8503
香川県仲多度郡まんのう町吉野下430
TEL 0877-73-0100
FAX 0877-73-5668
<https://www.town.manno.lg.jp/>

企画・編集 まんのう町 総務課
